

令和8年2月定例会

環境農林水産常任委員会会議録

令和8年3月11日～12日・16日

場 所 第4委員会室

令和8年3月11日(水曜日)

画の変更について

午前10時0分開会

○閉会中の継続審査について

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和8年度宮崎県一般会計補正予算
- 議案第6号 令和8年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算
- 議案第7号 令和8年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算
- 議案第8号 令和8年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算
- 議案第12号 令和8年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 議案第22号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第33号 財産の無償譲渡について
- 議案第35号 林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第36号 国営施設応急対策事業大淀川左岸地区の執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第37号 国営施設応急対策事業川南原地区の執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第38号 農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第41号 宮崎県環境基本計画の変更について
- 議案第42号 宮崎県森林・林業長期計画の変更について
- 議案第43号 宮崎県農業・農村振興長期計画の変更について
- 議案第44号 宮崎県水産業・漁村振興長期計

出席委員(7人)

委員 長	川 添 博
副委員 長	下 沖 篤 史
委 員	山 下 博 三
委 員	二 見 康 之
委 員	野 崎 幸 士
委 員	井 本 英 雄
委 員	前屋敷 恵 美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	長 倉 佐知子
環境森林部次長 (総括)	塩 田 康 一
環境森林部次長 (技術担当)	右 田 憲史郎
環境森林課長	川 越 勉
再造林推進室長	鳥 原 賢 治
環境管理課長	黒 木 誠
循環社会推進課長	長 友 和 也
自然環境課長	太田原 潤 一
森林経営課長	宮 川 美 品
山村・木材振興課長	笹 山 寿 樹
みやざきスギ 活用推進室長	川 本 芳 光
林業技術センター所長	松 永 雅 春
木材利用技術 センター所長	川 畑 昭 一

事務局職員出席者

議事課主事	黒 木 耀一朗
-------	---------

議事課主任主事 前 鶴 彩 友

○川添委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、御覧のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、当初予算関連議案の審査方法についてであります。

お手元、または、文書共有システムの委員協議フォルダ内の資料、委員会審査の進め方（案）を御覧ください。

まず、1、審査方針についてであります。

当初予算の審査に当たっては、重点事業・新規事業を中心に説明を求めることとし、併せて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明を求めることとしております。

次に、2、当初予算関連議案等の審査についてであります。

環境森林部及び農政水産部の審査につきましては、長時間にわたることが予想されますので、お手元の資料のとおり予算議案のみ班を分けて説明・質疑を行い、全体がそろった後、特別議案の説明・質疑を行いたいと存じます。

なお、質疑については、関連した質疑を効率的に行う観点から、課ごと、または項目ごとに質疑を受けることといたします。

審査の進め方については以上であります。このとおり進めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

審査に入ります前に、皆様に御協力をお願いいたします。

本日で東日本大震災から15年を迎えました。

そこで、当委員会といたしまして、この震災で亡くなられた多くの方々の御冥福を祈り、ただいまから黙祷をささげたいと存じます。

皆様の御起立をお願いいたします。

〔全員起立〕

○川添委員長 黙祷。

〔黙祷〕

○川添委員長 お直りください。

それでは、ただいまから審査に入ります。

本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○長倉環境森林部長 資料の2ページの目次を御覧ください。

本日、御審議いただきます議案は、予算議案として、議案第1号「令和8年度宮崎県一般会計予算」ほか3件、特別議案として、議案第33号「財産の無償譲渡について」ほか3件でございます。

それでは、3ページを御覧ください。

この表は、議案第1号をはじめとする4つの予算議案に関する歳出予算を課別に集計したものでございます。

このうち、議案第1号の一般会計の予算額は、表の左から2列目、Aの欄の令和8年度当初予算額の上から2行目、一般会計の欄にあります

ように、211億4,780万2,000円となっております。

また、議案第6号、議案第7号、議案第8号の特別会計の予算額は、表の下から3行目、特別会計の欄にありますように、12億3,735万1,000円となっております。

この結果、環境森林部の令和8年度当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせまして、表の1行目、環境森林部の欄にありますように、223億8,515万3,000円となり、令和7年度当初予算額と比較しますと、99.5%となっております。

4ページを御覧ください。

議案第1号関係の債務負担行為の追加が1件ございます。

令和8年度に、日本政策金融公庫が宮崎県林業公社に融資したことによって、損害を受けた場合の損失補償であり、これは、林業公社が第4期経営計画に基づいて、経営改善を図るため、現在の借入金残高の一部について、日本政策金融公庫からの低利の融資に借り換えることを予定しており、その借入れに対し損失補償をするものであります。

借入れの限度額は1億2,760万1,000円でございます。

続きまして、5ページを御覧ください。

環境森林部における、グリーン成長プロジェクトのこれまでの主な取組を記載しております。

1の「産学官と県民が一丸となって再造林に取り組む「宮崎モデル」の構築」につきましましては、令和7年度からの新たな取組として、4つ目の丸にあるとおり、行政書士や司法書士、弁護士、森林組合職員による、森林に関する相続・登記や手入れなどの無料相談会を県内3会場で開催したほか、7つ目の丸にあるとおり、植栽の妨げとなっている灌木等の除去に対する支援を行っております。

また、右の写真にあるとおり、建築物における県産材の利用や県民への県産材の利用意義等の普及啓発など、県産材需要拡大等の取組として、建築物の木造化などの木材利用の推進や、木材利用の効果の見える化に取り組むことを宣言する「「森の国・木の街」づくり宣言」に本県も参画することとし、令和7年10月に開催された「みやざき木づかい県民会議総会」において、宣言書への署名を行ったほか、県庁本館1階にある県民室の内装を木質化し、木のぬくもりや県産木材の魅力が感じられる空間にリニューアルしたところです。

主な成果指標としまして、1つ目の再造林率につきましては、プロジェクト開始時点の73%に対しまして、現況値は令和6年度実績の79%、2つ目のネットワーク加入事業体数は、目標の400事業体に対しまして、本年1月末時点で214事業体となっております。

2の「脱炭素経営の推進による産業部門の成長の実現」につきましては、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の見える化や削減に向けた取組の伴走支援を行ったほか、セミナーの開催や設備の導入補助の実施など、企業の脱炭素経営を支援することで、企業の持続的な成長へとつながる事業活動への転換を図ったところです。

主な成果指標の事業活動に伴う温室効果ガス排出量については、令和2年度実績の500万トンに対しまして、現況値は令和4年度実績の436万トンとなっております。

6ページを御覧ください。

環境森林部における、グリーン成長プロジェクト関連の令和8年度主要事業について御説明します。

1つ目の柱の「産学官と県民が一丸となって再造林に取り組む「宮崎モデル」の構築」では、

①～④の4つの視点で取り組んでまいります。

まず、①の再生林の推進に向けた意識醸成と支援体制の充実では、上から1つ目の改善事業で、森林の相続に関する相談会の実施や相談体制の強化を、2つ目の事業で、再生林に係る補助金のかさ上げの継続などを行うこととしております。

また、②の再生林を支える担い手・経営体の確保では、1つ目の改善事業で、林業事業者等に対する資機材の導入支援等を、2つ目の改善事業で、造林作業の短期雇用者の受入れに係る経費の支援などに取り組んでいくこととしております。

さらに、③の林業採算性の向上を図る新技術等の実装では、1つ目の改善事業で、森林調査等研修会の開催やドローン資格取得経費の支援などを行うこととしております。

最後に、④の循環型林業に不可欠な県産材需要の拡大では、1つ目の新規事業で、非住宅の木造化促進に向けた3次元情報管理システム（BIM等）の導入支援のほか、2つ目の新規事業で、木育遊具の導入支援などに取り組むこととしております。

2つ目の柱の「脱炭素経営の推進による産業部門の成長の実現」では、畜産バイオマス発電設備や事業所等への太陽光発電設備等の導入支援、脱炭素経営の実現に向けた伴走支援などに引き続き取り組んでまいります。

グリーン成長プロジェクトは、令和8年度が総仕上げの年となりますので、新たな事業も含め、再生林率日本一に向けてしっかりと取り組んでまいります。

議案等の詳細につきましては、担当課長より御説明いたしますので、御審議のほどよろしく御願いたします。

○川添委員長 部長の概要説明が終了いたしました。

審査の進め方ではありますが、予算議案のみ2班に分けて議案等の審査を行い、全体がそろった後、特別議案等の審査を行うことといたします。

また、質疑については、関連した質疑を効率的に行う観点から、課ごとに質疑を受けることといたします。課ごとに質疑をいたします。

執行部の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、歳出予算の説明については、重点・新規事業を中心に簡潔に行い、併せて、決算における指摘要望事項に係る対応状況についても、御説明をお願いいたします。

それでは、まず第1班として、環境森林課、環境管理課、循環社会推進課の予算議案に係る審査を行いますので、順次、議案の説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は全ての課の説明が終了した後にお願いいたします。

○川越環境森林課長 環境森林課の当初予算について御説明いたします。

常任委員会資料の7ページを御覧ください。

環境森林課の当初予算は、表の左から2列目の令和8年度当初予算額の欄にありますように、一般会計で31億8,005万7,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

8ページを御覧ください。

表の上から2番目、（目）環境保全費、（事項）地球温暖化防止対策費の5億8,276万8,000円であります。

説明及び事業名欄の1、改善事業「ひなたゼロカーボン2050プロモーション事業」につつま

しては、脱炭素社会づくりの実現に向けて、県民参加型イベントの開催やSNS等を活用した広報を展開することにより、県民や事業者の気運醸成や行動変容の促進を図るものであります。

9ページを御覧ください。

(目) 林業振興指導費であります。

次の10ページを御覧ください。

4番目にあります(事項) みやぎきスマート林業推進費の改善事業につきましては、後ほど御説明いたします。

次の(事項) 森林の相続等相談対応費の521万9,000円であります。

1、改善事業「森林の相続等相談体制構築事業」につきましては、森林の相続等に関する相談会を開催し、相談内容の整理・分析を行いながら、行政書士会や地域再造林推進ネットワーク等が連携した相談体制の構築を検討することとしております。

11ページを御覧ください。

改善事業「脱炭素化対策普及促進事業」であります。

予算額は右上に記載のとおり、2,028万4,000円です。

事業の目的ですが、県内事業者の脱炭素経営を促進するため、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の可視化や脱炭素化の取組を一体的に支援することで、持続的な成長へとつながる事業活動への転換を図るものです。

次のページの現状と課題を御覧ください。

カーボンニュートラル実現に向けましては、事業者の意識改革、行動変容、行動定着に向けた仕組みづくりが急務となっておりますが、各事業者の取組状況も様々であるため柔軟な対応が必要と考えております。

このため、事業内容及び効果にありますとお

り、セミナー等を通じ、脱炭素を自分事として捉えていただき、排出量を可視化した上で、具体的な削減計画を経営に反映することで、脱炭素経営への転換を図るものです。

この事業を通じて、県内企業が脱炭素をコストではなく成長のチャンス、つまりグリーントランスフォーメーションを成長エンジンとして活用できる環境を整え、地域経済の活性化につなげてまいります。

13ページを御覧ください。

新規事業「畜産バイオマス発電設備導入事業」であります。

予算額は1億2,500万円です。

事業の目的ですが、畜産バイオマス発電設備の導入を支援することで、地域資源を有効活用したエネルギーの地産地消と資源循環を促進するものであります。

次のページの現状と課題を御覧ください。

本県は畜産業が盛んですが、家畜排せつ物処理は慢性的な課題となっております。現在、県内の再生可能エネルギーにおいて、家畜排せつ物由来の発電は僅か1%にとどまっております。

その要因としましては、大規模な設備投資が必要な点が普及の壁となっております。一方で、近年では畜産農家の省力化・自動化に伴いまして、消費電力は増加傾向にあります。

このため、事業内容及び効果にありますとおり、家畜排せつ物を活用したバイオマス発電設備の導入を支援することで、地域資源を有効活用したエネルギーの地産地消を促進するとともに、非常時の電源確保や環境負荷の低減を実現し、本県における畜産バイオマスのロールモデルとして脱炭素化を牽引していくことを目指してまいります。

15ページを御覧ください。

改善事業「みやざきスマート林業実装支援事業」であります。

予算額は814万7,000円です。

事業の目的ですが、ドローンによる森林調査手法の普及促進等により、スマート林業の推進を図るものであります。

次のページの現状と課題を御覧ください。

本県は杉人工林の76%が収穫可能となるなど、森林資源が充実しており、近年は毎年2,800ヘクタール前後が伐採され、伐採後の再造林率は、グリーン成長プロジェクトの取組により伸びてきておりますが、70%台で推移しているため、植栽未済地が増えてきております。

また、造林作業等を担う林業就業者数は減少するとともに、高齢化も進行していることから、作業の効率化・省力化による生産性の向上が必要であります。

このため、事業内容及び効果にありますとおり、これまで実証を行ってきましたドローンを活用した森林調査手法の研修会を開催するとともに、ドローンの操縦者技能証明の取得を支援することで、樹種や本数、材積などのデータ取得を効率化・省力化するスマート林業の実装を推進し、生産性の向上を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明いたします。

17ページを御覧ください。

指摘要望事項につきましては、Jークレジット制度について、森林由来のクレジットは、森林所有者の森林整備に係る負担の軽減につながることを期待されるため、引き続き、様々な企業等を対象に説明会を開催するなど普及啓発していくことという御指摘・御要望をいただいております。

森林由来Jークレジットは、購入した企業等がカーボンオフセットに活用でき、創出した森林所有者等にとっても販売収益を森林整備に活用できることから、近年、取組が広がってきております。

一方で、クレジットの創出に係るプロジェクトの登録やクレジット認証などの手続きが煩雑で、費用負担が大きいことや、販売先の確保などの課題があることから、県では、説明会の開催による制度の周知や登録等における書類作成などの支援を行っております。

Jークレジットは、令和8年度から国が本格導入予定の排出量取引制度において活用が可能となるため、需要がさらに高まることが期待されることから、環境森林部としましては、引き続き森林由来Jークレジットの活用を推進してまいります。

○黒木環境管理課長 環境管理課の当初予算につきまして御説明いたします。

資料の18ページを御覧ください。

当課の当初予算の総額は、表の左から2列目の欄にありますように、一般会計で3億7,631万1,000円をお願いしております。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

19ページを御覧ください。

表の(目)環境保全費、上から2番目の(事項)大気保全費7,729万円ではありますが、説明及び事業名欄の1「大気汚染常時監視事業」5,414万2,000円は、大気汚染防止法に基づき、二酸化硫黄や光化学オキシダントなどの大気汚染物質を常時監視するものであります。

次に、その下の(事項)水質保全費5,964万2,000円ではありますが、1、「水質環境基準等監視事業」3,717万6,000円は、水質汚濁防止法に

に基づき、公共用水域や地下水について、汚濁物質やヒ素などの有害物質を常時監視するものがあります。

また、6の新規事業「硫黄山河川白濁対策支援事業」1,436万2,000円につきましては、後ほど御説明いたします。

一番下の(事項)放射能測定調査費1,544万7,000円は、国からの委託を受けまして、屋外の空間放射線量や水道水、土壌などの放射能を調査するものであります。

20ページを御覧ください。

上から3番目の(事項)公害保健対策費9,918万円であります。

これは、旧土呂久鉱山のヒ素による公害健康被害に係る経費で、1、「公害健康被害補償対策費」8,218万7,000円は、慢性ヒ素中毒症の認定患者の方々へ医療費や障害補償費などを給付するものであります。

2、「健康観察検診費」1,120万9,000円は、慢性ヒ素中毒症の認定患者の方々や、土呂久地区居住者の方々等の健康状態の観察、いわゆる土呂久検診を実施するものであります。

また、5の改善事業「土呂久公害の教訓を次世代に引き継ぐための環境教育事業」249万4,000円は、土呂久公害をテーマにしたパネル展や、県内の大学生を対象としたフィールドワークを引き続き実施するほか、小学校の授業に広く取り入れてもらうため、小学校等の教員で構成される県内各地の教育研究会社会科部会等の研修会等へ講師を派遣し、教員が土呂久公害を学ぶ機会を確保するものであります。

次に、一番下の(事項)合併処理浄化槽等普及促進費1億858万1,000円ですが、4、「浄化槽整備支援事業」8,941万9,000円は、生活排水処理率の向上を図るため、市町村が設置

する合併処理浄化槽と単独処理浄化槽やくみ取槽から合併処理浄化槽に転換する個人設置の浄化槽に補助するものであります。

21ページを御覧ください。

新規事業「硫黄山河川白濁対策支援事業」、予算額は1,436万2,000円であります。

まず、事業の目的ですが、硫黄山水質改善施設の管理者となるえびの市に対し、その管理・運用に係る経費の補助及び技術支援を行うことにより、施設の効果的運用による河川下流側の安定的な水質の確保を図るものであります。

次のページの現状と課題を御覧ください。

県では、平成30年の硫黄山噴火による水質悪化を契機に、令和4年に水質改善施設を整備し、管理・運用を行っておりますが、令和6年に、再び河川が著しく白濁したことにより施設が一時的に機能しなくなったことから、河川が白濁した場合の運用手法について、えびの市や専門家とともに整理したところであります。

今般、えびの市と確認いたしました合意内容に基づきまして、令和8年4月に水質改善施設をえびの市に無償譲渡し、管理・運用を行っていただく予定としております。

また、県では、この譲渡に向けまして、えびの市と連携して施設の運用マニュアル等を整備してまいりましたが、自然現象である火山活動や大雨等により、大きく変動する水質に対して、必ずしもマニュアルどおりではなく、状況に応じた対応が求められる可能性もございます。

このため、管理者となるえびの市としましては、財政面や技術面で新たな負担が生じることとなります。

これに対して、事業内容及び効果にありますとおり、財政面の支援といたしまして、河川水の中和処理や水質監視などの施設の管理・運用

の経費に対し、2分の1をえびの市に補助するとともに、えびの高原という特殊な自然環境に応じた適切な対応が必要となることから、専門家の招聘による施設の運用手法に関する技術支援を行うことで、施設の安定運用による下流域の水質安定化を図ることとしております。

なお、現在、農政水産部におきまして、令和6年の河川白濁により稲作を断念された地区に、農業用水を供給する代替水源の整備に取り組んでいるところであり、その完成予定が令和11年度でありますことから、事業の期間は令和11年度までの4年間としております。

最後に、水質改善施設のえびの市への無償譲渡につきましては、後ほど、議案第33号「財産の無償譲渡について」のところで、改めて御説明させていただきます。

○長友循環社会推進課長 循環社会推進課の当初予算について御説明いたします。

資料の23ページを御覧ください。

当課の当初予算の総額は、左から2列目の欄にありますように、一般会計で5億7,940万4,000円をお願いしております。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

24ページを御覧ください。

表の(目)環境保全費、(事項)一般廃棄物処理対策推進費4,524万9,000円であります。

説明及び事業名欄の3、「海岸漂着物等地域対策推進事業」2,283万1,000円ですが、これは、国の補助金を活用しまして、市町村と連携した海岸漂着物発生抑制のための啓発や、市町村が実施する海岸漂着物の回収や処理への支援に加え、県内の海岸に漂着したごみの組成調査等を行うものであります。

次の4、改善事業「災害廃棄物対応力・連携

強化事業」2,047万2,000円につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、(事項)産業廃棄物処理対策推進費4億4,759万4,000円であります。

2の「産業廃棄物処理監視指導事業」の(2)「廃棄物不適正処理防止対策強化事業」の9,268万9,000円につきましては、保健所等に廃棄物監視員を配置して、監視体制を強化することにより、不法投棄の未然防止、早期発見の徹底を図るものであります。

5、「産業廃棄物税基金積立金」2億8,881万円につきましては、産業廃棄物税の税収等から徴税経費を除いた額を基金に積み立てるものであります。

次に、25ページを御覧ください。

(事項)廃棄物減量化・リサイクル推進費8,656万1,000円であります。

1、「循環型社会推進総合対策事業」の主なものとして、(2)「産業廃棄物リサイクル転換支援事業」6,050万円ですが、これは、産業廃棄物のリサイクルに積極的な事業者の取組を支援することにより、産業廃棄物の排出抑制やリサイクル率の向上を図るとともに、みやざきリサイクル製品の消費者への認知度を高め、持続可能な循環型社会の確立を目指すものであります。

次に、26ページを御覧ください。

改善事業「災害廃棄物対応力・連携強化事業」、予算額は2,047万2,000円であります。

事業の目的は、災害廃棄物の処理主体である市町村職員の危機意識の向上や対応力強化、関係機関との連携強化を図るとともに、南海トラフ巨大地震の被害想定の見直しや社会情勢の変化に対応するため、県の災害廃棄物処理計画の全面改定を行うものであります。

次のページの現状と課題を御覧ください。

災害廃棄物は、回収方法やごみの分別について、市町村から住民への広報が遅延しますと、指定された場所以外に大量のごみが積み置かれてしまう——勝手仮置場が発生するため、初動対応が重要になります。

また、市町村職員は、限られた人員で、災害廃棄物の処理を平時のごみ処理と並行して迅速かつ円滑に進めなければならず、職員の対応力強化や平時の備えの充実、実効性の高い処理計画及び関係機関等との連携強化が必要になります。

また、南海トラフ地震は、例年の災害とは次元の異なる対応が求められるため、県の災害廃棄物処理計画は、そのような特異性や、現在及び将来の社会情勢も踏まえた計画に改める必要があると考えております。

そのため、事業内容及び効果にありますとおり、ネットワーク会議や図上演習の開催、市町村処理計画の改定や仮置場候補地の選定支援などにより、市町村の対応力向上や関係機関との連携強化を図ることとしており、これらの取組により、被災地の迅速な復旧や住民生活の早期再建等につなげてまいりたいと考えております。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

課ごとに質疑を行います。

まず、環境森林課の説明について質疑はございませんか。

○井本委員 宮崎モデルというのは、どこが特徴的なんですか。モデルと言う限りは、何か特徴があるんでしょう。

○鳥原再造林推進室長 再造林を推進していく中で、森林所有者から最終的に使用する製材工場とか、そういったところまで含めて、再造林

に取り組んでいこうということで、その中でいろいろ造林補助金のかさ上げとか、ネットワークの構築とか、取り組んで進めていこうというのが宮崎モデルになります。

言えば、生産者、森林所有者から木材の需要拡大まで含めて、再造林に取り組んでいくというものです。

○井本委員 それは、宮崎だけのモデルで、ほかのところはしていないわけですか。

○鳥原再造林推進室長 条例までつくって取り組んでいるというのは、宮崎県が最初の取組で進めております。

○山下委員 畜産バイオマスのほうで、この資料14ページの上の再生可能エネルギー発電分野別の割合ですよね。バイオマスの中で、木質がもう大方占めているということで、この時代に対応してやっていくことは大事だろうと思うんですが、この畜産バイオマスの具体的な取組場所がどこなのか、畜産がどういう形態なのか、酪農なのか、そこを教えてください。

○黒木環境管理課長 この畜産バイオマスの事業構築に向けましては、農政サイド、もしくは、そこから紹介を受けた畜産業の方といろんな意見交換をしています。具体的には、まだ決定ということにはなっていないんですが、新しく令和8年度に入りまして公募をするということになっております。地区までは決定はしていませんけれども、候補としまして、都城地区が上がっております。

あとは、どういった畜産形態なのかということなんですが、畜産バイオマスは、メタンを取りまして、そのメタンを基に発電していくという仕組みを考えております。

そうなりますと、家畜排せつ物で、固形物はなかなかメタンが取りにくい状況になります。

スラリー状——泥状態の家畜ふん尿がメタンには向いているというふうに聞いております。

ですので、例えば乳牛でありますとか、あとは牛・豚ですね、豚の家畜ふん尿はガスには向いているというふうに聞いているところです。

○山下委員 その仕組みは、もう分かっています。高千穂牧場に、もう二十数年前に設置しているんですよ。それで、また、今から希望を取って言ったよね。その事業規模からして、これは農政サイドにも提案が出てくるのか。この議案というのは環境森林部だけですか。

○川越環境森林課長 環境森林課で公募をしますので、申請書の提出や相談があるのは環境森林課のほうとなります。

○山下委員 分かりました。過去、このバイオマス発電関係も、平成13年と、もうだいぶ古い話なんですけれども、いわゆる養豚関係で、前は素掘りといって、洗い水とかふんの処理なんかもほとんど素掘りをして、そこに垂れ流ししていたんです。水質問題が厳しくなって、浄化槽を設置しないといけないということで、それで定義づけをしたんですよ。

そのときに、都城市では、養豚農家もみんな1か所に、そういうバイオマス発電の施設基地を造って、そこに持ち込もうかという話もあったんですよ。様々な養豚業界の病気があるものを、ふん尿施設を1か所に造って、ここの養豚農家から、酪農家でも何でもそうですが、いわゆる1か所に持ってくるということは、リスクをかなり伴うこととなります。例えば、今、豚熱関係が大変蔓延しております。そのことがあって、これはもう中止になって、個人の完結型になってきたんですよ。

この事業を今さらやろうということになると、この予算規模で、取り組む課題が多過

ぎで、1件の対応しかできないと思うんですよ。養豚農家でやるにしても、1件、周りが持ってくるということは不可能だろうと思う。

だから、あなた方が、いわゆる畜産サイドに主導権を渡すんじゃなくて、環境森林課でこの事業体をやるといって、公募していくということ今聞いて、少し不安なんですよ。環境森林部の皆さん方が、本当に農業の状況を分かっている、それらの知識があるのかなという思いなんですよ。その辺の整理はどのようにしていますか。

○川越環境森林課長 そのあたりの考え方なり、リスクについてもそうなんですけれども、畜産サイドである庁内の畜産課とも密に連絡を取り合って、情報交換をしているところです。

○山下委員 これは、農政サイドから、こういう事業化が欲しいという要請が来たわけですか。

○川越環境森林課長 農政サイドにも、同じような施設を造ろうとした場合に、農林水産省の補助金を使った事業として取り組むことも可能です。

今回、環境森林課のほうの補助金を使うという意味合いですが、農林水産省の補助金と環境省の補助金と同じようなことができます。畜産振興を視点とした補助金、一方では、環境保全、再エネ振興というところを視点とした補助金と両方ございまして、同じことができるんですが、補助率で言いますと、資料にも記載しておりますとおり、環境省の補助金のほうが補助率3分の2ということで高いものですから、こちらの補助金を活用するというので、当課のほうが窓口として、これに取り組んでいくということにしております。

○山下委員 分かりました。これは単年度で、令和8年度事業ですよ。1か所でしょう。

○川越環境森林課長　そうです。令和8年度単年度事業になっております。

○山下委員　もう一点、最後に確認しますけれども、これは1経営体のことですか。

○川越環境森林課長　今のところ、1経営体で考えております。

○山下委員　分かりました。

○井本委員　山下委員と同じことなただけけれども、この畜産バイオマスが、何で今頃なんでしょう。それこそ聞いてみたら、25年前の人がやっていたそうですが、国の事業として出てきたということで考えていいわけですか。

○川越環境森林課長　確かに、20年ほど前から、こういった環境保全関係の事業は、国を含めて、いろんな取組が始まっております。

その背景としましては、京都議定書というのがありまして、それを背景として、いろんな国の事業が立ち上がってきた。今回は、パリ協定に基づくCO₂削減というのがより厳しい形で、国として対応が必要になってきているところから、国も本腰を入れて取り組んでいるところなんです。

○井本委員　分かりました。

○下沖副委員長　説明ありがとうございました。関連してなんですけれども、これはもう、民間含めて自治体で一応希望者がいるという形ですか。じゃないと、普通、地域計画を含めた協定とか結んでいかないと、すぐ、そうそう立てられるもんじゃないですよ。計画策定とか、そういうのが先に来るなら分かるんですけど、施設の整備費なので。

○川越環境森林課長　農政サイドを通じまして、幾つか候補となるところとは相談はしております。その上で有力であるところはありますが、この交付金の性質上、公募という形になってい

るところです。

○山下委員　いいですか。今、畜産農家も大変な危機的状況なんですよ。多分これに該当するのは酪農家だろうと思うんですよ。養豚業界だったら、ふん尿の処理施設は造っていますからね。浄化槽を造っています。これはもう基本ですから。

だからこれに対応しようと思ったら酪農家なんです。これは3分の1は受益者負担が出てくるんでしょう。ということは、今までやっているものに対しての発電効果というのが、例えば高千穂牧場だったら、高千穂牧場で出てくるふん尿と、レストランから出る雑排水ですよ。そういうものを食品残渣やらを入れ込んでメタンガスを発酵させて、そのガスで場内の発電を賄っていると。その一部なんですけれども、その仕組みなんです。取り組んでもう20数年になります。

メンテナンス関係もなかなか費用がかかって、いわゆる消化液ですよ。またその消化液は、まく畑が必要なわけです。私は、今までも酪農家がもう20何年前からこれをやっていて普及していないというのは、やっぱり課題が多いと思うんですよ。それでまた環境省の補助率がいいからとか、その理由で、これで果たして取り組めるかなという思いが、あまりにも唐突だなという思いがあるものですから、急にこんなものが環境森林部のほうから出てくるというのがね。そこについては、しっかりと農政水産部でやっぱり考えないといけないでしょうね。

○川越環境森林課長　20年前から、確かに高千穂牧場でバイオマス発電というのをやっております。その後、そのメンテナンス関係の費用とか、実際それが動いていないという状況は確認しております。

ただ、20年前と比べまして何が変わっているかと言いますと、電力価格が上がってきてまして、コスト投資する費用に対して回収がしやすくなっているという状況は、変わっていると考えております。

○二見委員 大体その牛なら何頭ぐらいの規模でとか、発電量はどれぐらい——50キロワットというわけですから、そのモデル的な収支プランというのものもある程度あるんだろうなと思うんですけれども、そこ辺の説明というのはできないんですか。

○川越環境森林課長 その収支プランとなりますと、企業経営に係ることですので、お話するのは難しいかなと思っておりますが、今、お話をしている最有力のところ等でお話をしますと、乳牛の規模で70頭ほどというふうにはお聞きしているところです。

○二見委員 その70頭ぐらいの規模で、この1億2,500万円プラス3分の1の受益者負担だから、マックス2億円ぐらいの事業規模ですよ。50キロワットで、ペイできるというような見通しなんですかね。

○川越環境森林課長 設備投資などを行う環境関係のコンサルティング会社とお話をしていますと、大体※15年ぐらいで元は取れるんじゃないかというような話は聞いております。

○二見委員 それは売るためには、悪いことは言わないとは思いますが、実際運営しているところで諸課題が見えてきているわけであって、だからそこ辺の情報を一回整理しないと厳しい感じがすると思うんですよ。

○川越環境森林課長 実際、このバイオマス発電を導入しているところがございまして、新富町の酪農家が導入しているんですけれども、その話を聞きますと、投資した金額を十分回収

できるレベルにはあるという話は聞いております。実例としては県内ではまだ1件でございしますが、その話はきちんと確認しているところです。

○山下委員 売電単価はいくらですか。

○川越環境森林課長 補助金を入れますと、売電というのが、FITとか、事業者でありますとFIPと言うんですけれども、こういったものを活用した売電ができないということになっております。

○山下委員 自家消費でやるということね。

○川越環境森林課長 そのとおりです。自家消費でこれを賄っていくと、その分、外から買う電力費が抑えられるということになっております。

○二見委員 その新富町の規模はどれぐらいなんですか。

○川越環境森林課長 新富町の規模で言いますと、400頭ぐらいと聞いております。

また、この農場が投資している設備は、今、考えている規模よりも2倍ほど大きいと聞いています。

○下沖副委員長 資料15ページのみやざきスマート林業のところなんですけれども、林業ドローン技能証明に関しては、国の無人航空機操縦技能証明との違いとか何かあるのでしょうか。

○鳥原再造林推進室長 この事業で対象としておりますのは、国家資格の無人操縦技能の二等の資格を想定しております。

○下沖副委員長 そうですね、二等ということですね。

○鳥原再造林推進室長 二等です。

○下沖副委員長 それであれば、国家資格の正式名称で書くべきですかね。林業用ドローンは

※13ページに訂正発言あり

国の正式名称ですかね。

○鳥原再造林推進室長 すみません。これは事業名でなっております、国のほうでいきますと、正式には.....。

○下沖副委員長 無人航空機だと思う。

○鳥原再造林推進室長 そうですね、はい。委員のおっしゃる、二等無人航空機操縦士という資格になります。

○下沖副委員長 できれば、これは正式名称で書いてもらえると。これはそちらでつくった名称ですよ。

○鳥原再造林推進室長 はい、事業名として作成した名称になります。

○下沖副委員長 これは誤解を受けないようにしていただきたいと思います。

○川越環境森林課長 すみません。先ほど畜産バイオマスの投資がどれぐらいの年数でペイできるかということで、15年程度というお話をしましたけれども、コンサルティング会社にお聞きしましたところ、固定資産税やその機械のメンテナンスまで含めると、18年程度だというふうにお聞きしているところです。修正いたします。

○山下委員 この資料17ページの、昨年の9月の決算のときの意見だろうと思うんですけども、指摘事項ね。あのときもちょっと確認したかなと思うんですが、このJークレジットの取引価格と、今、どれぐらいの契約が進んでいるのか分かれば教えてください。

○鳥原再造林推進室長 県有林の単価としましては1万円という設定をしております、ただ、今、ほかで取引されている市場とかを見ますと、5,000円とか、単価は若干変わっております。

それで、契約といいますか、売買が終わっている部分につきましては、今すぐ手元にはない

んですが、それぞれ認証を受けた数量とかは、事務局のホームページに公表されるんですけども、実際に取引された量というのは、把握の方法が今はないのかなと考えております。調べのお時間をいただければと思います。少々お待ちください。

○山下委員 皆さん方は、再造林というのを大きな環境森林部の柱にしていますよね。基本となるのは、このJークレジットを確立していかないと民間企業参入もできないわけですから、Jークレジット制度の実績が出てくることによって、再造林に対するその投資効果ですよ。やっぱり投資もできるのかなということで、そこ辺は目標数値をちゃんと示してやっていかないといけないのかなという思いなんです。ちょっと魂が入っていないような気がするんですけども。

○鳥原再造林推進室長 現在、県で支援しておりますのが、登録とか認証——クレジットの認証を受ける際に、その資料作成とかそういったものの指導ですね。作成の方法とかを指導する部分と、実際それを申請する場合、審査をしてもらうときの費用等について補助事業で支援しております。

その前にまず周知ということで、説明会を令和5年度から開催しております、令和6年度からは、創出者だけではなくて購入者も含めての説明会、そういう形では取り組んでいるところでございます。

○山下委員 1万円と言って、また5,000円という値段が今出てきたから、徹底していけば安定した取引価格になるかなと思ったんですが、5,000円にまた、だんだん下がってくるということはどういう流れですか。

○右田環境森林部次長（技術担当） Jークレ

ジットにつきましては、県のほうでは県有林を中心にこれまでトン当たり1万円ぐらいの相場で、相対で取引をしてきました。今、Jークレジット制度が、東京証券取引所の中で株式のような取引が始まっています、そういう相場の中で動くような取引が始まっています。

そこではトン当たり2,000円とか3,000円とか、本当に安い価格で取引されているので、それではなかなか我々も、森林にそれを生かすと、収益を生かすということが難しい状況になっていますので、できれば我々としては、相対で1万円程度の価格で、できるだけ山に還元してもらえるような取引をしていきたいということで、そういう市場に乗っていくのも大事なのかもしれません。できればやはり買っていただく方に山の価値というのを理解していただいて、できるだけ高い価格で買っていただくような努力をしていきたいというふうに思っているところです。

○山下委員 これは国策ですよ。Jークレジット制度というのは、林野庁あたりが中心になって考え出した手法ですよ。だからそれを県がちゃんとかじ取りをしながら、特に全国の中でも宮崎県は、杉丸太生産量が三十数年連続日本一でしょう。それだけの森林を2,000何百ヘクタール毎年伐採しているわけですからね。その再造林を皆さん方は90%ぐらいに持っているのであれば、この辺の確立をちゃんとやっていかないといけないだろうと思うんですよ。しっかりと目標設定をしてください。

○前屋敷委員 資料10ページでお願いしたいんですけども、今、再造林の話が出ていますが、ここの林業普及指導費の7番です。「再造林率日本一に向けた県民意識向上事業」とい

うので、約1,000万円予算を組んであるんですが、確かに再造林率が70%台だという御説明もあったんですけども、私達も含め、県民は一様に再造林が必要だという意識は持っていると思います。さらに県民の意識向上が必要だということの事業の中身について御説明ください。

○鳥原再造林推進室長 当事業におきましては、昨年度、テレビCMで流したんですが、そういったものをSNS上に短く加工して掲載したりとか、今年度についてはラジオでCMを流したりとかいうことでやっております。来年度が最終仕上げということで、あとチラシやポスター、うちわ、ティッシュなど、啓発に係る品物を作る予定にしております。

令和8年度につきましても、一応プロポーザル形式で広報主体を選定しまして、細かい内容なども打ち合わせていきたいと考えております。

○前屋敷委員 確かに再造林は必要なことで、実際、山の持ち主だとか関係者あたりの意識向上も併せてされていくんでしょうけれども、県民に果たしてそこまでの広報が必要なのかなというふうに思ったものですから、中身を伺いました。

○鳥原再造林推進室長 井本委員のほうから御質問がありました宮崎モデルにつきましては、資料の5ページにありますとおり、今、前屋敷委員からもお話があったんですが、県民挙げてそういう意識醸成をつくった形で、森林所有者だけではなくて、そういう盛り上げをしていこうというもので、最終的には木材の販売、事業拡大の安定を含めての取組を進めていこうというモデルになります。

それと、副委員長からありましたドローンの件なんですけど、一応補助対象として、補助金の要領の中でこの名称を示しております。ですか

ら事業名で分かりにくいということですので、この辺りは、ちゃんとこの資格の名称が分かるような形で推進していきたいと思います。

○川添委員長 では、次の課に移ります。環境管理課の説明について質疑はございませんか。

○前屋敷委員 御説明もありました硫黄山の件で、えびの市に施設そのものを、後の議案でも出てくる中身ではありますけれども、これで経費としては1,400万円余の財政措置になっているんですが、これは4年間で1,400万円ということですか。

○黒木環境管理課長 これは単年度でございます。

○前屋敷委員 では、令和8年度が1,400万円ということですね。

○黒木環境管理課長 さようでございます。

○前屋敷委員 それで、もう一つは、令和11年に代替用水が完成するということですが、それまでの支援という先の見通しのようなんですけども、これはこの代替用水が完成したら、もうこの施設そのものについては役割は果たさないということになるのでしょうか。

○黒木環境管理課長 この代替水源につきましては、常時使用されるものではなく、河川白濁時などの水質悪化に運用されると聞いております。緊急時に使用されると聞いておりまして、水質改善施設の維持管理がなくなるものではありません。

そのような緊急時の場合には、そういった代替水源のほうの活用も見込まれるものですから、その場合には施設の運用を軽減できるということで、一定の費用軽減が図られるとは考えているところでございます。

○前屋敷委員 一応、令和4年にこの施設が、県の施設として完成したわけですね。これま

では県が維持管理の経費もちゃんと手当てをしてきたわけですが、えびの市の譲渡に関してはまた後で話になると思いますけれども、代替の用水が確保できたとしても、この施設そのものは、えびの市がずっと保有する、えびの市の財産として維持管理が必要になってくるわけですよ。そこのところは、もう県は全くタッチはしないということなんでしょうか。

というか、えびの市の農家の皆さん方に一番影響することだと思いますし、これが飲料水にはどうなっているのかちょっと分かりませんが、それとやっぱり宮崎県だけでなく鹿児島県にも関わってくる施設になるのではないかなというふうに思っているところなんですけれども、その辺はどうなんですかね。

○黒木環境管理課長 もちろん施設のほうを来年度から譲与はいたしますけれども、引き続きえびの市のほうとは、そういった運用につきましては、定期的に打合せなり会議などをするなりして、運用のほうについては、引き続き一緒になってやっていきたいと思っております。

○前屋敷委員 そこで経費の問題と、それから技術的な支援も言われていますけれども、両方を合わせて引き続き県も関わっていくというふうに見ていいんですか。

○黒木環境管理課長 事業の期間のところでは御説明しておりますとおり、一応、令和11年度に代替水源が整備される予定ということで、緊急時につきましては一定の代替水源から水を引いてくることによって、水質改善施設の運用については軽減されるということで、費用は一定程度軽減されるものと考えております。運用につきましては、引き続き代替水源が完成予定の令和11年度になりますけれども、それ以降も例えばえびの市のほうから御相談があれば、そこは

もう一緒になってやっていくということを考えております。

○前屋敷委員 全く手放しということはないというふうに受け止めたんですが、もともとはえびの市のほうから、この施設については自分のほうで管理をさせてほしいと、えびのの農家の皆さん方が主として関わってくる課題だからというようなことで、譲渡ということになったんですかね。

○黒木環境管理課長 県が整備するに至った背景につきまして御説明いたしますと、国、県、えびの市等の関係機関で構成されます硫黄山・河川白濁対策協議会というのを平成30年4月の噴火以降に、5月に第1回目を開催いたしまして、その中で河川水の白濁・強酸化に対する具体的な対策案を協議してまいりました。

その間に、令和元年11月の第4回協議会におきましては、当時、簡易的な実証試験を施設のほうでやっておりましたところ、恒久的施設の設置をしてほしいというえびの市のお話もありまして、第4回の協議会のほうで恒久的施設の設置を目指す方針が一応確認されまして、最終的には第5回の協議会、令和3年2月になりますけれども、この場におきまして県が施設を整備し、えびの市が維持管理を行うことが確認されております。

その後、施設は令和3年度から県が整備に着手いたしまして、令和4年11月に完成し、それ以降、現在まで県によって運用を行っておりますけれども、当初、施設は当該運用に必要な手順書等を県が整備した上で、令和7年4月1日にえびの市に譲与をすることについて、えびの市との間で合意をいたしました。しかし、令和6年に河川水が白濁・強酸化が再発し、施設が当時機能不全に陥ったことから、河川白濁時の施設

運用対策の検証が必要ということの理由から、譲与時期を令和8年4月1日に延期することについて、また両者間で再度合意して取り組んでまいりました。そういう経緯になります。

○前屋敷委員 分かりました。えびの市のほうからそういう話があったことを前提に、県としても検討したという形になるわけですかね。

私が考えるには、もともとあそこの硫黄山は国立公園の中ですよ。あそこは国有地だというふうには思うんですが、国はこれには全く関与していないんですか。いろんな相談はされてきたと思うんですけども。

○黒木環境管理課長 当時、平成30年頃からずっと国のほうには要望しておりましたけれども、例えば環境省におきましては、支援メニューがまずないということもございますし、あと環境省の水環境部門については、汚染者負担の原則の観点から、水質規制的なアプローチでは対応が困難とかですね。

あと、先ほど委員がおっしゃられた自然公園というお話も、自然公園の災害事業としての実施は困難だというお話も受けておりますし、各省庁のほうにも当時要望を続けてまいりましたけれども、結果的には、どこもその直接支援をしていただく省庁はございませんでした。

○前屋敷委員 もともと白濁というのは自然災害ですよ。もう人為的には止めることはできないし、あの白濁は本当に真っ白で、とても農業用水では使えないということが1度あって、また2度目もそういう状況があったりして、今後もいつまたそういう状態になるか分からないというその保障はないわけですね。

代替の用水が確実に確保されて、全くその白濁に関わってくるような水は使わなくても済んだという保障もないし、またその白濁がずっ

と農業用水だけでなくほかのところにも影響する可能性も今後あり得るという点では、やっぱり国がしっかり関わっていく必要が私はあるんじゃないかなというふうには思うものですが、経緯も含めてちょっと中身を御説明いただきました。

○井本委員 その問題、そもそもどこが大体最初はやらないといけないことですか。県なんですか。市なんですか。国ですか。

○黒木環境管理課長 当時、要望等を行ってまいりましたところ、例えば内閣府のほうが各省庁の取りまとめ役ということで、そういった窓口になっておりましたけれども、内閣府からお話があったのは、当時は硫黄山河川白濁問題は農業問題として捉えているということで、御回答が当時内閣府からあったところです。

ただ、農林水産省におきましても、例えば農地とは離れているため、農林水産省の事業によって上流に設置している本施設の補助を実施することは難しいというような御見解もありまして、現在は総務省の特別交付税措置のほうを施設の維持管理経費の2分の1を火山の……。

○井本委員 そんな難しいことを言っているんじゃないで、本来こう始末しないといけないところは、県なのか、どこが主体的にやらないといけないのかと、私はそれを聞いているだけです。本来はどこがやらないといけなかったんですか。県ですか。国ですか。市ですか。

○黒木環境管理課長 私どもとしては、当初は国にやっていただくということで、要望を続けてまいってきております。

○井本委員 だから国がやらないといけない事業なんですか、本当に最初から。その辺をはっきり言わないと分からないものだからね。ここは国有地じゃないんでしょう。国立公園とはい

え国有地じゃないでしょう。県有地ですか。

○黒木環境管理課長 もともとは国有地です。

○井本委員 国有地ですか。

○黒木環境管理課長 今はもう施設を県のほうで買い取っています。

○井本委員 そうですね。簡単に言えば、人のところの土地に県が造ったわけですね。大体そんなことをしていいわけですか。人のところの土地の中に入って行って県の構造物を建てるというのは、それはあり得ることですか。

○黒木環境管理課長 一応その施設を整備する際には、国のほうから頂いております。

○井本委員 それはそうですね。なら、県がやるべきじゃないことを県がやってしまったわけですか。

○黒木環境管理課長 先ほども申し上げましたように、国のほうに整備の要望をずっとしてまいりましたけれども、国のほうでその整備が難しいということで、最終的には硫黄山・河川白濁対策協議会の中で、もう県が整備して、えびの市のほうで管理運営を将来的にやっていただくということになったものでございます。

○井本委員 本来、国がやるべき仕事を県が出て行ってやって、今度はまた市にそれを押しつけるというのは、どうもやっぱりそれは理屈が通らないような気がします。むしろしっかり県が国にやれと言うべきじゃないんですかね。誰が聞いても納得できない気がするけれども、どうなのかな。こんなことはよくあることなんですか。

○黒木環境管理課長 今回のこの事例につきましては、多分今までなかった事例ということで、なかなか国へ要望を言ってまいりましたけれども、各省庁のほうで、実際のその支援メニューなり、そういったパッケージとございますか、そ

ういったものがないということがあったと思っております。

とは言うにしても、その国への要望を続けてまいりましたけれども、なかなか国のほうが直接支援していただく窓口がないということで、県としてもその農業関係者の方のために少しでも早くということで、今の施設の整備をやってきた経緯がございます。

○井本委員 そういう理屈だったら誰も納得しないでしょうね。本来、市がしないといけないものを市にどうぞお願いしますと言うなら分かるんだけど、本来は国がやらないといけない仕事を県がやって、県がやった仕事を市がまたそれを引き受けないといけないというのは、理屈がどうも通らないような気がするんだけどね。

何でそんなことになったのかな。私もあまり詳しいことは分からないけれども、ほかには事例はないのかな。

○黒木環境管理課長 他県の事例で申し上げますと、例えば群馬県の品木ダムというところがございます。そこには品木ダムに合流する2つの川がございまして、強酸性の水質でございますので、それぞれに中和工場という中和する施設がございます。

そちらにつきましては、当初、群馬県が施設を造って管理をした経緯がございますけれども、最終的には強酸性の河川水の影響が遠い利根川まで及ぶということもございまして、あと下流のダムのコンクリート等に非常にダメージを与えるということもございまして、国土交通省のほうから途中から所管をしている事例はございません。

○川添委員長 よろしいですか。

○井本委員 よろしくありません。筋が通らな

いじゃないですか。あなたたちの頭の中の筋が通るように、ちょっと部長、あなたの頭の中では筋が通っているんですか。筋が通っているなら私も納得するんだけど、筋が通らないじゃない、大体。

○長倉環境森林部長 この硫黄山が平成30年に噴火しまして、その当時、この状態をどう改善していくかということの中で、国がやるべきものだったかどうかということについては、なかなか判断できないというか、国としても、国においては補助メニューもなくてなかなか手が出せないというところがあったので、いち早く改善するために、協議会の中でいろいろ議論をした結果、県が整備して……。

○井本委員 応急処置でやったわけやね。

○長倉環境森林部長 はい。応急処置でやるということになりました。どこが管理すべきかという議論は、ちょっともう国のほうはできないということで、はっきり言われていますので、そこはもうどうしようもないところですから。

○井本委員 どうしようもないの。

○長倉環境森林部長 はい。

○井本委員 何ですか。国にまた訴訟ぐらい起こすべきじゃないの、国を相手に取ってき。あなたたちがする仕事じゃないかと。

○長倉環境森林部長 国のほうには、何度も当時から要望に行っておりますけれども、なかなか補助メニューがないというところで、国としては支援ができないというところがありましたので、それでどうするかというところで協議会の中で話し合っ、県が整備して、将来的にえびの市のほうで維持管理していただくということで、この整備が始まりました。

この水質改善施設は、下流地区のお米づくりに向けた水質を改善する施設でありまして、言

わば営農施設になりますから、農政のほうで整備をして、今、土地改良区のほうが維持管理をしている緊急取水システムと併せて、同時に地元のほうで管理していただくということで、そもそもが将来的にえびの市が維持管理するというお約束の下に始まった施設整備ですので。それと実質的にも営農施設ということで地元のほうで管理していただいたほうが効率的というところで、今、こういう譲与するという議案を出させていただいているところです。

○井本委員 なるほど。だからその管理するというのはよくあります。今度の延岡市の県体育館でも一応延岡市が管理するというように。だから県所有のものを市が管理するというようなことでね。そういうことはよくあることですわ。

だけれども、そもそも建てたのが、これを造らないといけない義務があるのは国だったはずなんでしょう。その辺が私は筋が、道理が通らないと思っているんだけど。本来は国が造らないといけないものを、たまたましようがないから県が造ってやったと。そしたらそれをまた今度は市に渡そうと。それは市のほうが管理しやすいだろうとは思いますが、地元だから管理しやすい。だけれども、建物を造って、そして造る構造物、またいずれは将来いろんな維持管理もいろいろある、建て直したりもしないといけない。この構造物そのものは、やっぱり国が本来は造らないといけなかったものじゃないのかなという気がするんだけど、それに対して国はお金を出さないと言うんでしょう。

○長倉環境森林部長 当時は、県も市も協議会の中でも、国に何とかしていただけないかという気持ちで要望活動をしておりましたけれども、それがかなわないと。

○井本委員 かなわない。国が駄目だというこ

と。

○長倉環境森林部長 はい。

○井本委員 理屈は。何で国が駄目だと言うんでしょうか。あなたのところの所有地の中にあるのを、何であなたたちは責任を持ってやらんというわけですか。どういう理屈でそうなるんですかね。

○長倉環境森林部長 なかなか各省庁の中で、それぞれの所管分野の中での補助メニューがないという御回答でした。

○井本委員 分かりません。

○二見委員 確認なんですけれども、国の省庁がないということは、要するにそういう環境保全施設整備をするという法的根拠がないということなんですかね。いわゆるそういう法律がないと。今、これだけ環境問題とかいろいろあって様々な取組をしているけれども、こういうものについてのその根拠条文というか、法令がないということなんですか。

○長倉環境森林部長 なかなかこういう自然の現象ですので、それに対応するような、おっしゃる法的根拠がないというところだと考えられます。

○下沖副委員長 今回ののは全然いいと思います。自分たちも隣の水源なんですよ。今回の白濁した隣の水源を自分たちの土地改良区でつくっているんですけれども、そこも取水施設が大雨で崩壊して1億円ぐらいかかるような事業だったんですけれども、県のほうで整備してあげて、自分たち土地改良区でそれを維持管理していくという形でやらせてもらっているの、ある意味、国の土地から出ている水を農業用水として、我々は使わせていただいているという観点から、やはり自分たちで施設を含めた管理をしている。

けれど、今回の場合は土地改良区が農家の方

ではなくて市が責任を持って管理していくというので、早急に施設を造ったということで地元の人たちも喜んでいました。もういつ農業をやめないといけないのかという話が、この施設を早急に、国がやらないという中で県が整備していただいて農業ができるということで喜んでいたので、そこは認識していただきたいなと思います。

○井本委員 それは話が少し違うようになったんだけど、向こうが責任を持たないといけないという話をしているんだから、それを喜んだのは、さもあなたたちね。そういう硫黄の白濁水を流れるものを止めてやったんだから、それはそれ。でも、今後は市が責任を持ってそれぞれやらないといけないのか、そういう本来は国がやらないといけないとかいう話をしてるんだからよ。

○下沖副委員長 責任を持って、それでどうするんですか。

○井本委員 責任はどうもならんのか。

○川添委員長 暫時休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時44分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

では、前屋敷委員、最後に。

○前屋敷委員 御説明もずっと聞かせていただいたところだったんですけども、噴火当時から、平成30年の噴火の後に協議会を設置されて、十分えびの市と宮崎県とも協議も重ねてずっと来られて、お互いに県も、私もですけども、本来は国がちゃんとやるべき施策だなというふうには思っているんですが、なかなかそれが通らなかったと。かなり努力されて何度も国のほうにも要請は行かれたんですけども、国の事情

でなかなか受け入れなかった。しかし、やはり農家の皆さんは一日も早くきれいな水が欲しいということで、その対策に乗り出して、協議の中で、取りあえずは県が施設を造ってちゃんと水を確保すると。そういった中で、もうずっと維持管理も含めて、その後はえびの市もそういった協力をしていくと、責任を負うという話合いがずっとなされた中で、結果的に今回のような譲渡という形になったというふうな理解でよろしいですね。

○黒木環境管理課長 そのとおりでございます。

○前屋敷委員 引き続き、国にはちゃんと要望していくことが必要だなと思います。

○井本委員 そのとおり。だからそこよ。もう一度確認しますが、今からも国に対しては要望していくということですね。

○黒木環境管理課長 先ほど、国の直接的な支援メニューはないということでしたけれども、総務省のほうで、現在、水質改善施設の管理に係る経費については、その額の2分の1について活動火山対策費に係る特別交付税の対象にはなっております。ということで、国の直接的な支援を受けておりませんが、そういった財政的な支援は受けております。

施設の国による管理とか、そういった要望につきましても、なかなか見通しが厳しいものではあると思いますけれども、もし、えびの市が国への要望等に行かれる際に、県のほうに要望についてそういった御相談等がございましたら、要望の内容を確認した上で、県としては検討したいとは考えております。

○井本委員 しょうがないね。

○鳥原再造林推進室長 すみません。先ほど山下委員のほうから御質問いただいていた分で、お時間をいただいていたJ-クレジットの販売

状況についてなんですけれども、東京証券取引所の市場でいきますと、令和7年の9月時点で1万7,213トンが取引されたというのが出ております。ただ、これの内訳とか、そういうのは一切公表されていないというところがございます。

県内のほうでも、今、11件認証を受けて販売を出されているんですけれども、ほかの民間事業者とかにつきましては、ちょっと分からない状況でございます。

延岡市とか、あとホームページでひょっとしたら出ているのかなと思うんですが、宮崎県の方ににつきましては1,175トン認証を受けておりまして、令和7年の11月時点で303トンが販売されております。

今後も登録とか認証の支援につきましては、来年度も力を入れてやっていきたいと思っております。できるだけ認証が受けられるようにやっていきたいと思っております。

○山下委員 国のレベルで、令和7年度で1万7,200数十トンと言われましたよね。その中での宮崎県は1,750トンということでした。約1割かなと思うんですが。林業県として、この辺のことはもうしっかりと役割が宮崎県としてあるわけですから、J-クレジットの取組というのは。だからその辺は積極的に目標を設定しながら、企業間連携をしっかりと取っていく必要があるかなと思っておりますので、しっかりと対応して行ってください。

○鳥原再造林推進室長 はい、分かりました。

○川添委員長 それでは、循環社会推進課について質疑はございませんか。

○野崎委員 僕は、熊本県の仮置場に実際行って様子を見てきたんですが、行政の方もいましたけれども、ほぼほぼ産廃業者とか業者の方が仕切っていました。行政マンは、もう全然何か

分からないのでうろろろしていただけないので。これを見ますと、市町村職員のそういった知識を集約するとか、ここにコーディネーターとか専門家とかありますけれども、これはどういった方を示していらっしゃるんですかね。

○長友循環社会推進課長 資料26ページの事業の概要の①になりますコーディネーターでございますけれども、県の産業廃棄物処理業団体が構成されています産業資源循環協会の方に、廃棄物の処理や取扱いも詳しいということで、コーディネーターとして委嘱させてもらっているところです。

○野崎委員 実際、災害に遭った熊本県で指揮を執った方が、九州でチームをつくって、今、そういった団体の組織もあるんですけれども、そういった方の実際の現場の話も入れるとすごくいいのかなと思います。

仮置場をつくって1回分別しますけれども、仮置場で分別はしないんですね。持ってくる前に、もう軽トラで畳は畳だけ、家具は家具だけ、そういった分けて持ってくるような周知を熊本県はしていました。

これを見ると、仮置場はどこですよぐらいのレベルかなと思っているんですけれども、そういった細かいところもやはり日頃から県民に周知をしないと、いざ仮置場に1つのダンプに何もかも混載して持ってきてもらおうと、それはもう全然手がつけられないので、そういったところがすごく大事ですね。

仮置場に入るときに、そのときは雨が降っていましたが、何台もトラックとか軽トラが通るんですが、もうスリップして全然通れないと。熊本県は何をしているかということ、鉄板をもう何十枚もストックしておいて、すぐにぱつと鉄板を敷くんですよ。そうすると、どんな

ぬかるみにでもすぐ車が入れる。

だから備蓄品って、何か食料とか医療とかそんなのを考えがちですけども、そういった仮置場に何が必要かという、備蓄というか、準備品のリストを挙げて、毎年少しずつでも準備をするというのも非常に大事なところだと思います。

とにかく指揮官がそこにいてしっかり振り分けないと、もう本当に大変な現場でしたから、僕が見に行ったときに。そういったことも考えながらやっていただきたいなと思ったところでした。しっかり連携を取ってやってください。

○前屋敷委員 資料24ページで、産業廃棄物処理対策推進費の5番の廃棄物税基金積立金についてです。この廃棄物税基金というのは、具体的にはどういうところに使われていくんですかね。

○長友循環社会推進課長 産業廃棄物税で頂いたお金は、産業廃棄物税の基金に積み立てまして、産業廃棄物税の目的であります排出抑制とかリサイクルの推進、廃棄物の適正処理につながる庁内の事業に財源として充当しております。

令和8年度の予算案では、5部局の40事業に充当させていただくこととなっております。具体的には、環境森林部内であれば、循環社会推進課の事業でありますとか、環境情報発信の事業への充当、それからダイオキシン類の廃棄物処理施設の検査に要する費用などに充てたりとか。農政部局であれば、農業と食ロスの関係の周知を行う事業、それからGAP等の取組を通じた中での産業廃棄物の排出削減とか、農業用廃プラの削減のための取組、それから化学肥料のコーティング剤の廃棄物の抑制に使うものとか、水産廃棄物の再利用をする取組など。商工

関係では、廃棄物を利用しまして新たな資源物を開発する技術の支援や、そのマッチング。県土整備部関係では、建設廃棄物のリサイクルの推進の事業。教育委員会では、学校への環境教育とか、図書館の環境教育の書籍の購入とか、そういったいろいろな事業に充当させて使わせてもらっているところです。

○前屋敷委員 事業に対して、もう全庁的な使い方をしているということなんですね。なかなかこう目に見えないものですから、ありがとうございました。

○野崎委員 資料24ページの海岸漂着物等の事業ですけども、県土整備部も関わりがあるのかなと思いますけれども、台風等で、すごいもう瓦礫が押し出されたときに撤去するんですけども、木材とかは塩を含んでいるので、しばらく雨ざらしに数日間置いて処理をします。緊急的に観光地——青島とかサーフィンの盛んな地域とか、僕らが撤去して、近くに仮置場を置いてやるんですけども、これが処理されなくてずっと置いてあるんですよ。例えば青島のホテルの横にずっと置いてあって、もう観光客から景観が悪いという意見がありました。

だから、その仮置場の考え方、もちろんすぐ撤去するなら一時的に置いてもいいんですけども、そういったことがあります。木材に関しても業者が回収して、もうすぐ持っていけるような流れをしないと、塩抜きに多分1週間くらい雨ざらしにしないといけないんです。塩は炉が傷むので。そういった流れや、県土整備部との連携というのは、どうなっているんですかね。

○長友循環社会推進課長 海岸漂着物の対応につきましては、主に2つに分けられると思っていまして、海岸の管理者、河川の管理者のほう

で海岸漂着物の処理の法律に基づく処理をするものと、一般廃棄物として市町村のほうで対応するものがございます。市町村のほうで対応するものは、主にボランティアの方々が集積したものの処理運搬を市町村のほうで行うということで、当課のほうで国庫補助金を活用しまして助成をしているところでございます。

今、委員おっしゃいました主に流木等につきましては、県土整備部とか、農政の河川管理者のほうで集約をして、塩抜き等をされて処分されているというところでございますけれども、海岸管理者のほうにも、もちろん流木等の処理の災害の国庫補助もありますけれども、環境省の補助も100分の70ございまして、あまり大きな金額ではないんですけれども、そちらも活用しながら対応していただいているところであります。

○野崎委員 少し勘違いしていたところもありました。これは地域とか、ボランティアで活動するとか、そういったものに対してやるということですね。分けるとそういうことですかね。

○長友循環社会推進課長 全部がそうじゃないですけれども、おおむねそのとおりでございます。

○野崎委員 分かりました。すみません。ありがとうございました。

○川添委員長 ほか、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、以上で第1班の予算議案の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後0時58分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

次に、第2班として、自然環境課、森林経営課、山村・木材振興課の予算議案に係る審査を行いますので、順次、議案の説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○太田原自然環境課長 自然環境課の当初予算について御説明いたします。

常任委員会資料の28ページを御覧ください。

自然環境課の当初予算は、表の左から2列目の当初予算額の欄にありますように、一般会計で38億8,107万6,000円をお願いしております。

それでは、主なものについて説明いたします。29ページを御覧ください。

(目) 環境保全費、(事項) 自然保護対策費1,420万7,000円であります。

説明及び事業名欄6の改善事業「生物多様性地域活動支援事業」は、自然を守り育てる人材の育成や、希少野生動植物の保護活動への支援を通じて、多種多様な生態系を保護し、生物多様性の保全を図るものであります。

次に、(目) 林業総務費、(事項) 公共工物品質確保強化対策費1,338万1,000円であります。

1の改善事業「公共工物品質確保強化事業」は、公共工事における適正な下請契約の履行と公共工事の品質確保を目的に、宮崎県建設技術推進機構に委託して、施工体制監視チームによる現場点検を実施するものであります。

30ページを御覧ください。

(目) 森林病虫害防除費、(事項) 森林病虫害等防除事業費1億987万3,000円であります。

1の「松くい虫伐倒駆除事業」、2の「松くい虫薬剤防除事業」などの事業により、松くい虫被害の拡大を防止するため、被害木の伐倒駆除やヘリコプターによる薬剤散布を行うもので

あります。

次の(目)治山費、(事項)山地治山事業費22億9,277万4,000円であります。

これは、荒廃した山地の復旧や、災害を未然に防止するためのものでありますが、このうち、3の「復旧治山事業(地域未来交付金—インフラ整備事業)」1億円につきましては、令和8年度からの新規事業でありまして、椎葉村天包地区において、荒廃した山地の復旧に着手することとしております。

31ページを御覧ください。

一番上の(事項)緊急治山事業費1億4,794万6,000円であります。

1の「災害関連緊急治山事業」は、新たに発生、拡大した荒廃山地を、当該災害発生年に緊急的に復旧整備するものであります。

2つ下の(事項)保安林整備事業費3億4,019万9,000円であります。

1の「保安林改良事業」など、松くい虫被害跡地や、水源涵養等の公益的機能が低下した保安林において、植栽や下刈り、除間伐等を実施するものであります。

32ページを御覧ください。

中ほどの(目)狩猟費、(事項)鳥獣保護費4,540万3,000円であります。

これは、各市町村に配置する鳥獣保護管理員の報酬など、野生鳥獣の保護等に要する経費であります。

2の改善事業「野生鳥獣との関わり普及啓発事業」は、傷病鳥獣の救護活動やキジの放鳥などを通じて、人と野生鳥獣との関わり方について普及啓発を行うものであります。

33ページを御覧ください。

(事項)狩猟費1,237万8,000円あります。

これは、鳥獣の捕獲に必要な狩猟免許試験の

実施や狩猟免許の更新、狩猟者登録等に要する経費等であります。

4の改善事業「狩猟を担う人材確保・育成事業」につきましては、後ほど御説明させていただきます。

次に、一番下の(目)公園費、(事項)自然公園等整備事業費1億8,498万9,000円あります。

1の「国立公園整備事業」、2の「国立公園整備支援事業」などにより、県や市町村が国立公園、国定公園等の老朽化した施設や歩道の整備等を行うものであります。

34ページを御覧ください。

一番下の(目)林業災害復旧費、(事項)治山施設災害復旧費3億円あります。

これは、台風等により治山施設が被害を受けた場合の災害復旧事業に要する経費であります。

35ページを御覧ください。

改善事業「狩猟を担う人材確保・育成事業」、予算額492万3,000円あります。

事業の目的は、本県の狩猟を担う新たな人材を確保し、技術の高い狩猟者を育成するものであります。

36ページの現状と課題を御覧ください。

狩猟免許所有者数は、令和6年度末で4,905人と、令和2年度から712人減少し、また、60歳以上の割合が約7割を占めている状況にあります。

一方、令和6年度の狩猟免許試験合格者数は234人で、一定数の新規狩猟者は確保されておりますが、狩猟者の高齢化等により、狩猟免許を更新しない人数が新規狩猟者数を上回っている状況にあり、狩猟者数は減少傾向にあります。

このため、事業内容及び効果にありますように、狩猟に関する相談会や、ハンティング模擬体験などのイベントを開催し、県民へ狩猟の魅

力をPRするとともに、狩猟免許を取得しやすい環境づくりのため、狩猟免許取得希望者を対象とした講習会の開催や、取得経費の一部助成を行い負担軽減を図るほか、技術の高い狩猟者の育成のため、射撃実習や銃の技術向上講習会を開催するなど、狩猟者の確保・育成に継続して取り組んでまいります。

さらに、来年度から、将来の農林業を担う農業高校の生徒等を対象とした狩猟体験学習会を開催し、若年層にも狩猟免許取得への働きかけを行うことで、狩猟を担う人材の確保につなげてまいりたいと考えております。

○宮川森林経営課長 森林経営課の当初予算について御説明いたします。

資料の37ページを御覧ください。

当課の当初予算額は、表の一番上の段、左から2列目の欄にありますように、102億1,808万8,000円をお願いしております。

内訳は、その下の一般会計が98億9,881万1,000円、中ほどの特別会計が3億1,927万7,000円です。

それでは、主な内容について御説明いたします。

38ページを御覧ください。

(目) 林業振興指導費の一番上の(事項) 森林計画樹立費7,869万8,000円です。

これは、森林資源を把握するための空中写真の撮影や、適正な伐採を指導するための伐採パトロールなどに要する経費です。

39ページを御覧ください。

次の(目) 造林費の一番上の(事項) 森林整備事業費18億8,283万2,000円です。

これは、森林所有者などが行う植栽や下刈り、除間伐などの森林整備を支援するものです。

次に、一番下の(事項) 再造林対策事業費5億2,883万1,000円です。

右の説明及び事業名の欄にあります3の継続事業「再造林率向上強化対策事業」につきましては、後ほど御説明させていただきます。

40ページを御覧ください。

上から2番目の(事項) 林業公社費8億7,066万2,000円です。

1の貸付金は、一般社団法人宮崎県林業公社の円滑な運営を図るため、日本政策金融公庫等からの長期借入金の償還に必要な資金を公社に貸し付けるものです。

次の(目) 林道費の(事項) 地方創生道整備推進交付金事業費12億2,038万5,000円です。

これは、山村地域の交通ネットワークづくり及び森林整備に必要な林道の開設などを行うものであります。

42ページを御覧ください。

中ほどの(目) 林業災害復旧費の一番上の(事項) 林道災害復旧費37億5,165万2,000円です。

これは、令和4年から7年にかけて被災した林道災害の復旧と、令和8年度における林道災害の発生に備えて予算を計上するものです。

43ページを御覧ください。

特別会計です。

一番上の(目) 基本財産造成費の(事項) 県有林造成事業費5,700万円です。

これは、県有林で実施する間伐などに要する経費です。

中ほどの(目) 拡大造林事業費の(事項) 県行造林造成事業費1億4,857万1,000円です。

これは、県行造林の保育管理などに要する経費と、立木売払いによる収益の一部を森林所有者等へ交付するものであります。

44ページを御覧ください。

継続事業「再造林率向上強化対策事業」、予算額は4億6,728万6,000円であります。

事業の目的は、市町村と連携して、植栽から下刈りまでの補助金のかさ上げを行い、森林所有者の負担軽減を図るとともに、造林作業員の所得向上につなげるものであります。

45ページの現状と課題を御覧ください。

当該事業は、令和6年度から実施しておりますが、森林所有者への再造林の働きかけや、造林作業班の労務改善に対して、貢献度が高く、関係団体や市町村からは、事業継続について強い要望を受けているものであります。

再造林を推進するためには、再造林に係る所有者負担を軽減し、醸成され始めた再造林意欲を継続させること、また、造林作業員の労務改善を進め、作業員を確保していくことが必要不可欠です。

このため、事業内容及び効果にありますように、来年度以降も引き続き、市町村と連携して、再造林、下刈り等に対する補助金のかさ上げを実施することにより、再造林等の省力・低コスト化を定着させ、森林所有者の負担を軽減するとともに、造林業者の所得アップや担い手の確保につなげることにより、再造林率の向上を図りたいと考えております。

○笹山山村・木材振興課長 46ページを御覧ください。

当課の令和8年度当初予算額は、表の左から2列目の当初予算額の欄にありますように、41億5,021万7,000円をお願いしております。

その内訳は、一般会計が32億3,214万3,000円、

特別会計が9億1,807万4,000円であります。

それでは、主な事項について御説明いたします。

47ページを御覧ください。

(目) 林業振興指導費、一番上の(事項) 林業・木材産業構造改革事業費9,053万8,000円ですが、説明及び事業名欄1の県附帯事務費1,322万5,000円は、市町村、事業実施主体に対する指導に要する経費等で、4の森林整備加速化・林業再生基金返還金7,000万3,000円は、木質バイオマス発電施設整備に係る無利子資金融通について、事業主体から返納された資金を国庫に返還するものです。

次に、その下の(事項) 木材産業振興対策費24億1,354万2,000円ですが、1の木材産業等高度化推進資金の13億7,344万9,000円、2の木材産業振興対策資金の10億1,587万5,000円につきましては、素材生産や製品流通の合理化・効率化等に取り組むための融資を行うものです。

6の「林地残材流出防止・搬出促進事業」1,735万円につきましては、災害につながるおそれがある林地残材を搬出し、燃料として活用する取組を支援するものです。

次に、一番下の(事項) 木材需要拡大推進対策費1億7,235万円であります。

2の新規事業「みやざき木の建築DX普及促進事業」、7の改善事業「みやざき材海外輸出加速化事業」、8の新規事業「みやざき木育未来イノベーション事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

48ページを御覧ください。

上から3段目の(事項) 林業担い手総合対策基金事業費1億853万9,000円であります。

9の改善事業「持続可能な林業経営体育成事

業」4,554万4,000円につきましては、再造林率の向上を図るため、造林事業を新たに開始する「ひなたのチカラ林業経営者」や、開始・拡大する林業経営体を支援し、造林従事者の確保・定着を目指すものです。

10の改善事業「みやざきの森林づくり労働力確保支援事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

49ページを御覧ください。

一番上の(事項)しいたけ等特用林産物振興対策事業費6,839万円であります。

1の改善事業「しいたけ等輸出体制強化・PR支援事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

50ページを御覧ください。

林業改善資金特別会計であります。

(目)林業振興指導費、(事項)林業・木材産業改善資金対策費9億1,807万4,000円ですが、これは林業・木材産業の経営の開始・改善や、新たな生産・販売方式を導入する際の施設整備・機械導入等に対する無利子の貸付金です。

51ページを御覧ください。

改善事業「しいたけ等輸出体制強化・PR支援事業」で、予算額は985万8,000円あります。

事業の目的ですが、山村地域における貴重な収入源であり、山村文化でもある原木乾シイタケのプロモーションや、海外市場の開拓等に取り組み、さらなる需要拡大を図るものであります。

次のページの現状と課題を御覧ください。

現在、担い手不足や資材高騰などの懸念が生産者の生産意欲等を低下させているため、原木乾シイタケの販売促進に取り組み、消費、需要を回復させ、生産者の所得確保を図ることが求

められている状況にあります。

その下の事業内容及び効果を御覧ください。

①の輸出に向けた産地づくり強化では、輸出体制づくりの実務研修会の開催をはじめ、輸出に必要な有機JAS等認証の産地化に向けた合意形成や認証取得、海外マーケティング調査等に取り組む県内事業者への支援を行います。

②のみやざき乾しいたけバリュープロモーションでは、県内外でPRイベントや食育講座などを開催し、シイタケのおいしさなどを広くPRいたします。

これらの取組により、海外需要や国内消費を促し、生産者の生産意欲の向上につなげ、原木乾シイタケ生産量の回復を図ってまいります。

続いて、53ページを御覧ください。

改善事業「みやざきの森林づくり労働力確保支援事業」で、予算額は840万円あります。

事業の目的ですが、造林事業の主要な担い手である森林組合等が県内外から短期間就労の人材を募集して、造林労働力を確保し、これをきっかけとした就業定着を促すものであります。

次のページの現状と課題を御覧ください。

高齢化等により、林業就業者は長期的に減少傾向にあるため、県では、新規就業相談会の開催や、造林事業を新たに開始・拡大する経営体への資機材導入等の支援を行っておりますが、今後、退職者の増加も見込まれており、新たな対策が必要な状況にあります。

そのような中、既存事業のインターンシップでは、本県森林組合が全国各地から、一昨年度12人、昨年度17人を受け入れた実績があり、一方で、内閣府が実施した地方移住への関心アンケート調査では、20歳代の半数近くが移住に関心があると回答していることから、就業定着までつながる可能性があります。

その下の事業内容及び効果を御覧ください。

短期雇用者受入支援では、森林組合等が行う短期雇用者の募集や資機材の導入など、就業環境整備に要する経費を支援いたします。

本取組により、造林の作業時期に合わせた短期的な労働力を確保するとともに、これをきっかけとした就業の定着につなげてまいります。

続いて、55ページを御覧ください。

新規事業「みやざき木の建築DX普及促進事業」で、予算額は1,000万円であります。

事業の目的ですが、3次元情報管理システム——これは建物の設計・施工・管理に関する情報を3次元の立体で一元的に管理・活用する技術で、略称してBIMと言いますが、これらを活用する建築士の育成及び導入を支援し、木造建築のDX化を進め、設計から施工の業務効率化を図り、非住宅建築物の木造化を促進するものであります。

次のページの現状と課題を御覧ください。

新設住宅着工戸数の減少に伴い、木材需要が低迷する一方で、近年では、非住宅木造建築物が増え、複雑な構造となるものが増加しております。このため、従来の2次元図面との整合性の確認に、プレカットと設計者間で多くの時間・労力を費やすことなどにより、物件を失注せざるを得ないケースが見受けられております。

また、来月から、BIMで作成した図面による建築確認申請が始まることもあり、BIM等導入によるDX化を急ぎ、非住宅木造建築に取り組みやすい環境づくりが求められております。

その下の事業内容及び効果を御覧ください。

①の木の建築DX普及促進では、技術者を育成するためのシステム研修会を開催するとともに、②の木の建築DXツール導入支援では、県内プレカット事業者や建築士事務所等がシステ

ム導入に要する経費を支援いたします。

これらの取組により、木造建築のDX化を進め、非住宅分野における県産材の需要拡大を進めてまいります。

続いて、57ページを御覧ください。

新規事業「みやざき木育未来イノベーション事業」で、予算額は425万7,000円であります。

事業の目的ですが、県民が木に親しみ、木材利用の意義等について理解を深める木育の具体的な方針を策定するとともに、地域の木育活動拠点を強化し、木育の取組の効率化を図るものであります。

次のページの現状と課題を御覧ください。

本県は、杉素材生産量が34年連続日本一ですが、このことや県産材利用の意義について、県民への理解が十分浸透していない状況にあります。

また、将来にわたり木育の推進は不可欠ではあるものの、明確な方針がないといった課題を抱えていることから、県が取り組む方向性を示す必要があります。

その下の事業内容及び効果を御覧ください。

①の木育の推進方針を策定では、木育の方向性を明確化し、木育方針を策定するとともに、方針の冊子等を作成し、関係者等への浸透を図ります。

②の木育遊具等の導入支援では、木育活動の取組を県民にPRすることを条件に、県内の交流施設等が導入する木育遊具等の経費を支援いたします。

これらの取組により、関係者等と連携し、効果的・効率的な木育活動を展開してまいります。

続いて、59ページを御覧ください。

改善事業「みやざき材海外輸出加速化事業」で、予算額は5,136万円であります。

事業の目的ですが、国内における木材需要が厳しさを増す中で、これまで県産材の製品輸出に取り組んでいる台湾、韓国に加え、新たな海外販路を開拓し、付加価値の高い製材品輸出を加速させていくものであります。

次のページの現状と課題を御覧ください。

国内では、新設住宅着工戸数の減少等に伴い、木材需要が低迷しており、木材産業は大変厳しい状況にあります。このため、木材輸出における製品の割合が低いこともあり、製品の需要先として、既輸出国に加え、新たな輸出先の開拓が必要となっております。

また、台湾では、本県と台中市等との友好交流協定により、県内関係者と現地の木材関係者との連携が深まり、木材利用の気運が高まっていることから、さらなる製品輸出に向けた体制強化が求められている状況にあります。

その下の事業内容及び効果を御覧ください。

①の友好交流協定に基づく取組では、台湾でのトップセールスや技術者育成セミナーをはじめ、設計士等の招聘や輸出相談員の設置等を実施いたします。

②の既輸出国の販路拡大・販路開拓先国での取組では、韓国での県産材を使用した木造建築物の現地見学会に加え、セミナー開催や設計士等の招聘、米国、香港等へのトライアル輸出等を実施いたします。

③の県内事業者の育成では、国際展示会への出展など、製品輸出に取り組む県内事業者への支援を行います。

これらの取組により、付加価値の高い県産材製品の輸出を加速させてまいります。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明いたします。

61ページを御覧ください。

上の枠にありますように、分科会では、みやざき林業大学校におけるドローンの資格取得について、農業大学校との情報共有を図り、積極的にドローンが操縦できる人材育成に取り組むこととの御指摘・御要望がございました。

対応状況であります。下にありますように、みやざき林業大学校では、これまで、新規就業希望者が受講する1年間の長期課程において、林業作業の軽労化等につながるスマート林業の推進に向け、ICTを活用した最新技術等の研修の中で、ドローンの基本的な法令学習等を実施してまいりました。

令和7年度からは、長期課程におきまして、ドローンの安全な活用に必要な飛行技術の習得はもとより、法令遵守の徹底等を目的に、農業大学校の取組を参考にしまして、民間資格であるドローン検定3級を取得することとし、研修生全員が受検、合格したところであります。

また、林業経営体向けの研修であります経営高度課程におきまして、ドローン操作等を実践する内容を盛り込んだ林業DX人材育成研修を実施したところであります。

今後、様々な意見を踏まえ研修内容の充実に努めるとともに、農業大学校とも情報共有を図りながら、ドローンが操縦できる人材の育成に積極的に取り組んでまいります。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

それでは、課ごとに質疑を行います。

まず、自然環境課の説明について質疑はございませんか。

○山下委員 資料36ページの「狩猟を担う人材確保・育成事業」で、御案内のとおり、質問でも上げさせていただきましたが、非常に被害も増えているということ、やはりイノシシ

がかなり増えてきていること、それと御案内のとおり豚熱対策で、非常にイノシシの感染が増えているということで、養豚業界からも狩猟効率を上げてくれというお願いもあるけれども、非常に高齢化している環境の中でなかなか進まない。

それで、林業大学校のことは課が違うと思うんですが、その狩猟をしてくれる人たちは、もう慢性的に地域が高齢化しているということですから、皆さんがいろいろな対策を講じてくれるんですけども、わなのほうは極めて免許の取得も簡単だし、その人口というのは増えていると思うんです。今後、狩猟者を増やしていこうという決め手について、もう少し何か知恵は出ないですかね。

○太田原自然環境課長 今、議員がおっしゃるとおり、なかなか狩猟者が増えないというのは非常に悩みのところでございます。一応、御説明もしましたけれども、いろんなイベントに向いて行って、そこで狩猟に興味を持ってもらったりとか、そういったのを実施しています。そのときには割といろいろ興味を持って聞いてくださる方がいらっちゃって、今年、日南市の産業まつりに行って、そういったPRしたところなんですけれども、2日間で500名以上の方が来てくれたというのがございます。

ただ、やはりジビエですかね、そういったおいしいとか、何か食べてみたいとかいったのが転じて、自分でも採ってみようというような気持ちになってくださるのがありがたいかなとは思っているんですけども、一つはやはり狩猟、ジビエとかに興味を持ってもらう仕掛けというのをしていかなくちゃいけないのかなというふうに思っております。

ただ、免許のほうも、議員も御存じと思いま

すけれども、わなのほうがどんどん多くなっているというのは事実でございまして、なかなか銃のほうの所持許可に、いろいろとハードルが高いというののもあって、なかなか進まないのかなという状況であります。

今回仕掛けていくのが、若い人たちに興味を持ってもらうということで、県内高校生、農業系の高校生たちに対する普及といいますか、農業に就業するかどうか分かりませんが、そういう自分のところの農作物やらに被害が出れば、自分たちでどうにかするというような意識を高めてもらうためにも、高校生とかを対象とした勉強会みたいな学習会というのを、今度、取り組んでいきます。

○山下委員 ありがとうございます。ジビエということが今出ましたけれども、以前から、かなりジビエの取組ということを支援してきましたよね。それで、会社を立ち上げてやった方もおられるんですけど、なかなか定着しないというのが、我々が話を聞く中で、やっぱり利益につながらないということがあるだろうと思うんですよね。

それで、結局、農村も人がどんどんいなくなって、私は都城市なんですけれども、酪農家あたりがトウモロコシを植えている場所にイノシシが出てきて、もう植えることができないと、それぐらいもう悲痛な状況になってきたんですよ。

それで、いろんな対策で公務員の人たちに狩猟免許を取らせたらどうかとか、そういう取組もされたりしているだろうと思うんですが、そういうものは、管内の、宮崎県内の公務員の狩猟免許、例えば銃ですよ、それもいろんな規則が厳しくて、なかなか取りづらい、そしてやはり持つことによって経費がかかること、そ

んな問題ももろもろあるだろうと思うんですが、その公務員の伸びがどうなのか。結局、ライフや散弾銃も含めて、銃に対する興味の持ち方というのはどんな状況でしょうかね。

○太田原自然環境課長 おっしゃっているところは、今議会でも話に出ましたけれども、ガバメントハンターといった考え方になるのかなというふうに思います。ただ、今年、ガバメントハンターに注目が集まったというのが、熊の被害によって、どうにかしないといけない、すぐに対応しなくてはいけないというところで、そういう考え方が出てきた、注目されてきたんだろうというふうに思っております。

ただ、宮崎県といいますか、こちらとしましても、そういう制度というか、そういう人材を育成しなくちゃいけませんよねというような認識はあるんですけれども、それを実際、その検討は、まだ、してない段階です。

ですから、今後、いろんな情報を収集しながら、そういう公務員ハンターといったところを議論していきましょうという段階でございます。

○山下委員 分かりました。ぜひその辺も、公務員の狩猟者ですよ、その辺もまた検討を早急に進めていただくとありがたいと思っております。

それと、公務員の人たちは、今、月10日ぐらいは必ず休みがありますから、やはり割と余裕はあるかなという思いなんですよね。一般企業もそのようにはなっているんですけれども。そういう興味を示してもらえるような取組をまた考えていただくと、ありがたいと思っております。

それと有害駆除。有害のほうも先ほど少し申しましたけれども、今回、養豚業界からも捕獲を増やしていただきたいということで、貴重な

財源から200万円、寄附をしてくれましたよね。それはどういうことかということ、感染というのは豚熱はイノシシですから、やはり管内の畜産を守るためのいわゆる安全対策の中で、早く数を少なくしてほしいということがあるものだから。

それで、猟友会の皆さん方と話をする、有害駆除をしてもなかなか割に合わない。1発の玉が何百円かしたり、犬の飼育もワクチンの接種などで非常に大変だし、夏場なんかは有害駆除に犬を連れていくと、犬がへたって、とにかく猟の効果が出ないと、そういう話もあって、今回は単価をいろいろ引き上げていただいたりして、割といい報酬にはなってきたかなと思うんです。猟友会の皆さん方が、こういう有害駆除の補助金を出すようにして、その辺の合意点ですよ、今、納得されているのか、まだ増やさないといけないのか、その辺の見解というのはどのように思っておられますか。

○太田原自然環境課長 今、イノシシを1頭取ったら7,000円、鹿を1頭取ったら8,000円といった助成金を有害駆除していただいた方にお支払いしているんですけれども、やっぱり猟友会等から話を聞くと、もう少し欲しいというような話も聞きます。もうこれで十分というような話ではないようです。

ですけれども、そういう有害駆除をくださる方のモチベーションを上げるような、そういったことで何らかの対策がないかなというふうには考えてはいるんですけれども、なかなか、支援はするんですが、十分見合うような支援が今はまだできていないというのが実際のところかなというふうに思っております。

○山下委員 分かりました。もう一点、林業大学校はほかの担当課になるだろうと思うんです

が、先ほどの説明で、林業大学校でドローンの資格は取らせるようにしましたという話がありました。林業大学校の中での狩猟の免許ですよ、その辺の取組を聞かしてください。

○太田原自然環境課長 林業大学校の研修生には、今、免許を取ってもらうような講習とか、そういったのを実施しております。今、わなを中心とした免許取得になっておりますけれども、実際、合格者も出ております。

○山下委員 ぜひ一番効率が高い銃もひっくるめて林業大学校での普及、資格の取得に真剣に取り組んでいただくとありがたいなと思うんですが。

○太田原自然環境課長 今年から銃も視野に入れた形で講習会をやろうというふうには話しているところです。

○山下委員 ぜひ取り組んでください。お願いします。

○野崎委員 狩猟の人材の育成とは違うんですけども、山でイノシシを撃って、出すことができないようなところに倒れてしまうと、穴を掘ってイノシシを埋めて帰るらしいんですよ。その穴をほじくって、また別のイノシシがそれを食べるらしいです。だから、撃ったのはぜひ出してもらわないといけないような話をこの前耳にしたので、ちょっと小耳に挟んでおきます。

何か山の中に置いて帰る人もいるらしい。それが豚熱に感染していた場合、また食べてうつるというのが懸念されるという話を聞いたので。人材とは何も関係ありません。

○下沖副委員長 資料29ページの一番下の流木の発生抑制等の対策は、どのような事業内容なのか教えてください。

○太田原自然環境課長 これは台風とか豪雨とかで倒れた木や風倒木を谷の中に放置しておく

と、流れ出る危険がありますので、それを運び出す事業でございます。

○下沖副委員長 事前伐採とかじゃなくて、倒れている倒木を回収すると。

○太田原自然環境課長 そのとおりです。倒れたり、積み重なっているものを取り除く事業です。

○下沖副委員長 了解しました。

○山下委員 資料30ページの松くい虫ですよ。一ツ葉海岸をたまに通ると、もう大きな木がほとんどやられていきますよね。佐土原町に近いほうは、ほとんど松がなくなったと思うんですよ。どんどん松くい虫が侵食してくる。若い木が育ってくればいいんですけども、その再生ですよ、その辺はどういう捉え方をしていますか。松の再生が追いついていくんですか。

○太田原自然環境課長 今、被害跡地について、海に近いほうはいわゆる抵抗性松というのを植えているんですけども、昔はずっと松というようなことにしていました。やはりそういう松くい虫対策とか、そういうのがありますので、海からちょっと離れた内地の部分には自然で、マテバシイですとか、クスノキですとか、タブノキとか、そういったのが育っておりますので、そういった樹種に転換して行って、海岸保安林というのを再生していこうといった計画で今やることにしております。

○山下委員 なるほど。一ツ葉有料道路は松が一つの風物であったらしいですよ。ゴルフ場一帯から、やはり僕らは松というイメージが強く、あれだけ道路がどんどん松くい虫でやられていくと、大きな木が全部やられていきますよね。そうなってくると、松の再生じゃなくて、やはりほかの樹種に変えていこうという、本来のそういう構想ですか。

○太田原自然環境課長 今、委員がおっしゃっておりますように、一ツ葉はもう松というふうに考えているんですけれども、その再生については、保安林整備事業という国庫補助事業がございます。その中で松を植えて、それが育つように、垣根をつくったりとか防風垣をつくったりして、成長を促そうといったような施業をやっております。

ですので、有料道路の松がずらっとある、あの辺りは松というふうに考えております。

○右田環境森林部次長（技術担当） 海岸松林につきましては、白砂青松という言葉があり、観光資源でもありますので、やはり松を植えたほうが良いという、いろんな地元の方、市町村も含めて、御意見を聞きながら、やはりその地域の方々が一生懸命、日頃から愛されている松林でもありますので、そういったところの皆さんの意見も聞きながら、県北のほうでも日向市のほうとかそういった形でやっています。この部分についてはやはり松が良いようで、観光、風光明媚な松林もやっぱり残していきたいよねという意見があったり、でもこっち側だったら広葉樹とかでもいいんじゃないかと、そういった意見をいろいろ地元の方とも意見を交わしながら、樹種の選定というか、再生というか、そういったのは進めているところであります。

○山下委員 大事なことなんです。今、宮日新聞で、前の宮交社長の岩切章太郎さんの思いをずっと書いておられる長浜さんの連載を、僕はもう楽しみにずっと見ているんですよ。やっぱり岩切章太郎さんの思いというのを、今は、宮崎空港を中心に、開発計画などが書いてありますけれども、やはり宮崎県は松形知事時代に、フェニックス開発をやったり、宮崎港開発をやったりして、一大の観光施設としてシーガイア

付近の整備が進んできたんです。最も大事なところ、観光道路ですが、どちらかというと、佐土原町寄りに近いほうは竹林になってくるような、何とも知らないやぶになってくるような気がするものですから、だから観光としてもあの道路の付近はちゃんとした整備をしていくべきじゃないかなと思うんです。

だからもう、やはり県の松くい虫対策が追いついていかないのか。何かもう毎年同じことなんです。何か決め手のある松くい虫の防除対策をやらないといけないと思うんです。それは課題として取り組んでいくんですよね、一ツ葉道路沿いというのは。

○太田原自然環境課長 海岸沿いといたしますか、この松林は国有林もございます。県有林もございます。あと、市有林とかもあります。また、ゴルフ場は、言われたようにフェニックスや宮崎ゴルフ、トム・ワトソンとか、いろいろございますので、そういった関係者と一丸となって取り組んでいこうという気持ちであります。

○山下委員 はい。景観も観光では買っているわけですから、よろしく願いいたします。

○太田原自然環境課長 先ほど下沖議員のほうからお話があった「流木等総合対策事業」は、倒れたものの除去というふうに話しましたが、立ち枯れしているものの除去も事業の中に入っています。ちょっと付け加えます。

○川添委員長 では、次に森林経営課の質疑はございませんか。

○下沖副委員長 資料40ページの林業公社の件なんですけれども、こちら、今年度の債務超過額を教えてください。

○宮川森林経営課長 令和6年度末で133億円の債務超過でございます。

○下沖副委員長 令和4年が118億円ですよ。

そこから、今年度は133億円に債務超過が増えていくということですか。

○宮川森林経営課長 これまでに、保育等がかかった経費分を、立木の収入で賄っていない状況がありますので、毎年6億円程度は増えていくという状況でございます、令和6年度は133億円の債務超過でございます。

○下沖副委員長 第4期の経営計画と今の状態はどうなのか。これも織り込み済みなんですか。

○宮川森林経営課長 現在の第4期経営計画の改定計画に基づいて履行しております。単年度収支黒字という目標を掲げて、公社は取り組んでいる状況でございます、県からの借入額については、第4期経営計画の改定計画に基づいて借入れをしているところでございます。

○井本委員 どれというわけではないんですけども、森林計画という場合、宮崎県の場合は杉が中心ですよ。今後新しく、例えばヒノキとか、あんなものに対するアプローチとか、そういうものを考える仕事はないわけですか。

○川本みやぎきスギ活用推進室長 委員おっしゃるとおり、杉の生産量が大半というようなところですので、確かに杉の活用というところはしっかり取り組んできたというところでございますが、当然、ほかのヒノキだとか、ほかにも当然山から出てくる樹種はございます。今回、スギ活用推進室でも事業を上げておりますけれども、当然、製品開発だとか輸出だとか、そういうところには当然、宮崎県産のヒノキというようなところも、もちろん、ヒノキ以外のものでもございますが、しっかり後押しをしていきたいというふうに考えてございます。

○下沖副委員長 先ほどの林業公社の関係なんですけれども、計画を見ていると、令和9年度までであるんですけれども、これ借入額年々

1億円増しぐらいでなっているんですが、これは令和10年度以降とかもそんな感じで増えていく感じですか。令和9年度が9億円で計算しているんですけれども、10億円以上ですか。年々増やしていく感じですか。

○宮川森林経営課長 現計画が令和9年度まででございます、県からの借入額のお話ですが、令和8年度が8億6,526万3,000円。令和9年度が9億8,000万円でございます。その後については、まだ次期計画で確定していくこととなりますので、現在のところはまだ決まっていない状況です。

○下沖副委員長 これ以降、また第5期計画のときに出てくるということですね。

○宮川森林経営課長 第5期経営計画で策定していくこととなります。

○下沖副委員長 分かりました。

○前屋敷委員 資料の39ページで、造林費ですけれども、昨年度と比較すると、この造林費が1億9,900万円ぐらい減額されているのですが、何か事業がなくなったとか、そういう中身でしょうか。

○宮川森林経営課長 減額している事業というのが森林整備事業費でございます、事業が減ったわけではございません。その事業の事業費を減額しているのですけれども、その理由というのが、国庫補助事業なんです、国からの近年の配分状況を考慮しまして減額しているところでございます。

○前屋敷委員 事業そのものがなくなったわけではなくて、額そのものが縮小されたということになるのですか。それで影響はないのか。

○宮川森林経営課長 委員のおっしゃるとおり、事業費の予算額を減額しております。事業への影響なんですけれども、近年の配分状況を考慮

して予算を組んでおりまして、減額しても必要な予算額は確保しておりますので、影響はございません。

○前屋敷委員 はい、分かりました。

○川添委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 では次に、山村・木材振興課の説明について、質疑はございませんか。

○山下委員 資料51ページの改善事業「しいたけ等輸出体制強化・PR支援事業」についてです。これまでも、消費拡大にも向けて様々な取組をされてきたと思うんです。なぜかという、干しシイタケが非常に値段がいい時期があったんです。いいときで1キログラムあたり5,000円ぐらいでしたか。その後値段が下がったんじゃないかな。黒木正一さんが県議の頃、諸塚村出身でしたから、絶えずいろんな質問もされてたんです。

需要が減る一方で、菌床栽培が手軽に手に入る。菌床栽培がどんどん増えてきたものだから、値段が安くなった。そのことで生産額が落ち込んできたといういきさつがあったんです。その中で、何回目かの改善事業と思うんですが、今の状況で、どれぐらいの値段で売れるのか、採算に合うのか、それと海外向けはどの辺を目標に営業をかけていくのか。そういうのが分かったら教えてください。

○笹山山村・木材振興課長 先ほど、価格のことを言われたんですけれども、ただいま1キログラム5,000円ぐらいの値で、単価的には高い状況でございます。ただ、生産者数というのが高齢化等によりましてどんどん減ってきておりまして、約930戸くらいしかございません。生産量も270トン程度にとどまっているというような状況でございます。

今回、干しシイタケの価格は高いんですけれども、近年の物価高騰によりまして資材費等も上がっておりますから、やはり収入面では同じような状態が続いているというところでございます。

国内消費もなんですけれども、海外に向けて、今後やっていかないといけないなということで考えておりまして、主な輸出国としましては、台湾とか香港、また米国に向けてやっていきたいということでございます。

台湾、香港につきましては、主に贈答用という形でやりまして、米国につきましては、今うまみのブームがありまして、シイタケのパウダー、ああいうものが非常に好調だということでございますので、そこら辺に向けてしっかりやっていきたいというふうに考えてございます。

○山下委員 分かりました。

○川添委員長 ほか、ございませんか。

○下沖副委員長 資料43ページ、県有林なんですけれども、分かれば県有林の総面積を教えてください。

○宮川森林経営課長 県有林の面積は約6,840ヘクタールでございます。

○下沖副委員長 その中で、公社に委託している部分ってあるんですか。

○宮川森林経営課長 県有林の管理につきましては、公社に委託している部分はございません。

先ほどの6,840ヘクタールは、土地も立木も県の持ち物である県有林で、もう一つ、うちが管理する県営林の中にある県行造林というものがございます。分収林でございます。そちらのほうは4,720ヘクタールあって、合計で1万1,560ヘクタールを管理しています。

○下沖副委員長 分かりました。

○前屋敷委員 資料49ページの「特用林産業新

規就業者支援事業」ですけれども、具体的にはどういう中身なのかというのと、新規就業者をどの程度見込んでいるのか教えてください。

○笹山山村・木材振興課長 当事業につきましては、干しシイタケを実際に生産したことがない方もいらっしゃいますので、まずは短期就業の体験をしていただくということで、これを10日間ほどやっていただいて、生産の工程とか地域の学びを知っていただくということと、あと、就業実践の場合、30日間のロングステイといいますか、そこで実際の生産の技術とかの知識を知っていただくというような形で行ってまいります。

まず、令和7年度、令和8年度なんですけれども、それぞれ4名の方に体験をしていただいたところでございまして、将来的には、やはり就業に結びつけたいということで考えております。目標の数値を定めているんですけれども、指標では、令和10年度までに6名の方を就業につかせたいと考えてございます。

○前屋敷委員 1か月ぐらい体験をされるということですが、昨年度の状況では感触としてはどんなですか。かなり興味も持たれ、やっていこうかなというような思いになられているんでしょうか。

○笹山山村・木材振興課長 昨年度は、残念ながらいらっしゃらなかったんですけれども、この事業でもって、今度は新規就業に係る継続雇用という形での支援もやっておりますので、これにつきましては地元等に働きかけをしながら、また今の生産者のほうにも協力をいただいて、お試しステイをしていただきますので、アナウンスをしっかりとしていきたいと考えてございます。

○川添委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、ないようですので、第2班の予算議案の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時6分休憩

午後2時13分再開

○川添委員長 それでは、委員会を再開いたします。

次に、特別議案の審査を行います。環境管理課、森林経営課、環境森林課に、それぞれ特別議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○黒木環境管理課長 資料の62ページを御覧ください。

議案第33号「財産の無償譲渡について」、御説明いたします。

1の提案の理由であります。財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決に付すものがあります。

2の譲渡の目的としましては、県有財産であります硫黄山水質改善施設の土地、建物及び工作物を、えびの市の市有財産とするため、無償譲渡するものです。

3の財産の概要であります。その内訳としましては、土地の面積が6,490平方メートル、建物が床面積10平方メートルのポンプ制御室、工作物が取水堰、中和処理水路等計35件であります。これらの無償譲渡対象の財産の鑑定評価額は、4にありますように1億6,200万円となっております。

最後に、5の譲渡先は、えびの市、譲渡する日は、令和8年4月1日であります。

なお、本件の無償譲渡につきましては、えびの市から提出のありました普通財産譲与申請に基づき、県議会の議決を停止条件とする県有財産譲与仮契約書を、令和8年1月27日付で締結しております。

○宮川森林経営課長 資料の63ページを御覧ください。

議案第35号「林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。

これは、令和8年度に県が実施予定の林道事業について、市町村から負担金を徴収するものであります。

1の「地方創生道整備推進交付金事業」につきましては、林道舗装2路線について、事業費の100分の10を日向市及び西米良村から徴収いたします。

2の「森林環境保全整備事業」につきましては、林道開設1路線について、事業費の100分の10を西米良村から徴収します。

3の「山のみち地域づくり交付金事業」につきましては、林道開設について、事業費の100分の5を県が事業を実施する場合に徴収いたします。

4の「県単林道災害復旧事業」につきましては、林道災害復旧事業2路線について、事業費の100分の10を西米良村から徴収します。

対象となる市町村は、既に同意を得ておりますが、地方財政法第27条第2項の規定により、議会の議決に付するものであります。

○川越環境森林課長 資料64ページを御覧ください。

議案第41号「宮崎県環境基本計画の変更について」、御説明いたします。

11月の常任委員会において、第四次宮崎県環境基本計画（改定計画）の素案について御説明

したところですが、それ以降、環境審議会での意見を盛り込みましたので、主な変更点について御説明いたします。

資料の具体的な説明に入ります前に、全体的な話を申し上げますと、本計画は、令和3～12年度の10年間の計画であります。策定から5年となる今年度に、その骨格は変えず、様々な情勢の変化に対応するため中間改定を行うものであります。

主な情勢の変化としましては、右上に赤い文字で記載しておりますとおり、国の地球温暖化対策計画に温室効果ガス削減目標が追加されたこと、さらに、生物多様性国家戦略が作成されたことを踏まえまして見直しを行ったほか、青い文字で記載しておりますとおり、その他の情勢の変化に対応する主な改定内容に関連するものとしております。

そして、今回説明いたしますのは、審議会での意見でございますが、これは緑色の文字で表示しております。

65ページを御覧ください。

第4章、分野別の施策の展開の、第1節、脱炭素社会の構築において、審議会でも、法の厳罰化により自転車の普及が抑制されるのではないかという意見がございましたので、1-1温室効果ガス排出削減の施策の方向③において、自転車を利用しやすい環境整備の推進を追記いたしました。

また、森林ボランティア団体の支援に活用される県の森林環境税について計画に記載できないかという御意見がございましたので、1-3二酸化炭素吸収源対策の施策の方向において、水と緑の森林づくり税、これにつきましては前回の常任委員会でも名称変更を御説明し、了解をいただいたところですが、この税について追記

を行いました。

続いて、外来種や気候変動の影響による森林の病害虫リスクについて記載できないかという御意見がありましたので、1－4気候変動への適応の施策の方向において、地球温暖化に対応した森林病害虫等の防除に取り組むと追記いたしました。

次に、67ページを御覧ください。

第4節、生物多様性の保全において、外来種に係る三原則の周知先にペットショップを追加できないかという意見がございましたので、4－1生物多様性の健全性の確保の各主体に求められる役割における事業者に、外来種を取り扱う事業者における外来種被害予防三原則の徹底を追記いたしました。

以上が、前回からの主な変更点になります。

議案第41号「宮崎県環境基本計画の変更について」の説明は以上です。

続きまして、69ページを御覧ください。

議案第42号「宮崎県森林・林業長期計画の変更について」でございます。

9月定例県議会において、素案を御説明いたしましたが、現行の第八次宮崎県森林・林業長期計画は、策定後5年を経過することから、情勢の変化に対応するため、中間改定を行うものです。

なお、前回の説明は9月定例県議会でしたので、今回ここでは全体の概要をもう一度御説明したいと思います。

第1章の計画改定にあたってでは、計画改定の趣旨や計画の位置づけ、計画期間、改定方法について記載しております。

第2章の森林・林業・木材産業を取り巻く諸情勢では、森林・林業・木材産業に関して、第1節では情勢の変化、第2節では現状と課題、

第3節では期待される役割を記載しております。

なお、今回の改定に当たり、第2節の現状と課題では、トピックスとして、人口減少がもたらす林業・木材産業への影響を取り上げ、右側にお示ししています赤い文字で記載していますように、急速に進む人口減少の影響と生産性の向上の重要性を記載しております。

70ページを御覧ください。

第3章の計画の目標と施策の基本方向ですが、第1節の目指す姿と基本目標では、今回の改定で、緑色で表示しております長期的に目指す森林の姿を新たに盛り込みまして、適地適木を基本とした多様な林齢・樹種から構成される森林を目指す上で、赤い文字で記載しておりますとおり、森林に求める機能により、本県の森林を将来にわたって持続可能な林業経営を目指す「生産林」と、森林の持つ公益的機能の発揮を重視する「環境林」の大きく2つに分けて、目指す森林づくりの方向性を図のようなイメージで示しております。

また、オレンジ色で表示しております5年後の素材生産量と再造林率では、木材需要の動向や将来の資源確保を考慮し、素材生産量は190万立方メートル、再造林率は90%を目標としております。

なお、基本目標は、現計画と同様、持続可能なみやぎの森林・林業・木材産業の確立としており、第2節の施策の基本方向と施策体系では、次のページに記載の基本計画の柱となる3つの基本方向と施策体系を記載しております。

71ページを御覧ください。

第4章の基本計画ですが、第1節の多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくり、第2節の持続可能な林業・木材産業づくり、第3節の森林・林業・木材産業を担う地域・人

づくりの3つの柱で構成し、それぞれの施策の展開を記載しております。

右側に主な指標を記載しておりますが、今回の改定で目標を変更したものを赤い文字で記載しております。

72ページを御覧ください。

第5章の重点プロジェクトですが、グリーン成長プロジェクトによる再生林対策の継続性を確保するため、プロジェクトを引き継ぐ4つの柱を重点項目として記載しております。

次の第6章の地域計画では、西臼杵支庁・各農林振興局ごとの重点的な取組を、第7章の計画の実現に向けてでは、計画実現のため関係者の役割等について記載しております。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

課ごとに質疑を行いたいと思います。

まず、環境管理課の説明について、質疑はございませんか。よろしいですか。

○山下委員 一つだけ確認します。

資料62ページのこの土地、6,490平方メートル。これはもともとえびの市の土地ということではないんですか。県の土地ですか。

○黒木環境管理課長 もともと国有地でございました。

○山下委員 それを県が買っているわけですか。

○黒木環境管理課長 はい。

○山下委員 そしたら、この1億6,200万円の中の土地の財産の価格はどれくらいですか。

○黒木環境管理課長 評価額の内訳でございますが、土地が389万円、建物が103万円、工作物が1億5,750万円となっております。合計が1億6,242万円となっておりますけれども、端数整理で1億6,200万円としております。

○山下委員 この土地の価格は、私もよく分か

らないんですけども、坪いくらになるか計算してみてください。

○黒木環境管理課長 評価の単価といたしましては、1平方メートル当たり600円となっております。

○山下委員 600円。

○黒木環境管理課長 1平方メートルあたり600円となっております。坪ですと、それに3.3掛けることになると思います。

○山下委員 反当たり50万円ぐらいか、どれぐらいになるか。1平方メートルがいくらでしたか。

○黒木環境管理課長 1平方メートル当たり600円となります。

○山下委員 10アール当たり、反で言った場合に約60万円ということだね。10アール当たり991平方メートルというふうに換算しますので、大体1,000平方メートルと見るんですけど。分かりました。

○川添委員長 ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 先ほど休憩中に、山下委員から議案第33号について資料要求があり、準備が整いましたので配付させていただきます。

暫時休憩します。

午後2時31分休憩

午後2時32分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

次に、森林経営課の説明について、質疑はございませんか。

○井本委員 これが議会の議決が要するというのは何ですか。こんなものは当たり前のような気がするんだけど、何で議会の議決が要のかな。

○宮川森林経営課長 地方財政法第27条第2項の規定により、議会の議決に付するものであります。

○井本委員 分かっている。法律で決まっているのは分かっているけれども、法律の趣旨を聞いているわけ。法律は何でそんなふうになっているのかと私は聞いているわけ。法定化されていることは分かっております。何でそんな法律があるんですかと聞いている。分からんか、分からないならいい。

○宮川森林経営課長 その法律の部分は、手元にはないんですけれども、この地方財政法第27条で経費の一部を負担させることができるというような文書になっていまして、その趣旨については、ちょっと分かりかねます。

○川越環境森林課長 地方財政法の趣旨なんですけれども、地方の財政状態を悪化させてはいけないというのが基本的な考え方でして、例えば国が県に、国の権限をもって負担させないように、県が市町村に県の権限をもって負担をさせないように、そういったものをちゃんとチェックできるようにこういった議決を取るという、そういう考え方になっております。

○井本委員 少し分かりました。

○川添委員長 よろしいですか。ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 なければ、環境森林課について質疑はございませんか。

○下沖副委員長 資料70ページで、再造林率90%を目指すということなんですけれども、このゾーニングした場合、生産林の部分を再造林率で考えるのか、それとも自然林に戻すところも、伐採後自然林とか戻す場合、そこの面積を植えなかったとすれば、それも再造林率の計算

に入るのか、生産林のほうで見ていくのかと教えてください。

○宮川森林経営課長 現在の再造林率の試算に当たっては、生産林・環境林の区分けをしておりません。再造林率を算出しております。

今切られているところというのが、道から近いところということを考えますと、ほとんどが生産林ではないかというふうには考えておりますけれども、その生産林・環境林での区別で率を算出してはいないということです。

○下沖副委員長 環境省のほうを見てみると、やはり同じこと、ゾーニングというのがあったもので、再造林率の計算をするとき、今から自然林とか戻すところがあれば再造林率が下がるのは当たり前かなと思ったので、生産に適したところがちゃんと植えられる、再造林がなされるという計算方法がいいのかなと思ったりもしたもので、今後そこら辺も研究していただければと思います。

○川添委員長 ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、ないようですので、最後に、予算議案全般を含めまして、その他で何かございませんか。

○二見委員 予算に関するというよりか、林業のこれからの全体的なことでお聞きしたいんですけれども、今、再造林から利活用まで、いわゆる川上から川下まで一生懸命取り組んでいらっしゃるということは分かるんですけれども、この円安の状況下では、木材の輸出のほうが非常にいいということも聞いています。向こうのほうに材木が引っ張られていて、実はこっちの地元のほうでの木材が足りなくなっているところもあると。いわゆるそれは何かといたら、バイオマス関係です。林地残材の活用なども言

われていたんですけれども、なかなかそこがうまくいっているという成功事例のような話もなかなか聞いてこないし、かといって今回は畜ふんのバイオマス事業も手がけるというようなこともあるわけなんですけど、ここ辺の木を取り巻く経済です。国内外の需要の駆け引き並びにバイオマス発電をつくるにしても、この材をどうやって調達して、今後、日本のエネルギー産業、電力産業をしっかりと維持していけるか、再造林するにしても杉を植えていって、じゃあその杉がバイオマスの燃料になるかといった場合に、要するに、のこくずだったりとか、ほかのところに引っ張られると今度は発電ができなくなる、燃料が高くなるとじゃあ使えない。発電の電力、電気代が上がってしまう。何かそこ辺の全体的なこのサイクルというものをどうすればうまく調整できるのかという感覚というか見解を持ってらっしゃるのかなと。非常に難しいところであるんですけれども、宮崎県だけの話じゃないとも思うので。

しかし、エネルギー産業は今中東の方で石油が問題視されているわけじゃないですか。だから、やはりこれからの長い目で見たときの林業の在り方、杉を植えるだけじゃなくて、じゃあバイオマスに使えるような、いわゆる早生樹の育成というのを、前に児湯郡のほうで見に行ったこともあったけれども、それも何かうまい話を聞かないようなところもあるみたいなので、ただ木を植えていけば、再造林の面積が大きければいいということじゃないと思うんですよ。

長い目で、じゃあバイオマスの燃料を確保することができるか、そういったところの視点を持ったやっぱり再造林なり森林経営というものをやっていってもらわないといけないのかなと思うんですが、そこら辺の考え方というのは何

か持っていらっしゃいますか。

○川本みやぎきスギ活用推進室長 委員おっしゃるように、確かにバイオマスもそうなんですけれども、製材業も含めて、県内の木材の需給、特に原木の引き合いということであれば、かなり強い需給になっているということはこちらも認識しております。やはり引っ張られているというようなところございます。

原木輸出等もございますので、なかなかそこら辺のボリュームも考えると、製材工場、もちろんバイオマスのほうに製造とか運転コストが上昇している原因になっているというふうに認識しております。

まず、バイオマスについてなんですけれども、やはり安定的な燃料の確保、これは重要でございます。なかなか価格が高騰しているというところもございますので、やはりそこは一定程度企業努力をしていただいて、効率的に発電いただくというところをしていただかなければいけないんですけれども、なかなかこういう逼迫している状況もございますので、県では、宮崎県木質バイオマス発電協議会というものをつくりまして、いろいろ意見交換をしたり、こちらからも助言をして需給状況はどうなっているか、これからの方向性について議論するというようなところをしてございます。

それから、効率的な燃料を供給するための施設、チップを効率的に供給する施設とかというのも、まずこの辺も支援しているところがございます。それから、もちろん運送だとか流通面でもそこら辺のコストをカットしていくというようにところをしていくというようなことかなというふうに思っております。

あと、製材工場のほうにつきまして、これはバイオマスも同じような話なんですけれども、

やはり価格転嫁というところをしっかりとやって、要は原木の購買力を上げていかなければいけないというような、これは根本的な問題でございますが、そういったところもございまして、こちらの方も業界団体と連携しながら、農林水産省のほうで取適法、今年改正されましたけれども、しっかりその情報を売る側と買う側、開示しながら、適切な価格でやり取りをするというようなところを促進するという取組をしておりますので、県もしっかり団体と連携しながら、そういった取組が県内でできるようにしていった価格転嫁をすると、最終的にはきちんと原木を確保できるような形に持っていきたいなと思っております。

○二見委員 今の話だと、大体それぞれのステージで取り組んでいращやる。ただ、その再生林の樹種とかについては、今までと変わらないというスタンスということですか。

杉というのは40年ぐらい育ててやっとな主伐して活用していくことだと思っておりますけれども、そのサイクルは今までと変わらずやっといこうということなんですね。

要するに、バックヤードを作って、たくさん燃料を確保できる場所は作りましてと言っても、中に入れるものがなければ意味がないわけじゃないですか。そのゾーニングしていくと言ったって、造林したところが伐採して利活用できるのは何十年も先の話。それが、だからもう少し早く使えるようにしたらいいよねというようなことで取り組んでたところもあったけれども、じゃあそれはどうなっているんだろうなと。そういったものを今植えているんですかという話です。そこ辺まで、どちらかという各業界の団体のところで取り組んでいるのは分かるんですけれども、生産の現場というところでも話が

何か見えてこないんだよなって。

○川本みやぎきスギ活用推進室長 まず、植えるものについてなんですけれども、ちまたでは早生樹だとか、宮崎県内でもそのセンダンとかというのを取り組んだりという、当然早く収穫できるものを植えるという考え方はある話で、再生林の樹種として実際に取り組んでいる状況ですし、それから杉を植えるということも多いです。当然それは特定苗木とかいう形で成長率の高いものというのが開発されて、それを植えてきているというようなところもございまして、そういったところで、できるだけ伐採までのサイクルというか収量は大きくなるのかなと。当然それは、そもそも植えてから伐採するまでの伐期というものは短い、日本の各地で比べても短いというところではございまして、やはり伐期が来たときに取れるものは、やはり多くなつた方が林業経営上いいということにもなりますので、当然、そういう研究や取組をしているということです。

それから、生産のところも御指摘がございましたが、宮崎県は路網密度が、全国と比較しても入っておりますし、機械の投入状況もそれなりにあるというようなことです。ほかのところの議題でもございましたが、よく話にもあるんですけれども、人がなかなか増えない状況の中でどうやって効率的にやっといこうかということもございまして、効率的にやっといくスマート林業などというところも、しっかり取り入れていく。当然、開発だとかいうところも国にしっかり要望していく、現場の情報を上げていくといったところの取組を総合的にした上で、林業がしっかり経済的に成り立つ持続的なものとして県の中の経済に貢献するといったところを目指したいなというふうに考えています。

○二見委員 宮崎県の場合は、その成長が早いというのは確かにそうです。冬の寒いところと比べると木の芽が柔らかいわけです。柔らかいからこそ、燃やしたらすぐ燃えきっちゃうという部分もあるわけじゃないですか。燃料としては、だから軽油とガソリンとハイオクの違いとか。だから、そこ辺も考えて、じゃあ植えて何十年か後に使えるんだという地主さんたちのメリット、やっぱり植えるということのメリットをしっかりと提案できないといけないと思うんです。

畜ふんバイオマスの発電のときにも、コンサルのほうはこれでペイできるみたいなのを言えるように、やっぱり県としても、この再造林の面積を一生懸命増やそうというところの一番の肝は、やはり地主さんたちが植えて、しっかりその後で費用を回収できるんだというプランを見せることが大事なんだと思うんですよ。世の中の経済がどう変わっていくかというのがこの数年でもコロコロ変わっていくというような世の中で、何十年も先を見通すというのは難しいかもしれないけれども、日本のエネルギー産業がどういう方向に進んでいこうとしているのかというのは、再生可能エネルギーに力を入れていかなければ、日本というのは天然資源が少ないからこそ、やはりそこ辺のいろんなエネルギーミックスとか、いろんな方法を取らないと、1つだけに偏るとどうしてもそこが傾いたときに共倒れして、みんなバタバタいってしまう。そうならないためにも、知恵を絞っていかなければならないし、いろんなこういう計画の中でもはめ込んでいかないといけないんじゃないかなと。こっちの南九州のほうでは発育が早いのであれば、それに合ったようなやり方、寒いところではこういうやり方、ここら辺とい

うのはやはり国としてエネルギーの在り方というものを考えてもらいたいし、こっちの南九州は南九州の良さをもっと発揮できるような、いわゆる政策提言というものをやっていければいいなというふうに思うんです。

ぜひ、これからの検討の中に入れていただければなど、個人的な意見ですけれども、どうしてもそこ辺がないと、僕らも説明をするときの説得力というものに欠けるんです。

ぜひまた、何かいい話があったときに教えていただければと思います。

○前屋敷委員 予算に関連で1つ聞きそびれていましたので、お答えいただきたいと思いますが、「再造林率向上強化対策事業」で、この補助申請者が再造林推進ネットワーク加入者というふうに限られているんですけれども、このネットワーク加入者でなければならないという何か不都合があるのか、理由をお聞かせください。

○鳥原再造林推進室長 今、再造林を推進する中で、各地域のネットワークというのが主体となって、伐採地の情報を受けて、そこに再造林する人はいないかというようなマッチングとか、再造林を進めているところでございます。

この事業につきましては、再造林した場合に補助率をちょっとかさ上げしますという条件の中で、それを適用するには誰でもじゃなくて、このネットワークで造林された場合にはこれが適用されますという補助事業の条件につけております。

ネットワークの加入者のメリットといいますか、そういった面で適正に再造林されていくことを進めていきたいという思いがございました。

○前屋敷委員 確かに現在、ネットワーク加入者が241事業体というふうに資料にも載っていて、目標を400と定めていらっしゃって、この事業を

契機に加入していただいて補助の申請をしていただくというふうに考えていらっしゃるんだろうと思うんですけれども、しかし、実際、再造林を強化して引き上げていくという点では、ネットワークに加入してほしいと、連帯もネットワークをつなぎながら連帯していくと、事業も進めていくということも大事なんですけれども、やはりこの事業そのものは推進する、強力に進めるという点では、加入にこだわることなく、補助の申請は受け付けるということのほうが、よりこの事業そのものの意味合いとか効果とかは出るんじゃないかなというふうに思います。

その上で、協力要請をするということはあるかもしれませんが、ネットワークに加わらないからどうなんだということについてはどうなのかなというふうに思いましたので、仕組みも含めて今お尋ねしたところです。

○宮川森林経営課長 この事業での最大の要件としてネットワークの会員としておりますけれども、植える方、造林事業者については全て加入していただいていますので、それで事業ができないとかそういうことはございません。

ネットワークを中心に、いろんな方々が一緒になって再造林を推進していくというのが目的でございますので、事業においてはそこで縛るというか、そういうものではございません。

○前屋敷委員 この施工地が一定、地域を決めて施工するんでしょうけれども、施工地が再造林強化地域であることというふうにもなっているんですけれども、その地域に加入者がいない場合もありますよね。やはりそこは、そういった不都合も出てくるんじゃないかと思うんですけれども、どうですか。

○宮川森林経営課長 この事業の対象となる森林の場所が再造林強化区域でございます。再

造林強化区域というのが、県が把握している道から100メートル以内の条件がいいところ。本来であれば収益が確保できる、切った後は植えるのを進めないといけない場所において再造林が進んでいないので、そこを進めているためにこの事業で条件として設けております。

○前屋敷委員 今の御説明では、この強化地域ではネットワーク加入されていない事業者はいないというような御説明もありましたが、それで問題が発生することはないという前段の御説明であったんですけれども、そういうことがなければ、わざわざ今回のこの事業においてネットワーク加入が必要だというような条件はつなくてもよかったですんじゃないですか。

○宮川森林経営課長 現在の加入者を見ますと、造林者がみんな入っていただいて一緒になってやっていこうという体制できているということでございます。

○前屋敷委員 そうであれば、わざわざ縛ることはなかったんじゃないかなというふうに思いました。

○右田環境森林部次長（技術担当） このネットワークをつくったそもそもの目的が、これは宮崎大学のほうに委託をして、いろいろ調査をしていただいたんですけれども、森林組合が伐採をした場合には、再造林率が非常に高い。ただ、素材生産事業者が伐採した場合にはちょっと再造林率が低いという結果が出ました。

それで、やはり再造林を中心的に担っていただくのは森林組合が中心にやっていただいているので、素材生産の人たちと森林組合とが一緒になってこういうネットワークをつくって、情報の交換だとか、再造林をスムーズに進めるためにこのネットワークをつくりました。そういったことで、このネットワークに入っていた

いて、再生林になかなか取り組みづらい素材生産事業者の方もいらっしゃったので、そういった方々も一緒になって再生林のほうに力を注いでもらおうと、意識を高めてもらおうということでこのネットワークをつくって、会員の方々に対して、事業の仕組みとして補助をしていくという形をつくったところであります。

○前屋敷委員 私は、このネットワークそのものを何も否定するわけではなくて、やはりそのネットワークの中でお互い、やはり造林率を高めていこうということは大事なことですけれど、今度のこの事業要件の中にそういう縛りがあるので、それはなくてもいいんじゃないかというふうに思ったものですからお尋ねをしたところでした。はい、結構です。

○川添委員長 ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、以上をもちまして環境森林部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時57分休憩

午後2時58分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

明日の委員会は、10時に再開し、農政水産部の審査を行うことといたします。

その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、以上で本日の委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後2時59分散会

令和8年3月12日(木曜日)

午前9時57分再開

出席委員(7人)

委員 長	川 添 博
副 委 員 長	下 沖 篤 史
委 員	山 下 博 三
委 員	二 見 康 之
委 員	野 崎 幸 士
委 員	井 本 英 雄
委 員	前 屋 敷 恵 美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農政水産部

農政水産部長	児 玉 憲 明
農政水産部次長 (総 括)	原 田 大 志
農政水産部次長 (技 術 担 当)	柳 田 敬
畜 産 局 長	林 田 宏 昭
農 村 振 興 局 長	戸 高 久 吉
水 産 局 長	西 府 稔 也
農 政 企 画 課 長	梶 原 正 太 郎
団 体 指 導 検 査 課 長	田 村 真 一
農 業 流 通 ブ ラ ン ド 課 長	押 川 裕 文
農 業 普 及 技 術 課 長	吉 野 史 男
農 産 園 芸 課 長	白 石 浩 司
畜 産 振 興 課 長	鴨 田 和 広
家 畜 防 疫 対 策 課 長	坂 元 和 樹
農 村 計 画 課 長	井 上 周 二
農 村 整 備 課 長	山 内 敏 雄
担 い 手 農 地 対 策 課 長	堀 ノ 内 修
水 産 政 策 課 長	西 田 貴 亮

漁 業 管 理 課 長	安 田 広 志
漁 港 漁 場 整 備 室 長	宇 治 橋 正 行
工 事 検 査 監	永 野 浩 一
総 合 農 業 試 験 場 長	下 田 透
畜 産 試 験 場 長	水 野 和 幸
県 立 農 業 大 学 校 長	戸 高 和 也
水 産 試 験 場 長	大 村 英 二

事務局職員出席者

議 事 課 主 事	黒 木 燿 一 朗
議 事 課 主 任 主 事	前 鶴 彩 友

○川添委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○児玉農政水産部長 説明に入ります前に、まず、お礼を申し上げます。

3月7日に挙行いたしました令和7年度県立農業大学卒業式には、大変お忙しい中、川添委員長に御出席を賜りまして、誠にありがとうございました。

69名の卒業生は、そのほとんどが就農や農業関連産業に就職する予定となっております、将来の本県農業の発展を牽引する人材として、活躍を期待しているところでございます。

また、同日に挙行いたしました、令和7年度県立高等水産研修所修業式には、大変お忙しい中、下沖副委員長に御出席いただきまして、感謝を申し上げます。

8名の修業生が全員本県の漁業に就業することとなっております、本県漁業を支える中心となる人材といたしまして、活躍を期待しているところでございます。

それでは、当委員会に御審議をお願いしている議案等について御説明いたします。

常任委員会資料2ページの目次を御覧ください。

本日は、予算議案2件、特別議案6件の御審議をお願いしております。

予算議案につきましては、議案第1号「令和8年度宮崎県一般会計予算」と議案第12号「令和8年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算」であります。

特別議案につきましては、議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」ほか5議案についてであります。

3ページを御覧ください。

Iの予算議案についてであります。

まず、令和8年度農政水産部予算(案)の基本的な考え方でございますが、(1)にありますとおり、国は、新たな「食料・農業・農村基本法」に基づき、食料安全保障の確保や農業・畜産業の生産基盤の強化等を推進するため、今後5年間で農業構造の転換を集中的に実施することとしております。

また、物価高騰の長期化等による生産者の経営への影響を踏まえ、生産性の向上に加え、持続性の高い農水産業への転換が急務となっております。

このため、(2)の①のとおり、令和8年度を初年度とする農業と水産業それぞれの長期計画の着実な推進に加え、②の農水産業の生産性と持続性を両立し、さらなる成長を実現するグリーン成長プロジェクトの展開により、我が国の食料安全保障の確保を支える食料供給基地として、将来にわたって、その役割を果たすための予算として構築いたしました。

4ページを御覧ください。

ここでは、農業と水産業のそれぞれの長期計画の施策体系に沿った重点的な取組を整理して

おります。

(1)の第八次宮崎県農業・農村振興長期計画では、3つの視点で各種施策を展開いたします。

①では、人材・体制づくりの観点から新規就農者や雇用就農者の確保・育成、営農継続等をサポートする体制構築等の推進を、②では、生産性の観点から農業生産基盤の整備やスマート農業技術の活用に加え、気候変動対策等の推進を、③では、持続性の観点での農村集落づくりや環境と調和した農業の取組に加え、共同利用施設の集約等を推進いたします。

(2)の第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画では、4つの視点で各種施策を展開いたします。

①では、人口減少社会への適応の観点から先端技術の導入等に加え、多様な人材の確保・育成と定着の推進を、②では、高収益化の観点から漁船・漁具の機能強化や養殖生産管理のスマート化等の推進を、③では、持続性の観点から気候変動に対応した生産体制づくりや漁場環境の保全等の推進を、④では、漁村づくりの観点から漁港施設等の地震・津波対策や漁村・内水面のにぎわい創出等の推進をそれぞれ展開いたします。

次の5～6ページにつきましては、それぞれの長期計画の施策の体系に沿った令和8年度の主な事業を整理しております。

新規・重点事業の内容につきましては、後ほど担当課長から御説明いたします。

7ページを御覧ください。

令和8年度の農政水産部の当初予算につきましては、一般会計と特別会計を合わせた全体で、表の左から2列目になりますが、令和8年度当初予算額の一番上の行にありますとおり、426億

9,525万1,000円をお願いしております。

このうち、一般会計はその下にありましており、425億1,247万4,000円、特別会計は表の下から2行目にありましており、1億8,277万7,000円であります。

8ページを御覧ください。

債務負担行為の追加につきまして、次の9ページまでの一覧表にあります事項について、追加をお願いするものであります。

○川添委員長 部長の概要説明が終了いたしました。

審査の進め方ではありますが、予算議案のみ2班に分けて議案等の審査を行い、全体がそろった後、特別議案等の審査を行うこととします。

また、質疑については、関連した質疑を効率的に行う観点から、予算議案は関連した課ごとに、特別議案は項目ごとに質疑を受けることといたします。

執行部の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、歳出予算の説明については、重点・新規事業を中心に簡潔に行い、あわせて、決算における指摘要望事項に係る対応状況についても、説明をお願いします。

まず、第1班として、農政企画課、団体指導検査課、農業流通ブランド課、農業普及技術課、農産園芸課、畜産振興課、家畜防疫対策課の予算議案に係る審査を行いますので、順次、議案の説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は全ての課の説明が終了した後をお願いいたします。

○梶原農政企画課長 委員会資料10ページを御覧ください。

令和8年度当初歳出予算について御説明いたします。

当課の予算額は、一般会計のみで17億5,113万

3,000円をお願いしております。

11ページを御覧ください。

まず、歳出予算説明資料の説明に当たりましては、左から3番目の欄の事項名で説明させていただきます。

また、事項の詳細を説明する場合は、右端の説明及び事業名の欄を用いさせていただきますが、この欄については、「説明欄」と省略させていただきます。

なお、この後、各課におきましても同様の説明とさせていただきます。

それでは、当課の主な内容について御説明いたします。

下から2つ目の(事項)中山間地域活性化推進費の説明欄1の改善事業「多様な人材が支える中山間地域農業継続支援事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、説明欄3の(1)中山間地域等直接支払交付金7億363万9,000円でございます。

本事業は、生産条件が不利な中山間地域におきまして、集落協定に基づき、農業生産や農用地の保全活動を行う際、取組面積に応じ一定額を交付することにより、農業・農村の多面的機能の維持や発揮を図るものでございます。

1つ下の説明欄4の「元気な中山間農業・農村活性化事業」7,519万9,000円でございます。

本事業は、農村集落のコミュニティーや生産基盤の強化に向けた取組を支援するとともに、地域間交流等の取組を推進することにより、中山間地域の農業・農村の活性化を図るものでございます。

12ページを御覧ください。

改善事業「多様な人材が支える中山間地域農業継続支援事業」でございます。

予算額は1,466万6,000円でございます。

この事業は、事業の目的にありますとおり、中山間地域に地域外からの人材定着を促進するとともに、地域内の生産活動の省力・省人化に資する取組へのサポートにより、営農活動の持続化を図るものでございます。

具体的には13ページを御覧ください。

事業は大きく3つからなっておりまして、まず、左側の①「複合的経営スタートアップ支援事業」では、地域外からの人材定着に向けた対策といたしまして、中山間地域において移住者等が林業などの仕事と併せて複合的に農業を行う、いわゆる「半農半X」等の取組に対して、必要な農業機械等の導入等を支援することとしております。

また、右側の②「地域課題解決支援事業」では、集落の方々が安心して営農を続けるための対策といたしまして、人手不足等の地域が抱える課題解決を目的に、集落組織等が行う農用地保全や、取水対策などの省力化・省人化に資する技術・手法の実証や導入を支援し、その成果の波及や活用を促進いたします。

さらに、下段の③「経営体育成・集落活動サポート事業」では、①、②の支援事業の推進に当たりまして、技術面や経営面など総合的な指導・助言を行うサポーターを県に設置いたしまして、現地に派遣して、移住者や集落組織等が行う取組を支援することとしております。

これらの新たな人材や技術・手法への支援によりまして、中山間地域の営農活動の維持につなげてまいります。

事業期間は、令和10年度までの3年間で予定しております。

○田村団体指導検査課長 常任委員会資料の14ページを御覧ください。

当課の予算額は、一般会計のみで6億9,244万

1,000円をお願いしております。

15ページを御覧ください。

主な内容について御説明いたします。

上から3番目の(事項)農業金融対策費の説明欄1の利子補給金・助成金4億3,448万1,000円であります。

本事業は、農業者の資金繰りを支援するため、農業制度資金の貸付けを行う融資機関に対しまして利子補給を行うものであり、引き続き資金調達の円滑化に取り組んでまいります。

○押川農業流通ブランド課長 資料16ページを御覧ください。

当課の予算額は、一般会計のみで8億3,495万9,000円をお願いしております。

主な内容について説明いたします。

17ページを御覧ください。

上から3番目の(事項)新農業振興推進費の説明欄2の改善事業「みやざき「食」のもったいない実践事業」710万円です。

本事業は、食育活動やキャンペーン等による食品ロス削減の推進・啓発に係る取組を支援するものであります。

次の3の新規事業「みやざき農産物フェアプライス理解促進事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

次の(事項)新みやざきブランド推進対策事業費の説明欄1の「みやざきブランドファン拡大事業」3,222万3,000円です。

本事業は、みやざきブランドの新たなマークの周知等を通じてファンを拡大し、ブランド商品の購入意欲の向上や安定販売を支援するものであります。

次に、その下の(事項)農産物流通体制確立対策費の説明欄5の「食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業」4億5,000万円です。

本事業は、輸出先の規制に対応した加工施設の整備等に係る取組を支援するものであります。

次に、一番下の（事項）構造政策推進対策費の説明欄2の「みやざきLFP強化支援事業」4,848万3,000円です。

本事業は、多様な農や食の関係者が協働して新商品やサービスの開発など新たなビジネスを創出する、みやざきLFPの活動強化を支援するものであります。

18ページを御覧ください。

新規事業「みやざき農産物フェアプライス理解促進事業」についてであります。

予算額は262万9,000円で、事業の目的にありますとおり、消費者が納得し、生産者が適正な利益を得られる、農産物の合理的な価格・フェアプライスについて理解醸成を図るものです。

19ページを御覧ください。

左側の①学生と連携した産地の取組を発信するプロジェクトでは、学生に栽培から収穫までを体験していただくとともに、高騰する生産コストや気候変動に対応する生産者の工夫・努力をヒアリングし、SNS等で発信していただきます。

次に、右側の②生産者と消費者をつなぐシンポジウムでは、①のプロジェクトで感じたことを学生に発表していただくとともに、生産者、消費者、小売業者等の関係者による、持続可能な農業をテーマとしたディスカッションの場を設けます。

このような取組を通じて、消費者や流通・販売に関係する方々に農業の価値を理解していただき、合理的な価格・フェアプライスの理解促進につなげてまいります。

事業期間は、令和10年度までの3年間で予定しております。

続きまして、20ページを御覧ください。

決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況についてでございます。

農畜水産物の輸出について、長期計画の見直しのタイミングでもあることから、輸出している国のシェアを念頭においた輸出目標の設定をするなど、戦略的に農畜水産物の輸出を拡大していくことという指摘要望事項がございました。

国内の人口が減少する一方で、世界の食市場が拡大する中、海外に向けて輸出を拡大していくことは、本県農畜水産物の生産基盤を強化していく上で、大変重要な取組であると認識しております。

第八次宮崎県農業・農村振興長期計画及び第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画において、令和12年度までを目標とする10か年計画のうち、令和3～7年度の前期計画では、農畜水産物の輸出目標額を102億円に設定しておりましたが、令和6年度の実績は目標を上回る約121億円に達しました。

令和8～12年度における後期計画において、これまでの取組をさらに進めるとともに、新たにターゲットとなる国・地域におけるシェア拡大に取り組むことを踏まえ、輸出目標額を178億円に設定しました。

目標達成に向けては、牛肉や水産物、茶など主要な輸出品目ごとに、輸出先国・地域のニーズや規制に対応するための施設整備や有機栽培への転換など輸出向け生産体制の強化に加え、新たな商流開拓など販売戦略の展開にも重点的に取り組むこととしております。

今後とも、輸出を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、国や関係団体等と連携し、県産農畜水産物の輸出拡大に向けた取組を進めてまいります。

○吉野農業普及技術課長 常任委員会資料の21ページを御覧ください。

当課の予算額は、一般会計のみで45億6,290万7,000円であります。

主な内容について御説明いたします。

22ページを御覧ください。

下から3つ目の(事項)農業経営改善総合対策費の説明欄1の改善事業「みやざき農業経営指導強化事業」であります。後ほど別資料にて御説明いたします。

続きまして、一番下の(事項)活動火山周辺地域防災営農対策事業費の説明欄1の「活動火山周辺地域防災営農対策事業」1億328万円あります。

本事業は、桜島や新燃岳の降灰による農作物の被害を防止・軽減するため、農業用ハウスや洗浄機械の整備等を行い、農家経営の安定を図るものです。

23ページを御覧ください。

上から3つ目の(事項)鳥獣被害防止対策事業費の説明欄1の「鳥獣被害対策アップデート事業」7億7,244万9,000円あります。

本事業は、農作物被害対策のモデル実証や侵入防止柵の整備など、ソフト・ハード両面での取組を支援するとともに、ジビエの栄養成分に着目した新規需要の創出を図るものです。

続きまして、下から3つ目の(事項)農産物高品位生産指導対策費の説明欄1の「みやざき「グリーン農業」拡大加速化事業」1億5,587万1,000円あります。

本事業は、国のみどりの食料システム戦略に基づき、化学肥料・化学農薬の使用量低減や有機農業の拡大など環境負荷低減に資する取組を推進するものであります。

24ページを御覧ください。

一番下の(事項)農業研究機能高度化推進対策費の説明欄1の新規事業「総合農業試験場機能強化整備基本計画策定事業」につきましては、別資料にて御説明いたします。

歳出予算説明資料は以上であります。

続きまして、新規・改善事業について御説明いたします。

25ページを御覧ください。

改善事業「みやざき農業経営指導強化事業」、予算額は3,365万6,000円あります。

本事業の目的は、資材価格の高止まりなど厳しい経営が続く中、各種データに基づいて経営状況を正確に把握し、早い段階からの確な支援を行うことで、農業者の経営安定及び産地維持を図るものであります。

26ページを御覧ください。

①「農業経営力強化支援事業」では、宮崎県農業経営体支援センターにおいて、経営コンサルティングをはじめとする経営指導等を実施するものです。

新たな取組としましては、開発した農家支援システムにより、融資や決算データの一元的な管理を行うことで、農業者の経営状況をこれまで以上に詳細に分析することが可能となりますことから、経営悪化の兆しがある農業者に対し、早い段階から経営指導等を実施してまいります。

また、農業者から法人化や事業承継等の専門性の高い相談が増加していることから、これらに対応するため、商工部門の専門家等を講師として、実践的な研修を実施することで指導人材の資質向上等を図ってまいります。

②「経営指導活動強化事業」では、農業経営指導士による新規就農者等への助言・指導を強化するとともに、普及指導員が法人経営体への指導や産地課題の解決に必要となる経営や流通

などの幅広い知識を習得することで、普及センターの経営指導の活動を強化してまいります。

事業期間は、令和10年度までの3年間としております。

続きまして、27ページを御覧ください。

新規事業「総合農業試験場機能強化整備基本計画策定事業」予算額は6,170万5,000円であります。

本事業の目的は、農業試験研究の機能強化及び運営の合理化を図るため、研究体制の集約に向けた整備基本計画の策定を行うものであります。

28ページを御覧ください。

現在、担い手の急速な減少や地球温暖化等に対応する栽培技術、病害虫対策等の研究を進めていく上で、研究員や研究機材が分散していることで、様々な制約が生じております。

このため、新体制では、現在の5拠点から宮崎市と川南町の2拠点へ集約し、特定の研究課題や品目等において、分野横断的な研究体制を構築することで、品種開発の効率化やスマート農業技術の高度化、気候変動や新奇病害虫への対応などの試験研究を強化するとともに、研究と教育との融合や民間企業との共同研究を進めることで実践農業者や指導人材の育成強化を実施してまいります。

事業期間は、令和8年度の1年間であります。

○白石農産園芸課長 資料29ページです。

当課の予算額は、一般会計のみで23億5,628万9,000円をお願いしております。

主な内容について説明します。

30ページを御覧ください。

上から3つ目の(事項)強い産地づくり対策事業費の説明欄1の「宮崎の農業「強い産地づくり」対策事業」13億8,051万5,000円です。

これは、産地の収益力向上や生産基盤の強化を図るため、農産物処理加工施設や園芸ハウスなどの整備、農業機械の導入などの取組を支援するものです。

次に、1つ下の(事項)園芸産地基盤強化緊急整備事業費の説明欄1の新規事業「気候変動に強い施設園芸生産基盤強化事業」につきましては、後ほど説明をいたします。

次のページをお願いします。

3つ目の(事項)特用作物生産改善推進費の説明欄1の新規事業「かんしょ生産再建支援事業」811万1,000円です。

これは、かんしょ産地の持続的な発展を図るため、苗の生産技術や移植作業の機械化、圃場での高温対策といった技術実証と併せ、園芸ハウスや種芋保管倉庫の施設整備を支援するものです。

次に、1つ下の(事項)スマート農業産地づくり事業費の説明欄3の新規事業「みやざきデジタル施設園芸産地拡大事業」につきましては、後ほど説明いたします。

次に、1つ下の(事項)産地強化対策事業費の説明欄2の改善事業「未来につなげる加工・業務用産地強化事業」984万3,000円です。

これは、野菜と果樹において、加工・業務用産地としての生産基盤を強化するため、農業者と加工事業者が連携した収穫作業などの分業化の推進や、必要な機械の導入を支援するとともに、気候変動に対応するための新たな作型の検討や、高温対策の技術実証を支援するものです。

32ページを御覧ください。

新規事業「気候変動に強い施設園芸*産地基盤強化事業」1,547万円です。

本事業は、事業の目的にありますとおり、温

※55ページに訂正発言あり

暖化等の気候変動により、施設園芸品目の収量や品質低下のリスクが高まっていることから、高温対策技術の実証と花卉の種苗生産体制の構築等に取り組むことで、生産性の向上を図るものです。

具体的には、33ページを御覧ください。

近年の異常な高温により、例えばピーマンの花落ちや、花の苗に生育不良が発生するなど、施設園芸においても早急な対策が必要となっております。

このため、本事業では、①の「高温対策技術実証事業」として、ハウス内の温度を下げる効果のある細霧冷房装置や遮光資材の検証に加え、冷蔵庫で花の苗を育苗する技術の現地実証を支援いたします。

また、②の「花き種苗生産体制強化事業」では、中山間地域の冷涼な気候を生かして、苗での供給から球根での供給に転換するための生産体制の構築に向けた実証に取り組みます。

事業期間は、令和10年度までの3か年を予定しております。

34ページを御覧ください。

新規事業「みやざきデジタル施設園芸産地拡大事業」1億5,718万円です。

本事業は、事業の目的にありますとおり、AI技術分析等の開発や、環境制御機械の導入支援により、施設園芸のデジタル化による産地革新を推進し、収量の向上や所得の増加を図るものでございます。

次のページを御覧ください。

本県では、令和4年度から、ハウス内の温度や湿度等の環境データを活用し生産性の向上を図るシステム開発に取り組んでおり、これまで、協力農家113戸の販売額が、キュウリで125%、ピーマンで150%に増加するといった成果が得ら

れております。

この取組を加速化させるため、本事業では右側の青枠にありますとおり、①の「データ駆動型施設園芸推進事業」で、環境データや植物生理に基づいた栽培管理について、例えば栄養成長が強い場合には、温度を下げたり、あるいは葉かきの頻度を上げたりといった、栽培管理の改善をAI分析により提案する機能の開発により、目標収量の達成を支援してまいります。

また、②の「データ活用ステップアップ事業」では、データを活用した現場指導ができる人材の育成、高収益モデルの現地実証に取り組みます。

あわせて、③の「データ活用産地体制強化事業」では、このプロジェクトに参加いただける農業者に対し、環境測定装置やCO₂発生装置の導入を支援してまいります。

これらの取組により、参加者を1,000名にまで拡大させ、所得1,000万円以上の農業者の増加を目指してまいります。

事業期間は、令和10年度までの3年間を予定しております。

○鴨田畜産振興課長 資料36ページを御覧ください。

当課の予算額は、一般会計のみで73億2,860万3,000円をお願いしております。

主な内容につきまして御説明いたします。

37ページを御覧ください。

中ほどの(事項)畜産振興対策事業費の説明欄6の新規事業「現場が強くなる!畜産技術向上プロジェクト事業」、その次の説明欄7の新規事業「畜産試験場施設整備事業」につきましては、後ほど説明いたします。

次に、2つ下の(事項)肉用牛改良対策費の説明欄1の改善事業「宮崎県肉用牛改良総合対

策事業」1億6,516万5,000円は、本県肉用牛の生産基盤の強化とブランド力の向上を図るため、その根幹となる優秀な種雄牛の造成を進めるとともに、能力の高い繁殖雌牛群の整備等を支援するものです。

次に、説明欄3の「第13回全国和牛能力共進会对策事業」4,995万円は、来年に控えた北海道全国和牛能力共進会において、5大会連続となる内閣総理大臣賞の受賞を目指すべく、関係団体等で構成される県推進協議会が実施する各種出品対策を支援するものです。

38ページを御覧ください。

1番目の(事項)酪農振興対策費の説明欄1の改善事業「持続可能な宮崎型酪農支援総合対策事業」1,576万3,000円は、本県酪農生産基盤の持続的な発展を図るため、酪農経営における生産性向上や乳用後継牛の預託による分業化の推進、県産牛乳・乳製品の消費拡大などの取組を支援するものです。

40ページを御覧ください。

新規事業「現場が強くなる！畜産技術向上プロジェクト事業」予算額は332万2,000円です。

本事業は、畜産現場における農家指導体制の強化を図るため、畜産指導人材の育成に取り組むとともに、農家向けの生産性向上研修等を通じて持続可能な畜産業の発展につなげることを目的としております。

41ページを御覧ください。

左上の図にありますとおり、肉用牛における新たな指導体制づくりとして、JAとNOSA I、普及センター、畜産協会が和牛コンソーシアム巡回構想の中で指導チームを編成いたします。

その後、チーム内で連携しながら、県内のJA各地区本部ごとに選定したモデル農家の指導

を行っていくことで、右にありますとおり、農家ニーズに合った指導やモデル農家を優良事例として地域へ波及するなどの効果が期待されます。

それらの取組等も踏まえまして、本事業では、①の「畜産コンサルティングスキル養成事業」において、全国トップクラスの講師を招聘し、指導員を対象とした座学による最新技術の習得や農場現場での研修を通じてコンサル能力の強化を図ります。

加えて、②の「家畜生産性向上技術研修事業」では、昨今の重要な課題でもある暑熱対策や生産性向上に関する先進技術など、農家向けの研修会等を開催します。

この事業により、現場に強い指導員を育成することで、持続可能な畜産業の発展を目指します。

事業期間は、令和8～10年度の3年間を予定しております。

42ページを御覧ください。

新規事業「畜産試験場施設整備事業」予算額は3億2,547万円です。

本事業は、畜産試験研究の機能強化と運営の合理化を推進し、本県畜産業の成長産業化を図るため、本年度策定した畜産試験場機能強化基本計画に基づき、集約される畜産試験場の施設に係る基本設計等を行うものです。

43ページを御覧ください。

機能強化により目指す姿として、集約後は、本場に宮崎牛やみやざき地頭鶏など、本県独自の改良等の研究が必要な肉用牛や養鶏、畜種横断的な研究が必要な飼料作物や環境衛生に係る施設を整備し、乳用牛や養豚については施設を整備せず、宮崎大学やJAなど外部との連携によるフィールド試験を中心とした研究を行う方

向で検討しております。

試験研究の強化として、気候変動による暑熱対策や自給飼料生産、畜産環境などの畜種横断的な重要課題への対応を強化し、研究成果の現場実装に向けたスピードアップを図ってまいります。

また、人材育成の強化として、試験場内に研修施設を整備し、県の普及指導員やJA営農指導員等の指導人材のほか農家や学生などの実践人材、さらには将来、本県で畜産や獣医職として活躍する人材を育成する拠点として試験場を位置づけてまいります。

事業期間は、令和8～9年度を予定しております。

○白石農産園芸課長 委員長、申し訳ございません。農産園芸課でございます。

資料32ページの事業名の読み間違いをしたようでございます。

「気候変動に強い施設園芸生産基盤強化事業」ですけれども、「産地基盤強化事業」と読み間違いをいたしました。訂正をさせていただきます。

○坂元家畜防疫対策課長 資料の44ページを御覧ください。

当課の予算額は、一般会計のみで10億4,487万1,000円をお願いしております。

主な内容について御説明いたします。

45ページを御覧ください。

1番目の(事項)家畜防疫対策費の説明欄3の「家畜防疫体制整備事業」6億5,359万8,000円でございます。

本事業により、県内で万が一、高病原性鳥インフルエンザや豚熱が発生した場合、迅速な初動防疫を行うとともに、県内の養豚農場における予防的豚熱ワクチン接種を行うこととしてお

ります。

次に、説明欄5の改善事業「宮崎の畜産を護る家畜感染症対策強化事業」1,758万4,000円については、本事業により、越境性感染症であるアフリカ豚熱の水際防疫や野生イノシシのサーベイランス検査を強化するとともに、ランピースキン病の迅速な診断技術の確立に取り組むほか、牛伝染性リンパ腫や牛ウイルス性下痢などの慢性疾病対策を地域ぐるみで推進し、農場の清浄化を支援することとしております。

次に、2つ下の(事項)家畜衛生技術指導事業費の説明欄3の「ひなたの獣医師確保修学資金給付事業」4,667万円でございます。

本事業は、県職員獣医師の安定的な確保・育成を行うため、本県職員獣医師を目指す高校生と獣医系大学生に対して修学資金を給付するものです。

次の説明欄4の「ひなたを支える獣医師確保事業」1,632万3,000円については、上記の修学資金給付事業と一体的に、県職員獣医師を安定的に確保するため、獣医系大学へのリクルート活動や、獣医師業務の効率化などに取り組むものです。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

先ほどお話ししましたように、質疑を2つの課、3つの課のグループに分けて行いたいと思います。

まず、農政企画課、団体指導検査課、この2つの課の説明について質疑はございませんか。

○井本委員 今度の長期計画の中では、今度の米の問題なんかに対する方策というのはどの辺に入っているんですか。それとも何も関係ないんですか。

○梶原農政企画課長 長期計画については後ほ

ど御説明いたしますけれども、長期計画の中では、生産性の高い農業の展開の中に、需要に応じた米の安定生産に向けた主食用米や加工用米、飼料用米のバランスの取れた米づくりを推進するということを重点プロジェクトとして位置づけております。

○下沖副委員長 資料13ページ、「多様な人材が支える中山間地域農業継続支援事業」なんですけれども、これの①「複合的経営スタートアップ支援事業」に関して、地域外からの人材定着に向けた対策となっているんですけれども、これは正確に言うかどうかという地域外なのか、市町村外なのか、それとも県外なのか、その認定を教えてください。

○梶原農政企画課長 この地域外につきましては、基本的には中山間地域の外から来られる方を想定しております、Uターン、Iターン、Jターンといった移住者を想定してございます。

○下沖副委員長 この半農半X等の図を見ると、特定地域づくり事業協同組合とかが、この支援事業を受ける際のモデルになっているのでしょうか。

○梶原農政企画課長 複数の仕事を掛け持ちするという意味では、特定地域づくり事業協同組合とも概念は重なるところはあるかもしれませんが、この事業につきましては、特定地域づくり事業協同組合の仕組みを前提とするものではなくて、単にUターンで帰って来られた方が、新たに農業と何か別の仕事を組み合わせてやるというようなところを想定しております。

○下沖副委員長 了解しました。

○井本委員 結局、今後、仕事というのは全部プロ化していくというような気がするんですよね、農業もずっとね。だから1,000万円プレイヤーというのもプロ化するために言ってるんだ

ろうと思うんですけども、今までのような兼業農家を育てるみたいな、どうもその辺が矛盾するような気がするんですけども、その辺はどうなんだろうかと。

○梶原農政企画課長 農業については産業施策の面と地域施策の面と、その両面で考えていく必要があるというふうに考えておまして、委員おっしゃるとおり、直営のほうでも1,000万円プレイヤーの創出というところを掲げておりますけれども、それはどちらかという条件のよい平場地域で、プロとして農業を専業農家としてやられていく方の側面かと思っております。

一方で、この事業で対象としておりますのは、必ずしも平場のような条件のよい地域ではないところ、特に例えば西米良村ですとか椎葉村ですとか、そういう農地の条件が必ずしもよくない場所でどうやって生計を立てていくかというようなところを念頭に置いておまして、なかなか農業だけでは生計が立てられないというような場合に、農業とほかの職種を組み合わせる所得を確保していく一つのモデルをつくっていくというようなところを念頭に置いております。

○井本委員 要するに、ある意味例外的な部分だということですか。

○梶原農政企画課長 何が原則で何が例外かというようなところはありますけれども、これについては中山間地域で生計を立てていくための、これも一つのあるべき姿だというふうに考えております。

○井本委員 分かりました。

○山下委員 中山間地域は大変ですよ。もう本当に人口減少に歯止めがかからないという中で、中山間の川上、田んぼ、畑の果たす役割というのは、やはり日本の島国の中では役割を担っていただきたいというのが国の政策で

あり、県もそうだろうと思うんです。

この中山間地域という、地域指定ですよ。例えば、一番私も分かりやすく都城市ということを取りますと、大体どの辺が対象になるのですか。

○梶原農政企画課長 県のほうで中山間地域振興条例というものを立てておりまして、そこで規定している地域になっております。この事業では、中山間地域振興条例で定める中山間地域プラスの国が定める棚田振興地域というようなものがございまして、それを対象としております。

具体的には、市町村数でいいますと、川南町と新富町が非該当となっております、そのほかの20市町村が対象市町村というふうになっております。

その中でも、例えば宮崎市ですとか都城市については、市街地がありますので、そこについては対象地域外というふうになっております。

○山下委員 この中山間地域対策は、もう私が市議の時代から議論されている件なんです。国が指定しようとする、私たちもここは対象になるだろうと、都城市の地域の中で検討会をやったことがあるんですが、いわゆる傾斜が何度ないといけないとか、ここが対象外ですよとか、その規定から外れる地域が結構あったんです。

新たにこれだけの事業を今からやろうとすれば、そこ辺の緩和、もう少し明確に取り組みやすい状況にしないといけないと思うんですが、以前とはどういう形に変わってきていますか。

○梶原農政企画課長 委員がおっしゃっている傾斜の問題につきましては、国の中山間地域等直接支払制度の要件でございます。

一方で、この事業におきましては、その斜度の要件などは設けないことになっておりまして、

そこが違いとなります。

○山下委員 分かりました。

それと、いわゆる中山間地域で新たな人材を入れ込んで、中山間の維持をしていこうという狙いの事業だろうと思うんです。先ほど1,000万円の所得ということが出ておりましたけれども、まだ後ほど議論があるだろうと思うんですが、いわゆる中山間地域にはこれは当てはまらないと思うんです。

例えば1,000万円の所得を得ようと思ったら、所得率が3割だったら3,000万円売り上げないと1,000万円の所得にはならない。もう今、30%止まる農業なんてないんです。20%がやっとぐらいかなと思うんです。20%ということだったら、5,000万円ぐらい売り上げていかないと、もうとても、いわゆる平場でも難しい状況ですよ。

だから私は、簡単に1,000万円と言っても、今は資材高騰の中で難しい。後ほどまた議論があるだろうと思うんですが、私は中山間地域では、やはり明確にどれくらいの所得確保——例えば中山間の棚田で作るお米30キログラム、1俵と、いわゆる平場で作るお米の単価というのは、もうかなりのコストが違うんです。

だから私は、やはり付加価値を高められる販売対策の在り方とか、いろんなことを考えていかないと、新規でここに入ってくる人たちはないだろうと思います。もう、あなた方がこういう補助事業をつくりながら、いわゆる夢とロマンを語るような中で入れたって、長くは続かないです。かなりの覚悟がある人たちが入ってきてくれないといけない。

それでは、やはり最低限どれだけの所得が、先ほど農業専用じゃなくて、農外収入も得ながら生活設計をやっていこうということですから、具体的に高千穂町だったら高千穂町、西米良村

なら西米良村でどれくらいの販売をしないと所得にはならないのか、そこの絵というのは描いているのか。

○梶原農政企画課長 県の長期計画の中でも、農業経営モデルというものを示してございます。

ただ、これについては農業を専業でやられる方で考えておりまして、例で言いますと、農業を始めた段階で目標農業所得が大体380万円程度、それから経営が安定した段階で640万円程度というようなところを想定しております。

一方で、委員おっしゃるとおり、中山間地域では、平場と同じような経営を行っていくというようなところは、なかなか現実的には厳しいところもあるかと思っておりますので、この事業では農業所得とそれから農外所得合わせて、他産業並みの所得を確保していくというようなところを念頭に置いております。

○前屋敷委員 同じく中山間地域の施策について、今、中山間地域はやはり相当な支えをしないと、環境を含めて守っていけないというふうに思うんですけれども、新年度の直接支払交付金は昨年度より若干増額されているんですが、昨年この交付金事業で環境保全型農業直接支払交付金というのがあったんですよね。6,800万円ですが、環境型ということもあって、大事な事業だなというふうに思っていたんですけれども、この事業はもう昨年度で完結したという事業なんでしょうか。

○梶原農政企画課長 この環境直払につきましては、昨年度までは組織上、農政企画課にございましたけれども、組織改正に伴いまして農業普及技術課のほうに移管しています。

交付金自体は農業普及技術課のほうで担当しているというところですよ。

○山下委員 資料15ページの団体指導検査課で、

この利子補給を4億3,400万円ほどされておりまして、すけれども、これの資金名は、近代化資金とか総合資金とかいろいろあったと思うんですが、その資金の種類と借入れの件数、今は利率がどれくらいなのか、その中ではどれくらい補填されているのか分かったら教えてください。

○田村団体指導検査課長 まず、(1)の「みやぎの農を支えるひなた資金融通事業」ですが、こちらは令和8年度分を貸し付けるものとして、農業近代化資金が2,431万9,000円でございます。

それと、農業経営負担軽減支援資金が78万円でございます。

あと、災害・経済変動等対策資金というものがございまして、これが18万8,000円というふうになっております。

○山下委員 私が今聞いたのは、資金の借入れ件数と、どれくらいの利率でどれくらい補助しているのか、その利子補給分、そこらを教えてください。

○田村団体指導検査課長 令和6年度の実績で申し上げますと、農業近代化資金が96億7,911万円で586件となっております。農業経営負担軽減支援資金が、1億7,603万円の5件となっております。災害資金、経済変動・伝染病等対策資金につきましては、22件の1億3,280万円となっております。

利率につきましては、基準金利というものが、まず融資機関が農業者に貸し付ける金利というものを国が定めてまして、令和7年4月の金利が3.15%となっております。それに対して利子補給率が1.25%、農業者への貸付利率が1.9%、そういった数字となっております。

○山下委員 ありがとうございます。農家負担が1.9%だよ。例えば畜産クラスター事業とか、

いろんな事業拡大に向けてかなりな件数も伸びてきた時期があったんですね。もう今なかなか、畜産がこんなですから、新規で借入れというのは少ないだろうと思うんですが、このままではじり貧ですからね。

私は、今の農家がこれだけ借入れしている中で、例えば減退する、例えば経営指導をしていけないといけない、例えば信用保証協会といわゆる資金の借換えをしないといけないとか、そういう事例というのがあったら教えてください。

○田村団体指導検査課長 借換えにつきましては、先ほど申し上げた農業経営負担軽減支援資金という借換えの制度がございます。農業信用基金協会というのが債務保証を基本的にはやっておりますので、農業者が融資機関への返済が滞って、もう払えないということになった場合は代位弁済——代わりに農業信用基金協会が融資機関に払います。

それが払えなくなって、例えば破産してしまったとか亡くなったとか、そういったことで返済されないときは、償却というような形で対応しているということでございまして、県は農業信用基金協会が償却する際に、償却に備えて特別準備金というのを積み立てているんですが、それに対する補助というものをやっているというところでございます。

○山下委員 その仕組みは分かっているんです。信用保証協会がやって、それはもう裏でちゃんと保証体制があるんですが、例えばJA関係でも、非常にやっぱり償還が思わしくいっていないという事例がかなりあるという話も聞いています。県の方にそういうどうしようもない、破産していくような状況という相談は来ているんですか。

○田村団体指導検査課長 農業近代化資金とか、

そういったものを貸し付けている融資機関に対して、毎年11月、12月にJAに対してヒアリング等を行っているところで、状況とかをお聞きしている中で、物価高騰とかもございまして、なかなか償還がうまくいかないというような話があって、そういったときには償還の猶予という形で計画を先延ばしするとか、そういった対応をされていると聞いております。

○山下委員 だから、その辺の件数とか実数というのは、いわゆる県の目標の中に、法人経営体を後期計画の1,000経営体ぐらいに増やしていこうと。だけれども、やはり法人経営体の状況というのが非常に厳しくなっているんで、その辺の事例というのがあれば、そこ辺をしっかりと県としては確認しておかないといけないということです。ただJAから聞き取りをしたとか、説明を受けたとか、しているとか、そうじゃなくて、今から農業振興をしていこうと思えば、やはり県としてはそこが基本なんです。

だから、さっきの事業でも言われましたけれども、経営支援の相談の窓口もつくっていこうということですがけれども、そのためには農家の償還がうまく流れているのか、その辺をしっかりとJAに寄り添って、状況を把握して、県の政策の中に入れていかないといけないと思うんです。だから、その件数があるのかということなんです。

○田村団体指導検査課長 委員がおっしゃられる件につきましては、おっしゃるように我々が直接農業者や法人とかに聞く機会というのはなかなかございません。それが実情でございます。JAとか融資機関経由で聞いている情報しかない部分はございますが、令和4年の4月に、農業改良普及センターに農業セーフティーネットワークワンストップ相談窓口というものを設置しまし

て、そちらで農業者や法人の資金の相談ですとか、そういったものを受け付けているということでございます。

そちらにつきましては、件数としましては、12月末までの実績であります、63件ということで、資金の相談とかそういったものに対応しているということでございます。

○山下委員 あなた方は検査部でしょう。もう少し農家の実態をしっかりと把握して、その指導を行い、農政企画やら総合的に計画を進めていかないといけないんですから、もうあなた方が要なんです。農家に寄り添うと言葉で言っても、経営把握はどうだということは、あなた方がやはりJAとしっかりと連携を取って、新たに法人経営体の組織もしっかりと把握していかないといけないわけですから、現状として、農家の経済力はどうなんだと、そこ辺をしっかりと数字を示してくれないといけないと思うんですけれどもね。ただ金利の負担だけで出た赤字分を、いや、これを制度上やっていくんだということだけではなく、私は一番要だろうと思うんですけれども、ぜひ、そこをお伺いします。

○田村団体指導検査課長 委員がおっしゃるとおりだと思います。今、JAとか先ほど出ました農業信用基金協会、決算特別委員会で出ました信用保証協会、委員のほうからお話いただいたそういったところとも今意見交換はやっておりますが、実態としてどうなのかというのは、やはり農業者、法人、そういった方々のお話を聞かないと実際分からない部分がございますので、委員がおっしゃるように、利率の話だけではなくて実態に則して何ができるのか、そういったことを考える上で直接の意見交換というものをやっていきたいと思っております。

○井本委員 私も農業はあまり詳しくないけれ

ども、大ざっぱに見れば、この小さな日本で農業で成功するというのはなかなか大変なんだろうなと思います。私も、アメリカなんかを若い頃見てきたもんだから、この小さな日本で効率よく付加価値を高めるような農業ということで、田んぼを大きくしたり、機械化したりして一生懸命やってるんだろうなという気はするんです。

ただ、今、さっきもそうだけれども、中山間地域の小さな農業を残すという発想がずっとある限り、私はやはりなかなか生産性が向上しないんじゃないのかなと思います。バサッと切っていいという話ではない。その辺も計画的に、効率のいい、生産性の高い農業に移行していくようなことを考えないといけないのかなということなんです。

その中で、いろいろ苦しみ皆さん方にあることは、確かにあるだろうなという気はするんですけれども、大きく考えてきたときに、やはりそういう効率のいい、本当に将来は全てが1,000万円稼げるような、そういう農業者になっていかないといけないのではないかなという気がするもんだから、その辺の大きな考え方というのはあるのかなのか、その辺はどうなんですか。

○梶原農政企画課長 委員がおっしゃるとおり、生産性を高めるところは非常に重要であるというふうに考えております。

先ほども申しましたように、生産性を高める産業政策的な側面と、あとはやはり農業というのは地域のコミュニティー文化に深く根差しておりますので、その地域を守っていくという視点での地域施策的な側面を両輪で進めていく必要があるというふうに考えております。

それを前提といたしまして、今回も長期計画、後期計画を策定しているところでございます。

○井本委員 地域のああい集落を守るということは、本当に、ある意味自然環境を守ることにもつながるし、非常に大切な部分だろうという気はするんです。

それと同時に、またそういう経済的に豊かになりたいというのは、なかなか矛盾するんじゃないのかなという気がするんだけど、しかし、やはり豊かになりたいという思いは皆同じだろうし、その辺の兼ね合いというのはなかなか難しいだろうなという感じはするんです。私、それは分かるんですけどもね。

だから、その辺のところをうまい具合計画的に持っていかないといけないのは、皆さん方の仕事でしょうって言うては申し訳ないんだけど、その辺だろうなという気がします。よろしくをお願いします。

○川添委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、次に農業流通ブランド課、農業普及技術課、農産園芸課、3つの課について質疑はございませんか。

○山下委員 ちょっと教えてください。資料17ページの(事項)農産物流通体制確立対策費のところですが、この5番の「食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業」は、取り組むところ、新たな場所というのはどこがあるんですか。

○押川農業流通ブランド課長 これは国の事業でございまして、今から申請するというところになっています。要望は、2か所は来ておりますが、水産で1件と、あとサプリメントで1件というところを今から要望を上げていきますので、そこが今年度採択になるかは今後ということです。

○山下委員 水産とどこですか。

○押川農業流通ブランド課長 宮崎市にあります工場で、サプリメントの製造をされているところでございます。

○山下委員 分かりました。

それから、18ページの新規事業「みやざき農産物フェアプライス理解促進事業」について、もう少し具体的に教えてくれるとありがたいんですが、これは学生という言葉が出てきているんですけども、これは例えば宮崎大学とか宮崎産業経営大学とか南九州大学とかありますけれども、どういうところを考えておられる事業ですか。

○押川農業流通ブランド課長 今私どものほうで考えております相手先としましては、宮崎大学の地域資源創成学部を考えているところです。

○山下委員 ありがとうございます。また相談してください。

○井本委員 ちょっと勉強不足で、エピジェネティクスとゲノムとどう違うのかな。私はその辺、同じものと思っていたもんだから。

○吉野農業普及技術課長 井本委員から御質問がありましたエピジェネティクスとゲノム編集についてなんですけれども、エピジェネティクスというのは遺伝子の塩基配列を変えなくて、例えば高い温度とか、病気のストレスとか、そういう環境のストレスを与えることで、遺伝子にいわゆるスイッチが入る、具体的に言いますと、高温のストレスをかけることで、高温の耐性の遺伝子にスイッチが入るような変異を目指して行う技術のことです。

ゲノム編集のほうにつきましては、こちらも通常交配といたしまして、親を交配させて遺伝子、その中から優良な系統を選抜していくのが通常のやり方なんですけれども、ゲノム編集につきましては、遺伝子を薬品とかで切断しまして、

そこで突然変異が起こります。その突然変異をいわゆる薬品で行うということは、人為的に人の力で行うということで、そこから品種改良を目指していくという技術でありまして、通常は交配の中で突然変異を目指すやり方よりも、期間が短くできるという特徴がございます。

○山下委員 資料23ページですけれども、(事項) 農産物高品位生産指導対策費の中の1の「みやざき「グリーン農業」拡大加速化事業」、これが環境保全型農業の推進ですよ。かぶる面があるだろうと思うんですが、これは具体的な温暖化対策等ですよ。それも含めた事業かなと思うんですが、この取組についてもう少し詳しく教えてください。

○吉野農業普及技術課長 この「みやざき「グリーン農業」拡大加速化事業」につきましましては、国のみどりの食糧システム戦略、また県のグリーン成長プロジェクトに基づきまして、化学肥料ですとか化学農薬の使用低減に向けた取組、あとまた有機農業が県内でも広がっておりますけれども、有機農業の拡大に向けて県のほうが支援していく内容となっております。

具体的に1つ申し上げますと、有機農業の拡大につきましましては、どうしても有機農業に転換する際に、除草作業であるとかいろいろかかり増し経費、いわゆる人件費がかかることがございます。そういった部分について、またあと有機農業の転換については、2年、3年かかっていきますので、そのかかり増し経費に対して10アール当たり1年目と2年目は2万円、3年目については1万円の助成をさせていただいているというような取組が、この事業の中身になります。

○山下委員 今、現場は非常に難しい状況ですよ。四季がある頃は、四季の温暖ということ

で、うまく適応した農業ができてきたんですけども、今「二季」なんです。もう春と秋がなくなってきた。だってもう、いつも私は話をするんですけども、5月は爽やかな5月で我々は農業ずっと営んできたんです。もう5月が夏日です。25度以上になる。もうほとんどそうなんです。10月の末には霜が降りてたのが、もう12月の半ばにならないと霜が降りない。都城市ですよ。これぐらいもう夏が長くて、冬も物すごい寒さが来るという、本当に異常気象ですよ。

日本列島というのは全て海に囲まれていて、世界の温暖化現象の中で日本列島が一番影響を受けるという、これがもう事実みたいです。

その中で、私も有機農業で野菜を作ったりしている中で、毎年虫と病気との戦いです。これが、以前とはもう全然違ってきたんです。だから、無農薬というのはもう不可能です。

だから、有機農業と低農薬の野菜をいかに作るかでしょうけれども、その辺の標準を合わせていかないと、非常にこの気象変動の中でのものを作る農業での生産現場、野菜に限らず畜産もそうなんですけれども、非常にシビアな世界になってきたんです。

そのことを的確に捉えた中で推進していかないと、ただやることに対して、その上乘せした分を補助しますよとか何とかじゃなくて、抜本的なことの対策を講じていかないといけないんじゃないかなと思うんですけれどもね。

○吉野農業普及技術課長 委員がおっしゃるとおり、農業での生産現場において、気象・気候というのが大きく変化している中で、今までと同じ栽培の仕方だと、収量、品質といったものが確保できないというようなお声は聞いているところでございます。

一方で、申しましたように、国のほうでも大きくみどりのシステム戦略の推進であるとか、やはり環境に優しい農業の展開というのも取組としては重要かと思っております。

先ほど、私の説明が十分足りなかったところでございますが、本事業の中では、いわゆる環境低減——化学肥料、化学農薬を慣行栽培よりも2割なり半分まで減らすといった取組を先進的に県内で取り組まれる事例についても、モデル・実証という形で支援させていただいて、そのモデル・実証で得られたデータ等を、今度は地域に波及させていくという取組も併せて行っているところでございます。

大きく変化する環境の中で農業を続けていかないといけないというところについては、試験研究とも連動させながら、研究の中でも非常に基礎的なデータを得ながら、本県農業に展開させていきたい思っているところでございます。

○山下委員 よろしくお願ひします。

もう一点いいですか。資料25ページの改善事業「みやざき農業経営指導強化事業」です。これが、組織があつて、これを改善事項でやられたんでしょうけれども、この事業内容の①の中の農業経営体支援センターの運営費がここでも上がってきているんですが、この農業経営体支援センターはどこにあるんですか。

○吉野農業普及技術課長 事務局はJAのほうに置いておりますが、農業経営体支援センター自体は、県とJAとの共同運営を行っているところでございます。

○山下委員 その中の充実を図っていこうという、JAの中に窓口を置くということですか。

○吉野農業普及技術課長 農業経営体支援センターにつきましては、もう既に設置しております、農家経営支援というのは長らく続けてい

るところでございます。

今回新たなと言っているところは、農家支援システムという新たなシステムをつくったところでございます。このシステムにつきましては、農業経営体支援センターが対象としております青色申告会の協議会のほうからのデータを活用しまして、農業者の経営状況をつぶさに把握できるシステムとなっております。融資状況であるとか、当然ながら年間の収入、所得、経費、そういったものがどれだけの金額になっているとか、どういう資金を借りているのかとか、そういうところの情報を集めまして、その経営者の経営の推移を詳細に把握できるシステムを今回共同でつくったというところでございます。

○山下委員 新たな組織はどこに置くんですか。

○吉野農業普及技術課長 このシステムについても、実際はどうしても青色申告会のデータを基にしているものですから、システム自体はJA本部のほうに置いておりますけれども、我々県側も一緒に、内容は確認できるような体制になっております。

○山下委員 いや、私が聞いているのは、新たに経営状況を正確に把握していってもらわないといけないんですよね。法人経営体から、もちろん個人経営体もそうですけれども、いわゆる新たにどこに所管を置いて、どれぐらいの人数、人員体制でされるのか。例えば3,300万円の予算ですので、この農業経営体支援センターの運営費、これに全て行くのか、別に事業体をつくって新たな支援体制をつくっていくのかなと思つたものですから、その確認です。

○吉野農業普及技術課長 失礼しました。この「農業経営力強化支援事業」の予算額につきましては、全体が3,365万6,000円でございますが、このうち①の部分が2,655万3,000円になってお

ります。この金額については、全て農業経営体支援センターが行う経営コンサルであるとか、あとまた県のほうからも人件費という形で負担金がこの中で入っております。ですので、全て農業経営体支援センターの運営に係る金額ということになります。

あと事務局につきましては、県のOBも2名対策監という形で配置させていただいております。JA側からも職員が入りまして、県のOB2名も含めて事務局を運営しているという状況でございます。

○山下委員 もう一回確認をさせてください。改善された主な点というのは、どこにあるのですか。今までと変わらないような話だけれども、改善事項で今度出したのは、どこが改善されたんでしょうか。

○吉野農業普及技術課長 改善させていただいたのは、資料26ページのほうを御覧いただけますでしょうか。赤い枠で「新たな取組」というところを囲ませていただいています。これまでも農業経営体支援センターでは、経営コンサルを実施はしてきたところですが、先ほど来説明させていただいております農家支援システムを今回新たにつくって、それに基づいて農業者の経営状況を把握できるという体制が今回整いました。今度は、それに基づいた経営指導を行っていくというところで、改善という形で今回事業を取らせていただいているところでございます。

そのほか、下のほうでも赤枠でつけております新たな取組の欄も合わせて、今回改善の内容になっているところでございます。

○山下委員 分かりました。後で見っていきます。

○前屋敷委員 同じく資料23ページで御説明いただきたいんですが、(事項)鳥獣被害防止対

策事業費がかなりの予算額で、「鳥獣被害対策アップデート事業」が7億7,200万円ということですが、具体的に中身について少し御説明ください。

○吉野農業普及技術課長 「鳥獣被害対策アップデート事業」につきましては、地域において鳥獣被害の防止を行うための柵の設置等に対して国のほうからの交付金がございます。それをこちらの事業のほうで受けまして、各市町村が取り組みます柵の設置であるとか、あとまた捕獲に対する経費がこの内容になっております。

併せまして、ジビエの利活用推進に対するフェアであるとか、食育、ジビエの栄養性のPRであるとか、そういったことをこの事業の中身にしているところでございます。

○前屋敷委員 これで国が10分の5.5、それから事業主体も10分の4.5ということですが、事業主体というのは農家の負担ということですか。

○吉野農業普及技術課長 この事業主体につきましては、全て自力で、農業者自らが柵を設置することで、国からの定額という形になっておりまして、柵の設置の部分については当てはまらないところでございます。

あと、この事業主体の2分の1の部分につきましては、先ほど申しましたジビエの活用の部分で、ジビエ肉を利用してメニューをつくっていただくレストラン、飲食店に対して、ジビエの購入に対して2分の1を助成している事業がありますので、その部分でこの2分の1というところが該当します。

○前屋敷委員 もう一度御説明いただきたいのは、柵の設置などは当てはまらないと言われたんですけれども、これは全て自己負担ということなんでしょうか。

○吉野農業普及技術課長 すいません、説明が

十分ではございませんでした。2分の1に対しましては、ジビエの部分だけということに御説明を改めさせていただきまして、柵の設置につきましては、国の交付金が定額全て入りまして、農家、地元の負担というものはございません。

○前屋敷委員 本当に鳥獣被害対策というのは、もう今永遠の課題になっているという感じで、やはり農業者の方々もかなり頭を痛めてるところなんです、柵の設置は基本的にそうされるんでしょうけれども、動物の生態系も含めて、そういった問題からいろいろ研究も重ねていらっしゃるんだろーと思います。いろいろ抜本的な対策が取れないものかなと常々思ってきているところなので、その辺のところも十分農家に寄り添った形で進めてほしいと思います。

それともう一つ、資料31ページの(事項)特用作物生産改善推進費で、「かんしょ生産再建支援事業」などあるんですが、昨年までもありました、サツマイモの基腐病の対策、これについてはもう今年度は全く予算はついていないのか、もう一定程度目鼻がついたというか、対策がもう講じられていて、被害そのものはあまり大きくなるまいという事なのか、その辺の状況だけ聞かせてください。

○白石農産園芸課長 基腐病につきましては、発生が多かった令和2年ぐらいからすると4分の1以下程度に抑えられており、農家の方が対応する技術もおおむね開発され、農薬とかも出ております。少しコストがかかりますので、所得に若干影響する状況ではあります、病気としては大体抑えられている状況になってきております。

予算につきましては、今回の御指摘の資料31ページの(事項)特用作物生産改善推進費の1が組替えの事業でございまして、基腐病の直接

に対応する事業は、国の直轄事業とか国の基金事業、県を通らない事業で、先ほど申しましたかかり増し経費に対する2分の1の支援が大体毎年1億円近く来ておりまして、これは後で金額は訂正いたしますけれども、発生以来11億円を超える支援を国から頂いて、大変ありがたい状況で農家の支援はできております。

今回の県としての支援につきましては、やはりカンショの生産をする上で大事なところで、しっかり苗を作っていくことです。栽苗のところにごく労力がかかる、苗を作りさえすれば長く作付することができるんだけどもという御意見をいただきます。

なので、その育苗の部分、それから種芋をどう確保していくかという部分、それから苗を植えるところの作業性を機械化できないか、この2つにポイントを絞って今回の改善事業で取組をさせていただく予定にしております。

○川添委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 よろしいですか。

それでは、続きまして畜産振興課、家畜防疫対策課の説明について質疑はございませんか。

○井本委員 今、獣医師はどれくらい足りない状況ですか。

○坂元家畜防疫対策課長 現在、先ほど説明した獣医師確保に係る事業で確保に努めているところでございます。

この事業は令和6年度から実施しておりますが、その前の令和5年度、事業を構築する段階で、目標としましては、家畜保健衛生所の職員60名を令和12年度に68名、また食肉衛生検査所の獣医師55名を令和12年度には66名という目標で事業を進めておりますが、まだそこに満たない状況ではあります。

○井本委員 この事業をやればいけるのでしょうか。

○坂元家畜防疫対策課長 この「ひなたの獣医師確保修学資金給付事業」につきましては、その確保対策の一つでありまして、それ以外にも修学資金を活用せずに、学生が本県に就職していただくとか、あるいは既に獣医師の資格を持っていらっしゃる小動物の臨床をされている先生とか、そういった方に本県の公務員獣医師に就職していただくということで、いろんな取組で確保に取り組んでいるところでございます。

○山下委員 畜産のほうにお伺いします。来年が全国和牛能力共進会ということで、先ほどの説明も、内閣総理大臣賞を4回受賞して、5回を目指すということの説明がありました。

今の取組状況です。今日まで5年に1回ですから、だからもう20年という歴史の中で日本一を言うてくることができたというのは、先人のおかげだろうと思うんです。

この20年という中に、もう大分、世代交代が進んできたと思うんです。だから、新たな世代間交流、全国和牛能力共進会に向けて、そしてやっぱり取り組む目標というのが、隣の鹿児島県はかなり力を入れてきていますから、だから私はその辺を考えると、決して甘くないと、厳しい体制でいかないと、5連覇というのは非常にハードルが高いかなと思うんです。

だから、その辺も踏まえた肉種の種雄牛の改良、世代交代などを含めた中での総合的な来年に向けた取組、大きな課題と今の状況を教えてください。

○鴨田畜産振興課長 令和9年の8月の末に全国和牛能力共進会北海道大会がございまして、それで、今本県で取り組んでる部分としては、前回の鹿児島大会で内閣総理大臣賞を獲得した肉

牛の部については、候補となる種雄牛を今5頭選んで、その5頭から生産された子牛が肥育農家の方、いわゆる宮崎牛を生産している肥育農家の方にバトンタッチをされていきます。

肉牛の部につきましては、一般出荷が、大体28～30か月というのが一般的なんですけれども、全国和牛能力共進会の肉牛の出荷は24か月齢でございまして。24か月未満ということで、やはり6か月早いということで、全国、当然同じ基準ではあります、通常は肥育ではないということで、肥育農家の方、宮崎牛生産者のたくみの技に非常に期待するところだと思っております。

あと、先ほど言いました5頭の種雄牛については、特に前回脂肪の質がいいということで評価を受け、内閣総理大臣賞を頂きましたが、その脂肪の質の評価、いわゆる育種価評価をして、ある程度能力が高いだろうという5頭を選んで、その5頭を授精させて子牛を生ませて、肥育農家の方に今後バトンタッチされていくという流れになっています。ですので、期待はしております。

それともう一つ、種牛の部がございまして、いわゆる生きた雌牛たちですけれども、この部分につきましては、今まで授精、分娩を繰り返してきていますが、今回の予算でもお願いしている中には、例えば総合評価群、同一種雄牛の産仔で、いわゆる種牛、若雌たち4頭と肉牛3頭をセットで評価する群があります。「花の総合評価群」とよく言われるんですけれども、その種牛の雌たちは、また高等登録群といいまして、高等登録を受けるお母さん牛、娘牛、孫娘牛という3頭のセットで改良の度合いが後代に向かってよくなっていると、いわゆる孫娘が一番よくなっているというのをセットで見ると、その若雌たちをしっかりと地元で保留

してもらおうという対策も、今回の予算の中に組み込ませていただいております。

加えて、本年9月の26日に、都城家畜市場におきまして、全国和牛能力共進会の1年前に開催するプレ全国和牛能力共進会というのがございます。そのプレ全国和牛能力共進会において、これまでの本県での取組の検証、それと、そこで出た課題というのを最終年度の実際の出品に向けてしっかりつなげていきたいと思っております。

○山下委員 取組状況としては、今、順調にしているということですね。やはり今、娘牛、母牛、その系統での取組が、例えば特別なチームをつくってやってこられたと思うんです。世代交代というのはそこ辺もひっくるめてだったんです。その辺の状況を少し教えてください。

○鴨田畜産振興課長 申し訳ありません、いわゆる人的な世代交代、これは指導者側からまず申し上げますと、全国和牛能力共進会の県推進協議会の中には、出品委員会というのをつくっておきまして、いわゆる一番実務を担う出品者・生産者の方々に一番寄り添って技術指導や出品候補牛の保留への指導だとか、例えば授精、分娩等のフォローなど、そういう一番実務を担う者たちは、JAの各地区本部の皆さんですとか、圏域の団体の職員等々になりますが、そういう方々もかなり入れ替わっております。若い世代に入れ替わっておりますので、基本的には人も、指導側の人材も、あとは委員が御指摘の生産者側も、もう昔はやはり全国和牛能力共進会を目指した、いわゆる本当にベテランのこの人という方々がいらっしゃいましたが、そういう方々も一生懸命、全国和牛能力共進会北海道大会を狙っていますけれども、ぜひ宮崎牛日本一に貢献しようということで、若い世代がかな

り出てきています。

それは、今年、プレ全国和牛能力共進会を行うと先ほど申し上げましたが、これまでの間、県の畜産共進会を行っております。昨年度ですと、都城市で種牛の部を開催いたしました、その出品者を見ても、非常に若い方々が多くなってきてますので、そういう方々が中心になって次回の全国和牛能力共進会北海道大会に臨んでいきたいというふうに考えています。

○山下委員 またよろしく願います。

○前屋敷委員 資料38ページでお願いしたいんですけども、(事項)畜産物価格安定対策事業費は、昨年度と比較するとかなりの減額になってるんですが、何かこの対策事業で終わったものとかあるんですか。

○鴨田畜産振興課長 この部分には、昨年度は例えば肉用牛の肥育農家の方、いわゆる宮崎牛等を生産する肥育農家の方を支援いたします国の牛マルキン事業というのがございます。その牛マルキン事業の生産者積立金を県が一部助成しておりましたが、その分を、昨年度3か年分を組ませていただいて、昨年度執行しております。その分が大きく抜けたというのが1つございます。

○前屋敷委員 その牛マルキン事業の生産者積立金の県からの支出だったわけですね。

○鴨田畜産振興課長 牛マルキン事業は、単年度ごとに予算を組む形ではなくて、国の事業自体が、1業務対象年間というんですけども、それが3か年になっています。

ですので、昨年度、3か年分の予算を組ませていただいて、それを事業主体のほうにもう既に交付していて、そこから単年度ごとに繰り入れるような形を取っているものですから、大きく2億1,000万円余、その分が落ちたということ

です。今年度予算としては見えないかもしれませんが、しっかりと肥育農家の方を支える支援としては3年分しっかり措置させていただいております。

○白石農産園芸課長 先ほどの基腐病の被害を受けている農業者への支援につきましては、防除対策ということで、直近の令和6年の実績で、国から県を通らない形で1億7,000万円余りの支援を受けております。

これは、健全な苗を購入したり、農薬を買ったり、あるいは残渣を持ち出すときの輸送費に対して2分の1の補助が受けられるものでございまして、病気が出た当初から累計で、先ほど申し上げました11億円程度の支援を受けているという状況でございます。

○吉野農業普及技術課長 山下委員から御質問を受けておりました農業経営体支援センターについて、先ほど説明が足りなかったと思っております。

追加で説明させていただきたいんですけれども、農業経営体支援センター自体は、いわゆる中央本部——中央本部は我々本課とJA本部ですが、あと地域の支部がございまして、これは各各地域、旧JA単位にございまして、そこにはJAと普及員が構成メンバーというふうになっております。

本部のほうにおきましては、事務局はJA側から3名、あと県のほうからOB2名の事務局員、合わせて5名おまして、プラス専任コンサルとしまして4名、県のOBが中央から各地域に派遣されて、コンサルを行っている状況でございます。

どちらかという、中央から送り込まれるコンサルについては、より専門的なコンサルを行っております、各地域ではJAの営農指導員

と普及員が連携し合って、各農家の状況については巡回をしながら指導を行っているという状況でございます。

今回、新たにつくりました経営支援システムにつきましては、本部でも当然ながら把握できますけれども、各地域においても各管内の農業者の状況が把握できまして、その農家を、経営データを使って、経営状態が芳しくない農家に対して、地域においても支援に入っていくという形を、今度から取っていくということが、新たな部分でございます。

○山下委員 ありがとうございます。きめ細かな経営指導をしていかないと、本当に体力のない農業界ですので、様々な要素が変化してくるわけですね。なかなか価格転嫁ができないというのが、農業の厳しさなんですよ。

だから私は、この支援をしていただく皆さんの方が、農家、法人経営体も、財布の中まで見せてくれるぐらいの長期的な信頼がないと、この事業というのは進展しないと思うんです。そのことも新たに入ってください県のOBの皆さん方も、しっかりと経営体に寄り添えるような、そういう体制づくりを目指していただくとありがたいと思います。よろしくお願いします。

○山下委員 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 ないようですので、第1班の予算議案の審査はこれで終了いたします。もう正午が近いので、第2班は午後1時から行いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後1時0分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

第2班として、農村計画課、農村整備課、担
手農地対策課、水産政策課、漁業管理課の予
算議案の審査を行いますので、順次説明を求め
ます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了
した後にお願いいたします。

○井上農村計画課長 常任委員会資料の46ペー
ジを御覧ください。

当課の予算額は、一般会計のみで17億7,941万
8,000円をお願いしております。

主な内容について御説明いたします。

47ページを御覧ください。

3番目の(事項) 公共農村総合整備対策費の
説明欄1の「水利施設管理強化事業」1億1,375
万7,000円でございます。

本事業は、土地改良区等が管理する国営造成
施設などの維持管理に係る費用を支援するもの
で、尾鈴地区ほか7地区へ助成するものであり
ます。

次に、同じ(事項)の説明欄2の「基幹水利
施設管理事業」1億8,701万4,000円ございま
す。

本事業は、農業用ダム等の基幹的な国営造成
施設を管理する市町村に管理費を補助するもの
で、一ツ瀬川地区ほか4地区へ助成するもので
あります。

次に、一番下の(事項) 土地改良事業負担金
について御説明します。

48ページを御覧ください。

説明欄1の国営土地改良事業負担金8億6,338
万7,000円でございます。

本事業は、西諸地区ほか6地区の国営土地改
良事業に係る負担金であります。

○山内農村整備課長 資料49ページを御覧くだ
さい。

当課の当初予算は一般会計のみで140億147万
9,000円をお願いしております。

主な内容について説明いたします。

50ページを御覧ください。

一番上の(事項) 農業農村振興対策事業費の
説明欄1の(1) 多面的機能支払交付金12億456
万4,000円です。

本事業は、農業・農村が有する多面的機能の
維持・発揮を図るため、集落等が共同で取り組
む、草刈り等の地域共同活動などを支援するも
のであります。

次の(事項) 公共農村総合整備対策費の説明
欄3「中山間地域総合整備事業」3億1,185万円
です。

本事業は、農業の生産条件が不利な中山間地
域の農業生産基盤と生活環境基盤を総合的に整
備し、農業・農村の活性化を図るため、日之影
町の岩井川地区ほか8地区で、農業用排水路
や営農飲雑用水施設などを整備するものであり
ます。

次に、2つ下の(事項) 国土調査費の説明欄
1「地籍調査事業」10億7,271万3,000円です。

本事業は、土地の一筆ごとに所有者や地番、
地目、境界や面積を明確にするものであり、宮
崎市ほか15市町村等で実施するものであります。

51ページを御覧ください。

2番目の(事項) 県単土地改良事業費の説明
欄1「県単土地改良事業」6,111万4,000円
です。

本事業は、国庫補助事業等の対象にならない
小規模な農業用排水路や農道などを整備する
ものであります。

次の(事項) 公共土地改良事業費の説明欄
1「県営畑地帯総合整備事業」23億2,883万
3,000円です。

本事業は、畑地帯の担い手の育成・強化を図るため、えびの市白鳥1期地区ほか33地区で畑地かんがい施設や農道などを整備するものであります。

52ページを御覧ください。

一番下の(事項) 公共農地防災事業費の説明欄2「県営ため池等整備事業」8億3,874万円です。

本事業は、ため池や用水路の決壊等による水害から人命や財産を保護するため、高千穂町の栃ノ木地区ほか23地区で、ため池や用水路を整備するものであります。

53ページを御覧ください。

一番下の(事項) 耕地災害復旧費の説明欄1「団体営耕地災害復旧事業」29億5,909万1,000円です。

本事業は、台風等により被災した農地・農業用施設の早期復旧を行うものであります。

○堀ノ内担い手農地対策課長 資料54ページを御覧ください。

当課の当初予算額は、一般会計のみで30億3,593万円をお願いしております。

主な内容について御説明いたします。

55ページを御覧ください。

3つ目の(事項) 青年農業者育成確保総合対策事業費の説明欄1の改善事業「新規就農誘致力アップ事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、4の改善事業「農業大学校地域連携型教育高度化事業」2,255万8,000円です。

本事業は、県立農業大学校においてスマート農業や有機農業などのカリキュラムを強化するとともに、農業高校や農業法人等と緊密な連携を図りながら教育の高度化を進めるものであります。

次に、5つ目の(事項) 担い手育成総合対策事業費の説明欄3の新規事業「農業外国人材「育成就労制度」体制構築事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、説明欄4の改善事業「農業法人等経営強化支援事業」2,594万2,000円です。

本事業は、農業法人等雇用型経営体の経営改善に向けた専門家との連携強化をはじめ、地域の実情に応じた雇用人材活用の実証や農業現場での働きやすい環境づくり等を進めるものであります。

続きまして、57ページを御覧ください。

改善事業「新規就農誘致力アップ事業」でございます。予算額は4,530万円です。

本事業は、新規就農者の受入体制の構築に取り組む産地等と連携し、本県農業の魅力発信や中古ハウス等の未利用経営資源の活用などにより、急減する新規就農者の安定的な確保に取り組むものです。

事業の詳細は、58ページを御覧ください。

本事業は、下段の緑色の囲みにありますように、就農地の事前確保や研修体制の整備・拡充、事業承継等による受入体制の構築に取り組む産地等と緊密に連携を図りながら、その上段の左側、ア、新規就農者の誘致強化、右側のイ、就農体制の構築に取り組むもので、まず左側①「新規就農希望者の誘致・定着強化事業」では、事前に確保する就農地や受入体制の情報発信の強化、並びに短期農業体験による就農意欲の向上等に取り組むことで、新規就農希望者の誘致を強化します。

また、②の「農業の事業承継支援体制強化事業」では、農業振興公社を中心に行っております中古ハウス等の地域の未利用経営資源の承継支援を、今後は果樹園や畜舎へ拡大するとともに

に、第三者承継やM&Aといった高度な相談にも対応できるよう体制を拡充してまいります。

さらに、③の「新たな就農体制整備事業」では、長期的な産地の維持拡大に向けた新設ハウス等での新規就農用ハウス団地整備に向けた調査を実施することとしております。

事業期間は、令和10年度までの3年間を予定しております。

59ページを御覧ください。

新規事業「農業外国人材「育成就労制度」体制構築事業」でございます。予算額は1,849万6,000円です。

本事業は、令和9年度に始まる育成就労制度に対応した受入体制を構築し、農業分野における外国人材の安定的な確保・育成を図るものです。

事業の内容について御説明します。

60ページを御覧ください。

①の入国前の取組では、海外の農業系大学生のインターンシップ等による新たな受入れの仕組みづくり等を進めるとともに、宮崎の農業技術等に関する入国前教育について、対象国や教育内容を拡大するなど、取組を強化します。

②の入国後の取組では、農業機械操作等を習得するための実技研修を農業大学等で実施するとともに、肉用牛など就労期間延長品目をはじめとした就労規則の多言語化など、農業者が行う外国人材の就労環境整備を支援します。

さらに、③の取組として、関係機関で構成する連絡会議の運営により、①や②の取組に向けた監理団体等との連携を強化してまいります。

事業期間は、令和10年度までの3年間を予定しております。

○西田水産政策課長 資料61ページを御覧ください。

当課の予算額は、一般会計で15億1739万5,000円、沿岸漁業改善資金特別会計で1億8,277万7,000円、合計で17億17万2,000円をお願いしております。

主な内容について説明いたします。

62ページを御覧ください。

一番下の(事項)は、漁業生産担い手育成事業費であります。

次の63ページを御覧ください。

説明欄2の改善事業「みやざき漁業就業サポート事業」につきましては、後ほど説明いたします。

次に、下から2つ目の(事項)水産業試験費1億1,175万8,000円でございます。

これは、水産試験場の試験研究に要する予算で、水産資源の強化、管理や漁場予測、水産物の品質向上など、漁業の収益性向上に係る技術開発に取り組むこととしております。

一番下の(事項)水産試験研究施設整備事業費につきましては、次の64ページを御覧ください。

説明欄1「水産試験場施設整備事業」1億6,973万1,000円でございます。

本事業は、水産試験研究体制の機能強化及び運営の合理化を推進し、本県水産業の成長産業化を図るため、関連施設に係る工事等を実施するものです。

65ページを御覧ください。

特別会計の(事項)沿岸漁業改善資金対策費1億8,277万7,000円でございます。

これは、新規就業者の漁船購入などの資金を、無利子で漁業者に貸し付けるものでございます。

続きまして、66ページを御覧ください。

改善事業「みやざき漁業就業サポート事業」でございます。予算額は799万4,000円でありませ

事業の目的及び内容ですが、漁業への就業希望者が円滑に就業できるように、体験研修の実施や経営開始資金を支援するとともに、各地域の受入体制を強化することにより、漁業担い手の確保を図るものでございます。

67ページを御覧ください。

本事業の主な取組を示しております。

上段にあります①の「漁業スタートアップ支援事業」では、県独自の漁業就業支援フェアの開催等、就業に関する情報発信の強化、就業希望者のニーズに応じて期間や内容を柔軟に設定できる漁業体験の実施、経営開始時に必要な資金の交付等を行います。

下段にあります②の「新規就業者受入体制強化事業」では、現場で技術指導を行う新たな指導漁業者の掘り起こしや、各地域で模範的な取組を行い、担い手育成の中心となる浜のリーダー等の活動支援により、受入体制を強化してまいります。

事業期間は、令和8～10年度の3年間で予定しております。

○安田漁業管理課長 資料68ページを御覧ください。

当課の予算額は、一般会計のみで36億704万9,000円をお願いしております。

主な内容について、説明いたします。

69ページを御覧ください。

中ほどの（事項）資源管理対策費の説明欄2の「うなぎ稚魚流通適正化事業」5,484万5,000円です。

本事業は、水産流通適正化法のウナギ稚魚への適用に伴い、採捕・流通の適正化を目的として流通監視や密漁監視に取り組むものです。

次の3の「沿岸資源増殖場グリーン化事業」400万6,000円です。

本事業は、稚魚や藻類の育成の場となる増殖場において、生長に必要な栄養成分の状況を調査し、効果的に添加するとともに、海藻を食べる魚の密度管理や、海洋向け県産施肥材の開発など、増殖場の機能を向上させる取組を支援するものになります。

2つ下の（事項）種子島周辺漁業対策事業費の説明欄1「共同利用施設設置事業」3億9,690万9,000円です。

本事業は、ロケット打上げに伴い操業制限を受ける漁業への影響緩和のため、漁協等が実施する共同利用施設の整備に対して、宇宙航空研究開発機構の負担金を基に補助を行うものです。

70ページを御覧ください。

一番上の（事項）水産基盤（漁場）整備事業費3億1,400万円です。

本事業は、漁業の生産力向上と豊かな生態系の維持回復を図るために、漁場の整備を行うものです。

令和8年度は、日向灘海域における表層型浮魚礁7基体制への再編のため、中層型浮魚礁の撤去等を行うこととしております。

3つ下の（事項）漁業取締監督費の説明欄4、新規事業「漁業取締船「たかちほ」代船建造基本設計事業」1,098万9,000円です。

本事業は、県が所有する漁業取締船について、今月をもって竣工から21年となり更新時期を迎えていることから、代わりとなる新船の基本設計を行うものです。

71ページを御覧ください。

上から2段目の（事項）水産基盤（漁港）整備事業費16億4,132万7,000円です。

本事業は、漁業生産基盤としての漁港の安全性を確保するとともに、流通、生産拠点としての機能向上を図るための整備を行うものになり

ます。

説明欄3の「漁港施設機能強化事業」では、宮之浦漁港ほか2漁港において、地震・津波に備えた防災・減災対策として防波堤や岸壁の改良を行い、漁港施設等の被害の軽減を図るものになります。

一番下の(事項)漁港災害復旧事業費1億3,417万円及び次のページの(事項)水産施設災害復旧事業費6,859万4,000円です。

これらの事業は、台風等で災害が発生した際の調査費や復旧を行うためのものになります。

73ページを御覧ください。

決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について説明いたします。

「藻場造成について、藻場の再生は、水産資源を確保する上で重要な課題であることから、宮崎海洋高校の研究課題とするなど、教育委員会と連携して取り組むこと」という指摘要望事項がありました。

藻場は、水産資源の育成の場として不可欠な役割を担うことから、県では、国の「漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業」や県の「漁港・漁場グリーン化事業」等を活用し、藻場の造成に取り組んでおります。

また、教育委員会と連携し、宮崎海洋高校におきましては、藻場の重要性や保全活動の必要性に対する理解醸成及び将来の保全活動への参画につなげることを目的に、実践的な実習授業を展開しており、令和7年度には、海藻の種の採取や育苗を行っております。

令和8年度には、生徒が直接現地で、海藻を食べるウニの密度管理やその効果のモニタリング等を行う予定としております。

今後も、教育委員会等の関係機関と連携しながら、藻場の造成・保全に取り組んでまいりま

す。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

まず、農村計画課、農村整備課、担い手農地対策課、3つの課につきまして質疑をお願いいたします。

○下沖副委員長 資料56ページの農地総務費が前年度比123%ということなんですけれども、職員費のところなぜ増額になったのか、理由を教えてください。

○井上農村計画課長 少し調べさせてもらえますか。すいません、後ほど回答いたします。

○野崎委員 資料55ページの内容について、もう少し詳しくどんな感じか教えてください。

○堀ノ内担い手農地対策課長 本事業は、農業大学のカリキュラムの強化をまず行う事業としておりますが、カリキュラムの主な内容としましては、まずドローン等の活用であったり、あと施設園芸における環境整備技術等の導入につきましては、こちらが農業大学でも使えるようなカリキュラムの強化等を行う内容となっております。

それから、有機農業等のニーズがあるということで、これまで講義等を中心に行ってきたおりましたが、今度はJAS有機等にも対応できるように、水田あるいは露地野菜等での実習等も強化していく内容としております。

また、農業高校との連携したプロジェクト活動を、それから5か年で一貫通貫した教育カリキュラムの構築等も行うこととしております。

それから、スマート農業等を活用した大規模な土地利用型農業などにつきましては、地域の先進的な農業法人等と連携した教育実習等を行うこととしております。

○野崎委員 山下委員がすごく詳しいと思うん

ですけれども、今、農業高校とかの施設が老朽化していて、スマート農業とかICT化とか、全然マッチしないというので今動いていらっしゃるけれども、大学校も農業高校もそういった方向でしっかり施設も取れなきゃいけないと思っているんですよね。そういうところは、教育委員会ともいろいろ話しながら進めていく予定ですかね。

○堀ノ内担い手農地対策課長 スマート機器につきましては、農林水産省の事業を活用した導入につきましては、農業大学校、それから農業高校、私ども担い手農地対策課が窓口となり、国に予算要求をして計画的に機械導入を進めているところでございます。

ただ、国の事業が国費2分の1ということで、2分の1の負担につきましては、それぞれ私ども農政水産部で確保しておりますが、農業高校につきましては教育委員会のほうで2分の1を確保する必要があるということで、それぞれの計画に基づいて導入をしているところでございます。

○野崎委員 農業に必ず携わる人材ですので、子供たち——この育った方たちが指導者として農業を背負っていくという意気込みでやってもらわないといけないし、やはり今の最先端の農業ができるような仕組みを、とにかくつくっていかないといけないのかなと思います。

多分、単語とか言葉ばかり最先端のものが多くて、全然追いついていないという話ですので、そこはしっかり教育委員会とも話しながら、その施設整備も含めて、あとカリキュラムも含めて専門家をしっかり育てていただきたいなと思います。

○山下委員 野崎委員の関連なんですけれども、農業大学校ですよね、去年いろいろと教育委員

会などと勉強させていただいて、けれども教育委員会の施設整備というのは、見ていてかなり時間がかかりそうですね。だから、私はやはり農業大学校は県立ですから、あそこを全体的に県単事業で早急に施設整備して、今の時代に合うような環境を早く整えるべきだろうなと思うんですが、具体的に農業大学校の学生、卒業生は何人になりますか。

○堀ノ内担い手農地対策課長 令和7年度の卒業生は69名でございます。

○山下委員 60名の定数に対して、それ以上の人たちが来ているんですよね。だから、私はもうかる経営、いわゆる1,000万円の農業所得の構想を打ち立てるわけですから、それに合う農業大学校の役割というのは大きいと思うんです。

だから、いち早くその環境整備を整えていく計画づくりをしようかなと思うんですけれども、いわゆる総合農業試験場あたりは、具体的な年数が計画で出されました。具体的に、農業大学校の設備計画、改善計画を手がけている年次計画のようなものは、まだ全く出てないですか。

○堀ノ内担い手農地対策課長 施設の修繕であったり改修、それからハウスも園芸ハウスも含めてですが、あと機械導入につきましては年次計画を立てて、総合管理課等々で協議しながら導入を進めているところでございます。

○山下委員 委員会には今までその計画というのは出されてますか。

○堀ノ内担い手農地対策課長 いえ、委員会では報告はしておりません。

○山下委員 農業大学校の改革について、今後の計画はどうなっていて、いつ頃それを出されるのでしょうか。

○堀ノ内担い手農地対策課長 現在、農政水産

部内部で農業大学校の在り方の検討を進めているところでございます。令和8年度内に在り方の取りまとめを予定して、その検討を進めているところでございます。

○山下委員 今、農業大学校の生徒たちと向き合う中でも、いろいろな課題があると思うんですよね。農業大学校側から、どういう改革を農政水産部に求められているのかお聞かせください。

○戸高県立農業大学校長 大変難しい御質問でございますけれども、まずは農業大学校では、学生が卒業いたしましていろんな進路に進みますけれども、例えば就農する学生については、やはりしっかりとした栽培生産と経営ができる、理論に基づいた経営ができる、生産ができるというのを基本にしまして、そこには今であれば生産性向上、それから環境への配慮というものが求められますので、そういった時代に対応した例えばスマート農業や有機農業など、時代に対応した技術を習得した学生を育成するということが必要かなと思います。

そもそもは、やはりその農業大学校を選んで入学した学生に対しては、農業はとても楽しいんだと、やりようによっては所得も確保できるというような魅力を示しながら、そういう将来やはり農業に進もうかという人材を育成する必要があるかと思います。

○山下委員 担い手を育てる一番の窓口ですからね、農業大学校が学生と向き合っている一番の現場ですので、卒業生もおられることですから、卒業生からの意見を聴取したり、いろんなノウハウを次代に向けた一番の窓口だろうと思うんですよね。

ぜひ今後、高鍋農業高校との連携も、教育委員会もいろんな模索もしていますけれども、農

業大学校というのは極めて大事なポジションになるだろうと思うんですよね。そのようなことも踏まえて、方向性とスピード感を持って示していってくれるとありがたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

○二見委員 資料60ページの「農業外国人材「育成就労制度」体制構築事業」なんですけれども、まだ始まっていない今の事業と少し変わってくる見通しだと思うんですが、この日本に来ていろんな技術研修を経た外国人の方々の、ここでいうと特定技能の5年からとなっているけれども、最終的に日本にどれくらい残ってくれるのかとか、現状としてはどれくらい残るかも含めて、どんな見通しを持っていらっしゃいますかね。

試験を受けていくというのは、やはりハードルがあるので通らない人たちもいるわけじゃないですか。

○堀ノ内担い手農地対策課長 外国人を受け入れた農業法人等からの声としましては、やはり末永く長い年数ずっといてほしいという声は多く聞いております。

ただ、人数等のそういった数につきましては、まだ把握できておりませんし、検討もまだしていない段階でございます。

ただ、まだこの制度は始まったばかりですので、まずは育成就労から3年、それから特定利用の1号5年、その後の2号につきましては、期間延長しながら制限なく定住できるということで、そういった事例をつくりながら、その事例を広く周知して各法人ごとの目標なりを把握していきながら、対応を検討していきたいと考えております。

○二見委員 今年、外国人材確保・雇用対策特別委員会をつくって、今度その報告が出来上が

るところなんですけれども、今回インドネシアに行って様々な医療・介護、いろいろな分野のところまで調査したわけなんですけれども、日本で研修して帰ってきた子たちの意見も聞くことができました。日本で養鶏とか養豚とか、いろんなその食品関係に勤めていたんですけども、実際には向こうに帰って自分で事業を興したりするわけなんですよね。

ある一人の若い子は、建築資材の会社をやっているとか、養豚をやっているとか、農業をやっている子たちもいるわけなんです。その子たちが身なりからしても、そのインドネシアのレベルからいくと大分上なんですよね。大分羽ぶりがよさそうにも見えましたよ。やはりこれが日本に行って勉強して、自国に帰って事業を興して成功した事例というものなんだなというふうに思いましたね。

だから、日本に来て日本でその外国人材の人たちの夢をかなえるというのもあると思うんですよ。もちろん、ずっと日本で頑張っていくという子もいれば、やはり中にはふるさとに帰りたいとそもそも思っている子たちも多いと思うんですよね。

実際日本に勉強に来て、何かしてほしいことはありますかと聞けば、もちろんお金を仕送りもするわけなんですけれども、自分たちが事業を立ち上げるときの資金も欲しいと。そういったときの支援もあるといいなというようなことも言っていました。

やはり自分たちで事業を興すということは、それなりのお金も必要なわけなので、こっちとインドネシアで比べれば金額的な価値も違います。だから、僕らは今から何を考えないといけないかなと思ったときに、いい関係をつくらないといけないと思うんですよ。

こっちの農業法人の経営者の人たちは長くいてほしいと思うのはそうだと思うんですけども、一番に考えないといけないのは、やっぱり若い人たちの夢をかなえてあげられることだと思うんですよね。日本でかなえたい夢がここにあるのか、若い人たちは自分のところで、自分の国に戻って頑張りたいという夢を持っているんだったら、やはりそれを応援してあげるぐらいの度量でやっていかないといけない。

だから、この育成就労から特定技能とかになって、どれくらい残るんでしょうねといったのはそこなんですよ。たくさん残ればいいということだけじゃなくて、本国に帰ったときに、日本とのつながりを持って行ってほしいなど。

今宮崎県で、カカオを栽培していて結構テレビとかでも注目されている人がいますけれども、今カカオはすごく高騰しています。チョコレートを食べられない方は分かんないかもしれないけれども、以前と比べて倍ぐらいになっているんですよね。

これからのことも考えれば、インドネシアもカカオベルトというふうになっているし、あそこでも栽培できるのであれば、日本とインドネシアとのつながりをつくるためにも、そういう技術的なつながり、やっぱり作物としてのつながり、人間関係もしっかりつながりを持っていくこと大事だと思います。

いろんな分野で日本だけがよくなるのではなくて、外国の人たちはやはり自分の国が発展してほしいと願っている人が多いと思うので、そういったものに日本として協力できること、宮崎県としても協力できるようなことも、しっかりこういう外国人材のところに関しては忘れてはいけない視点なんじゃないかなと思うんですよね。

そういうことが、お互いしっかり信頼関係が構築できるからこそ、長い交流ができるというか、人脈がつくれていくし、お付き合いができるんだと思うので、そういうところにはいろんな監理団体とか、紹介団体とかがあるから、そういうふうに持っていったほうがいいんじゃないかなって今回1年間いろいろ勉強させてもらって思ったところだったもんだから、これからの話なんでしょうけれども、ぜひ宮崎県と外国、ベトナムもそうだと思います。

農業でつながれるところ、いろんな作物でもつながれるところ、こっちはできて向こうができないこと、向こうも自分のところにつくれないものをつくりたいとか思っている人いるかもしれないじゃないですか。

そういったように、お互いの夢がかなえられるような連携ができるように、ぜひ取り組んでいただきたいなと思います。僕の勝手な意見になったんですけども、しっかり御検討いただきたいなと思います。

○堀ノ内担い手農地対策課長 県内に外国人材を受け入れている監理団体、あるいは登録支援機関、今16社と連携する取組ということで、年2回ほどの連携会議を開催しております。

その監理団体、あるいは登録支援機関が提携する送出機関とのそういった情報交換というのを、しっかり今後やっていきながら、送出し側の意向等もしっかり把握して対応していきたいというふうに考えています。

先ほど下沖副委員長から御質問のありました職員の人件費の件ですね、資料56ページになります。

中ほどの職員費ですけれども23%増加した理由としましては、盛土対策課の3名、これは担い手農地対策課が費用を負担しているというこ

とで、それが増になっております。

○前屋敷委員 資料55ページで先ほどお話も出ていましたが、青年農業者育成確保総合対策事業費の1の改善事業「新規就農誘致力アップ事業」、それと3の「新規就農者確保総合対策事業」というふうに事業はされるんですけども、この3番のほうは、昨年度と比較すると相当減額になっているんですよ。この1番の事業と合わせてやるというような、どういうことになっているのか、その辺を教えてください。

○堀ノ内担い手農地対策課長 「新規就農者確保総合対策事業」が約1億7,000万円の減となっております。この理由につきましては、国の新規就農に対して、経営開始に対して150万円を交付しております事業が令和3年度までは5年間対象になっていたものが、令和4年度から3年間ということに短縮された関係で、令和4年度以降それまで5年だった方の分が減少したということが一番の大きな原因となっております。

併せまして、「新規就農誘致力アップ事業」につきましては、県外からの新規就農者の呼び込み等の強化を主な内容としている事業でございます。これまで就農相談等を民間企業と連携しながら行ったり、あと事業承継ということで承継を支援するコーディネーターの設置であったり、中古資産の修繕・移設等の費用負担等の支援も行ってきた事業の見直しを行いまして、今後は受入体制を整えている産地としっかり連携して、受入産地の情報を県内外にしっかりまず情報発信しながら、後はそういった方々に本県に来ていただく就農体験等の取組につなげ、本格的な就農に向けてミスマッチがないように、定着に向けた取組を行う内容となっております。

○前屋敷委員 この3番の国の制度の変更によるものなんでしょうけれども、これによって県内で

の程度の影響が出ているか分かりますか。この5年間だったのが3年間になるというようなことも。

○堀ノ内担い手農地対策課長 年間150万円が5年間で750万円の交付だったものが450万円と、300万円が減少になるということで、その方々の影響というのは、300万円の減というものはありまして、それが大体年に40人ほどが対象になっておりますので、そういった方々が影響を受けているということになるかと思えます。

○下沖副委員長 資料59ページの「農業外国人材「育成就労制度」体制構築事業」なんですが、これに関して、今農業とか林業とかを中心に特定地域づくり協同組合というのが立ち上がっていると思うんですけども、そこで外国人材を雇った場合、その組合員の中で農業だったら、介護などの他分野には行けないと思うんですけども、農業で限定した組合員——今は法人とか組合員で入っていると思うんですけども、その間を移動できるものですか。組合で雇用することになると思うんですけども。

○堀ノ内担い手農地対策課長 派遣登録のある監理団体、あるいは登録支援機関を通してであれば、複数の業者受入形態で雇用することは可能というふうに認識しております。

○下沖副委員長 結構農業も人手が必要なときと必要じゃないときとか、いろんな畜産でもそうですけれども、そこがうまく組み合わせられるように、この特定地域づくりを活用することができるのでしょうか。

○堀ノ内担い手農地対策課長 派遣業の資格を持っている登録支援機関が、特定技能外国人材を受入れ、事業者へ派遣することは可能ですが、特定地域づくり事業協同組合は、無期雇用以外は、派遣することができません。

○下沖副委員長 特定地域づくりも派遣業ということになる。組合員の同じ組合費を払って、そこで各会社とかで季節的に働いたりするという、これも派遣業ということで、登録は派遣業になってるのですか。

○堀ノ内担い手農地対策課長 しばらくお待ちください。

○下沖副委員長 また後で調べて、資料でもいただけたら、回答いただけたらと思います。

○川添委員長 ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 では次に、水産政策課、漁業管理課、2つの課について質疑ございませんか。

○下沖副委員長 資料70ページの(事項)漁業取締監督費、こちらのほうが前年から500%の伸びになっていたんですけども、漁業取締船たかちほの代船建造の設計計画は分かるんですけども、それ以外に何が増えたのか教えていただけたらと思います。

○安田漁業管理課長 たかちほの基本設計事業以外で、現在のたかちほの定期検査費用が入っております。定期的に検査しないといけないというところがありまして、そこにこれぐらいの費用がかかってきます。

○下沖副委員長 それがこの取締関係事業、ここに定期点検の予算が入っているということですね。

○安田漁業管理課長 そのとおりでございます。

○山下委員 今年はウナギの稚魚はどうだったか。ウナギの相場はどうだったのでしょうか。

○安田漁業管理課長 昨年が非常に豊漁で、途中で採捕が終わるという状況がございまして、今年度につきましては、昨年度より少し遅い時期、昨年は11月中から始まりましたが、今漁期につきましては12月12日から漁が始まり

まして、去年と比べると、現状では今460キロほどが採捕されて、去年が556キロほどだったと申しますので、それが去年は2月の中旬にはそうになっていたというところが、現時点で今460キロぐらいということですので、去年ほどではないんですが、それ以前の数年に比べると豊漁と言っていい量かと思っています。

○山下委員 ありがとうございます。少し安心しました。値段的に去年と今年の取引価格は、どれぐらいの相場でしたか。

○安田漁業管理課長 今年度が、やはり割と捕れてるところがございまして、あと、昨年かなりの豊漁だったものですから、養殖業者がいけぐりのほうがなかなかきつというところがあって、あまり需要が高くないというような情報もございます。

昨年、2月ぐらいにはキロ20万円ぐらいに落ちたかと思うんですけども、今年度も現状では今20万円ぐらいまで落ちているという状況にあります。

○山下委員 高いときは200万円とか言ってなかったっけ。割と豊漁なんですね。

○安田漁業管理課長 400キロ台に乗ってるというのは、昨年と比べるとかなり落ちてはいますけれども、かなりの豊漁ということになるかと思えます。

○山下委員 養鰻業者は何社ぐらいおられるんですか。

○安田漁業管理課長 現在、42業者おられます。

○前屋敷委員 資料69ページ、(目)水産業振興費で、昨年度は「漁業経営構造改善事業」というので、国が2分の1を支援するというので1億8,300万円ほどあったんですけども、これは国の事業で、国はこれを取りやめたということでしょうか。

○安田漁業管理課長 国のほうで事業が終わったというわけではございません。たまたま令和8年度の事業要望がないということで、きれいに落ちているという状況になっております。

○前屋敷委員 もう一度、事業の何が無いんですか。

○安田漁業管理課長 事業の御要望がなかったということです。

○前屋敷委員 要望がない。これは経営体ですかね、事業主の要望に応じて予算化もされるわけですか。

○安田漁業管理課長 例えばこの事業に関しては、令和7年度は2市でイセエビの漁場の造成事業を行っております。また、組合の方が共同利用施設を整備するのに使ったりされております。昨年は3件ございました。今年はゼロ件になったというところで、1億8,000万円落ちているという形になっております。

○前屋敷委員 かなり金額も大きいもんですから、その要望というのは、前年度に国に対しては要望するんですか。

○安田漁業管理課長 翌年度事業に関しましては、前年度のうちに御要望を上げていただいて、予算化していくという形になっております。

○前屋敷委員 これまでは、県のほうからそういう事業者の皆さんの要望を受けて申請をすれば、ほとんどそれは通っていたという状況ですか。予算化がされていたんですか。

○安田漁業管理課長 件数ですとか要望額にもよるかと思いますが、大体御要望にはお応えできるというような形になっています。

○井本委員 どの事業に当たるか分からないのだけれども、延岡の稚アユの状況はどうなのかな。

○安田漁業管理課長 海産稚アユということで、

今年の子供なんですけれども、かなり海のほうに下りていたようで、例年、県北では390キロほどを上限として海産稚アユの採捕を行っているんですけれども、1週間、2週間ぐらいで、すぐに390キロ上限に達したという状況がございます。

○井本委員 昔に比べるとアユが随分少なくなっているんですね。稚アユそのものが少なくなっているんじゃないかなという、そんな話はないですかね。

○安田漁業管理課長 アユ資源の減少につきましては、本県に限らずいろんなところで言われているところでして、なかなかこれという要因というところは、確実なものというのは把握できてないと認識しております。

○井本委員 稚アユがほかの県に売られているとか、そういう話も聞くんですけども、そういうのはあるんですか。

○安田漁業管理課長 基本的に本県で採捕された海産稚アユにつきましては、県内の養殖業者の方が放流用とか、食用とかに養殖されるということになるかと思えます。基本的には県外のほうには出していただかないようにという方向ではあるかと思えます。

○井本委員 基本的にはそうだろうけれども、出てるといううわさを聞くから、その辺は別に取締り対象になってないわけですか。

○安田漁業管理課長 そこに関しては取締りの対象ということにはなっておりません。

○川添委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 ないようですので、以上で第2班の予算議案の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時56分休憩

午後1時59分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

特別議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○西田水産政策課長 常任委員会資料の74ページを御覧ください。

議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について」でございます。

1の改正の理由は、維持管理経費等の増加を踏まえ、受益者負担の適正化を図るため使用料の改正を行うものです。

2の改正の内容は、条例第2条関係の別表第1に定めている使用料の一部を増額改正するもので、詳細は75ページのとおりです。

お戻りいただきまして、3の施行期日は、令和8年4月1日としております。

○井上農村計画課長 資料の76ページを御覧ください。

議案第36号「国営施設応急対策事業大淀川左岸地区の執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。

本議案は、令和元年度から令和7年度までに施行されました「国営施設応急対策事業大淀川左岸地区」について、当該事業に要した経費に充てるため、国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例第3条第3項の規定により、議会の議決を経て、市町村負担金を定めるものであります。

まず、1の負担金につきましては、宮崎市1億6,146万3,530円、小林市3,004万4,481円、綾町1,287万6,204円でございます。

次に、2の徴収期間につきましては、令和8年度と定めております。

本事業の概要につきましては、下の参考に示しているとおりでございます。

続きまして、資料77ページを御覧ください。

議案第37号「国営施設応急対策事業川南原地区の執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。

本議案は、令和元年度から令和7年度までに施行されました「国営施設応急対策事業川南原地区」について、当該事業に要した経費に充てるため、国営川南原土地改良事業負担金徴収条例第3条第3項の規定により、議会の議決を経て、市町村負担金を定めるものであります。

まず、1の負担金につきましては、川南町9,156万1,904円、木城町471万7,701円でございます。

次に、2の徴収期間につきましては、令和8年度と定めております。

本事業の概要につきましては、下の参考に示しているとおりでございます。

続きまして、資料78ページを御覧ください。

議案第38号「農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。

上段右側に表記しております農村計画課、農村整備課、漁業管理課の各課において、表の左の欄の事業実施に当たり、表の真ん中の欄のとおり市町村負担を予定しており、地方財政法第27条第2項等の規定により、あらかじめ市町村の意見を聞き、同意を得た上で議会の議決に付すものであります。

○梶原農政企画課長 資料の81ページを御覧ください。

議案第43号「宮崎県農業・農村振興長期計画の変更について」御説明いたします。

第八次宮崎県農業・農村振興長期計画につきましては、今年度が計画の中間年度に当たりま

すことから、社会情勢の変化等を踏まえまして、令和8～12年度を計画期間とする後期計画案を取りまとめております。

資料の第1編長期ビジョンでは、第1～4章の本県農業を取り巻く現状などを見直し、第5章に赤字で記載しておりますとおり、計画の目標は前期計画と同じく、「持続可能な魅力あるみやざき農業の実現」を掲げております。

また、第6章の農業構造展望と農業生産の目標にありますとおり、主要目標として、農業産出額や経営体数を掲げてございます。

この内容につきましては、別途お配りしております冊子で後ほど御説明いたします。

冊子の37ページをお願いいたします。

前回御説明いたしました素案におきましては、国の統計である農林業センサスなどが未公表でございましたために、後期計画としての案をお示しすることができていなかったのですが、新たに公表された統計値などを用いて趨勢を推計いたしまして、前期計画から目標を見直しております。

それでは、まず(1)総農家・営農経営体の展望についてでございます。

本県の総農家数や個人経営体数につきましては、令和2～7年の5年間で約2割が減少しております。一方で、農業法人数は規模拡大や他産業からの参入などによりまして、約1割増加しております。

今後は、多様な人材の取り込みや経営規模の大小や個人・法人の別を問わない経営基盤などに取り組みまして、本県農業の維持・発展を図ってまいりたいと考えております。

中ほどのグラフを御覧ください。一番上、総農家数は、平成17年には約5万戸あったところですが、年々減少いたしまして、令和7年に

は2万4,500戸と約半減している状況でございます。

令和12年の趨勢といたしましては、1万9,900戸となる見込みですが、新規就農者の確保や営農継続等に向けた施策の強化などによりまして、2万1,300戸を維持する目標を掲げております。

その下の法人経営体数と、一番下の主業経営体数につきましては、令和12年の目標を、それぞれ1万4,200経営体と5,200経営体として設定いたしまして、3番目の折れ線グラフでございます農業法人数につきましては、令和12年の目標を令和7年から18%増の1,067法人としております。

次に、38ページでございます。

農業就業者の展望についてでございます。

中ほどのグラフを御覧いただきますと、農業就業者数は、令和2年の約4万人から令和7年の約3万5,000人と、5年間で1割以上減少しております。そのうち、基幹的農業従事者数は、同じ5年間で約2割以上減少した一方、雇用従事者は約2割増加しております。

今後、生産力の維持に向けまして、農業者数の減少速度を緩和する施策を展開し、多様な人材の確保を図ることで、令和12年の農業就業者数の目標を3万3,700人とし、その内訳として、基幹的農業従事者数が2万1,000人、雇用従事者数が1万2,700人としております。

その下、(3)耕地面積の展望につきましては、農業者の減少等に伴う荒廃農地の増加などによりまして、今後も緩やかな減少傾向が続いていくと予想されておりますけれども、地域計画を踏まえた産地づくりの実現に向けて、各種施策等に取り組みまして、表にお示ししておりますとおり、農業生産等に必要な面積として、

耕地面積を令和12年に6万ヘクタール確保するとともに、農地のフル活用を推進することで、農作物作付延べ面積を6万5,400ヘクタールとして、耕地利用率109%を目指してまいります。

次に、39ページを御覧ください。

本県農業の生産構造の展望についてでございます。

こちらでは、本県農業を支える各経営体・農家が、農地や産出額に占める割合をお示ししてございます。図にありますとおり、令和7年の生産構造は、営農経営体・自給農家の数の割合では、農業法人が3.6%、個人経営体が64.4%、自給的農家が32%となっております。

一方で、耕地面積と農業産出額の割合については、農業法人と個人経営体で大半を占めておりまして、そのうち農業法人については、約20%の耕地を担い、農業産出額の52.6%を産み出しております。

今後、新規就農者の確保に加え、経営体数の減少に対応するため、農地の区画拡大やスマート技術の導入により、生産の効率化と経営発展を促進するとともに、雇用従事者を含めた農業従事者の確保に努め、収益性の高い生産構造を構築してまいります。

併せて、小規模な個人経営体、それから自給的農家の方々につきましても、農業生産にとどまらず、地域コミュニティの維持など、農村集落で不可欠な重要な役割を担っておりますので、農業支援サービス事業者などのサポート体制を構築するとともに、農業を核に地域の活性化を図る地域施策を組み合わせまして、持続的な農村集落づくりを推進してまいります。

令和12年における農業生産構造は、40ページにお示ししております。営農経営体数、自給的農家数の各割合は大きく変わりませんが、

農業法人と個人経営体が耕地面積や産出額の維持に貢献しながら、自給的農家も含めた形で、本県農業・農村を担う姿を展望としてお示ししております。

41ページを御覧ください。

農業生産の目標でございます。

こちらにつきましても、昨年12月末に公表されました、令和6年の実績を踏まえて見直しを行っております。各表を御覧いただきますと、作付面積・飼養頭羽数では、今後、経営体が減少する中であっても、基本的には減少の幅を抑えまして、品目によっては維持・増加を図りながら、その下の表の生産量の表にありますとおり、スマート農業技術の活用等によりまして、生産性の高い農業を展開することで、単位面積、また1頭当たりの生産量を増加させ、各生産量の維持・増加を図ってまいります。

産出額につきましては、42ページにお示ししております。令和6年の実績は、令和5年から5億円増の3,725億円で、その内訳は、耕種で米、芋、野菜などが増、畜種で豚、鶏などが減となったところがございますけれども、耕種では、中ほどの耕種計がございますとおり、令和6年1,343億円であったものを、令和12年には1,387億円まで伸ばしていく。畜産では、畜産計でありますとおり、2,344億円を2,471億円に伸ばしていくということで、総計で令和12年には、現状から160億円増の3,885億円を目標として掲げております。

冊子での説明は以上となりまして、常任委員会資料にお戻りいただければというふうに思います。

常任委員会資料81ページに戻りまして、後期計画の新たなポイントでございますけれども、赤枠で囲っております第2編の重点プロジェク

トと第3編内の第4章、地域別の具体的な展開方向、(通称)地域プランと呼んでおりますけれども、この2点でございます。

地域プランにつきましては、今回、新たに各支庁、それから振興局単位で、産地づくりの観点から策定する計画でございます。例えば児湯地域では、スマート農業技術と大規模化による施設ピーマン日本一の堅守でありますとか、北諸県地域でございますと、大規模農業法人等を核とした加工・業務用野菜の産地づくりなど、それぞれの地域の特徴を生かした施策を市町村やJA等と連携して展開してまいります。

82ページを御覧ください。

重点プロジェクトにつきましては、特に重点的かつ横断的に取り組むべき施策を取りまとめたものでございまして、本県が将来にわたって食料供給基地としての役割を果たしていくため、次代を担う人材の確保・育成と、生産性と持続性を両立した稼げる農業の実現を一体的に推進し、農業の成長の好循環を構築してまいりたいというふうに考えております。

具体的には、中ほど写真でお示ししておりますとおり、農業者が減少する中でも、生産性の高い農業を実現するための農地の区画拡大やスマート農業技術の普及拡大、人材確保に向けて就農希望者等に離農者の経営資源がしっかりと承継される産地ぐるみの体制構築、持続性の高い農業・農村を実現するための中山間地での農業継続や担い手の規模拡大をサポートする農業支援サービス事業者の育成など、今後とも、本県が食料供給基地としての役割を果たせるよう、施策を展開してまいります。

一番下に記載しておりますとおり、重点プロジェクトの総括指標としては、農業所得が1,000万円以上の経営体の割合を掲げておりまして、

農業を稼げる産業に転換し、これから農業を担っていただく方々に対しまして、本県農業が所得の面でも魅力のある産業だということをメッセージとして発信したいということで、本指標を設定しております。

以上、重点プロジェクトや地域プランを中心に様々な施策を総合的に展開することで、持続可能な魅力あるみやざき農業を実現してまいりたいというふうに考えております。

なお、(1)～(3)の3本の柱の内容につきましては、83～85ページにお示ししておりますけれども、時間の都合上、説明は割愛させていただきますので、後ほど御参照ください。

○西田水産政策課長 資料の86ページを御覧ください。

議案第44号「宮崎県水産業・漁村振興長期計画の変更について」御説明いたします。

第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画については、今年度が計画の中間年度に当たることから、農業と同様、令和8～12年度を計画期間とする後期計画の案を取りまとめました。

第1編長期ビジョンでは、本県水産業を取り巻く現状などを見直し、第2章の1に記載しているとおり、基本目標は前期計画と同じく、「ひなた魚(イオ)バージョンで新たな波に乗り成長する水産業」を掲げております。

また、第2章の3の主要指標については、別途お配りしております冊子で御説明いたします。

冊子の40ページを御覧ください。

後期計画では、昨年公表された国の2023年漁業センサスなどを踏まえ、指標の見直しをしております。

表を御覧いただきますと、生産状況の生産量では、漁業・養殖業の合計で、令和5年の10万1,199トンと令和12年には10万7,800トンに、生

産額では、同じく合計で、令和5年の598億円と令和12年には680億円に増加させる目標としております。

次に、経営体・就業者の海面漁業経営体数では、令和5年の812経営体を令和12年には676経営体に、海面漁業就業者数では、令和5年の1,996人を令和12年には1,750人に減少を抑制する目標とし、新規就業者数では、令和12年に年当たり60人を確保する目標としております。

また、海面雇用外国人数では、令和5年の561人を令和12年に620人まで増やす目標としております。

最後に、成長の法人経営体の生産額では、令和5年の2億3,935万円を令和12年には2億7,200万円に、個人経営体の漁業所得では、令和5年の421万円を令和12年には480万円に、2つ下の輸出額では、令和5年の15億4,200万円を令和12年には28億円に増加させる目標を掲げております。

下から2番目の項目、水産加工業の出荷額については、水産業全体の成長を目指す観点から今回新たに追加したもので、令和5年の97億7,900万円を令和12年に107億5,700万円に増加させる目標を設定しております。

冊子での説明は以上です。

常任委員会資料にお戻りいただきまして、資料86ページ、施策の具体的な展開方向は、赤字で囲っておりますとおり、ひなたイオバージョン2.0としまして、4つの重点施策を展開してまいります。

87ページを御覧ください。

4つの重点施策について、赤字で示しております前期計画からの主な変更点を説明いたします。

(1)では、陸上での安定生産が見込める海

ぶどうなど陸上養殖の普及や、遺伝育種技術の導入による、成長が速く病気に強いブリなどの養殖用種苗の供給、高等水産研修所と水産試験場の統合による研修機能の強化、また、操業記録をアプリで共有するなどのスマート技術を活用し、労働環境の改善による新規就業者の定着向上などを図ります。

(2)では、複合経営化としまして、例えば単価の高いタコつぼ漁業と引き縄漁業の組み合わせや、イワガキ、ワカメなどの養殖業と定置網漁業の組み合わせにより、経営体質の強化を推進します。また、水産試験場加工分野と食品開発センターの一体的取組により、加工技術支援の強化を行ってまいります。

88ページを御覧ください。

(3)では、ヒラメなどの少ない資源は漁獲せずに、ハタ類やタチウオ類などの近年増加しつつある資源を漁獲する気候変動に適応した生産体制づくりを進めます。

(4)では、漁村地域の活性化に向け、現在進めております青島漁港の事例を筆頭に、にぎわいと所得を生む海業の取組を県内各地へ展開してまいります。

以上、これらの新たな施策を中心に様々な施策を展開することで、本県水産業の成長産業化を実現することとしております。

○川添委員長 執行部の説明が終了しました。

まず、議案第22号、水産政策課の説明について質疑はございませんか。

○二見委員 場所としてはこのオープンラボのところですかね。利用状況はどんなですか。

○西田水産政策課長 手数料徴収が今回関わります加工部門については、現状、青島の水産試験場内に所在してございまして、そこでいろいろな加工業者の方からの相談等に応じて業務を

行っているところでございます。

実績、回数といたしましては、令和6年度が34回、令和5年度が51回という実績でございます。

○二見委員 多いという感じではないような気はするんだけど、こういったところの取組む人たち、若い人たち、高校生とか、学校で使っているという事例とかはないんですか。

○西田水産政策課長 現状では、加工業者の方の相談利用が中心というふうに把握しております。

○二見委員 今、調理科とかも、すごく頑張っている子たちがいたり、いろんな分野で活躍したりとかする子がいるので、彼らにも活用できるのであれば、教育委員会のほうでも検討してもらいたい気はしました。あとは、業者とかが使うのに差し障りがあったらいけないなというのもあるんでしょうけれども。

○西田水産政策課長 学校と連携した取組というのは、水産分野では海洋高校を中心に、担い手の確保という観点から、先生方とお話をさせていただいているところですが、委員御指摘のとおり、先ほど説明した長期計画の中でも、水産加工業にこれから注力して取り組んでいこうということも掲げておりますので、今の御指摘の点も踏まえて、学校側とも何か新しい取組ができないかということは今後検討してまいります。

○前屋敷委員 使用料・手数料の引上げで、ここだけではなくてほかも上がっているんですけども、主には維持管理経費等の増加という、電気代などもということでしょうか。あとは消耗品も入るわけですか。

○西田水産政策課長 御指摘のとおり、主立っ

たところは、動かすのにかかる電気代ですとか、あと機械を使用するときを使う水道料、そういったところの使用単価を反映して検討したというところでございます。

○川添委員長 ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 次に、議案第36号、議案第37号、議案第38号、農村計画課の説明について質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、次に議案第43号、農政企画課について質疑はございませんか。

○二見委員 いろいろ就業者の確保とか耕作面積の確保とかも大変なんですけれども、今物価がいろいろ上がっている中で、いわゆる産出額については3%ぐらい増加を見込んでいるわけなんですけれども、今の上昇の割合を考えるともう少し上がってもいいのかなという気はするんですが、そこ辺は加味された数字になっているんですか。

○梶原農政企画課長 この産出額につきましては、物価上昇については算定の中には入れておりません。というのも、政策的にコントロールがなかなか難しいところでございますので、今回はあくまでも、基本的には政策でコントロールできるような要素というものを加味した額ということにしております。

○二見委員 だから、そこ辺は面積なり量なり、そういったところで、今後農政がどういうふうに進んでいっているかというところをチェックしていくということなんですね。

○下沖副委員長 ちなみに、今が第八期ですけども、これまでの計画はデータで保存してあるものなんですか。

○梶原農政企画課長 過去の計画はデータでござ

います。

○下沖副委員長 ほかの課もそうですけれども、県庁として、今後AIにこのデータを入れて総合的に分析していくとか考えられるものなのかなど。これは総務課所管ですか。そういうのも今後考えたらと思います。

○井本委員 経営体の実際の農業法人とか、その他経営体は、具体的に入ってる人数の割合はどんなものですか。農業法人に何人ぐらい入っているのか。その他の経営体は何人ぐらい入っているのか分かりますか。

○梶原農政企画課長 農業法人に雇用されている雇用従事者数が、令和7年に1万700人ございまして、農業法人数が900ありますので、それで単純に割りますと、1法人当たり大体11.9人というところになります。

○井本委員 そうすると、ほかのやつはどうなんですか。例えば自給的農家というのは、ほとんど1人か2人だろう。だけれども、ここでは30.2%と書いてあるから、いかにもこっちのほうが多いように見えるけれども、人数的には法人のほうが多くなるんじゃないですか。

○梶原農政企画課長 自給的農家につきましては、これは戸数で出していますけれども、8,000戸というところございまして、基本的には1人ないし2人の方であろうというふうに考えております。

○井本委員 こんなグラフで見ると、いかにもこっちが多くてこっちが少ないように見えるけれども、実際の携わっている人間で出したほうがいいんじゃないかなという気がしますが、どうなんだろうか。

○梶原農政企画課長 この統計の取り方といたしまして、戸数ベースでの把握になりますので、実数としての人数の把握というところが、なか

なか統計的に取れないというところがございます。

○井本委員 それは分かるけれども、いかにもこれを見たら、農業法人は生産力がなくて、自給的農家は少ししかないように見えるから、何かわざとそうしているんじゃないかなと思う。人数から見れば、それほど変わらないかなと。1人当たりの産出額というのはどのぐらい違うのですか。

○梶原農政企画課長 1人当たりの産出額というところだと、やはり自給的農家は8,000戸ありながら24億円というところですので、個々の戸数、個々の経営体が生み出している産出額というのは、やはり農業法人と比べると小さいというところかなと考えております。

○井本委員 小さくないといけないのよ。それは分かっているんだけど。この表自体が、1人当たりの生産性はどれくらいあるのかというのは分からないから、そんな出し方はないのかなという話ですね。

○川添委員長 ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 次に、議案第44号、水産政策課の説明について質疑はございませんか。

○二見委員 今回のポイントで、養殖や複合経営化、加工とか、いろいろ技術が出ているわけなんだけれども、基本は漁でしっかり魚を捕ることができる。それを卸すことができる。量を確保できなければ加工に回すこともできないし、そのために養殖とか種苗の放流とか藻場の造成とかやったりとかするんでしょう。

一昨年だったかな、今はカツオ一本釣りも、高知県かどこかを抜いて、日南市の船が日本一らしいですね。すごく頑張っている船がこの宮崎県にあるんだということを、全国のテレビを

見て知りました。それを見ていると、やはり船長の勘、経験、その技術力が漁獲量にすごく左右するんだなというのが出てたんですね。

海水面温度が変わったりして大変なのは分かるんだけど、そこ辺も先読みして行くぐらいの技術がそこにあるんだということが分かったわけなんです。そこ辺は、県がタッチしてやるのかというと、少し怪しいところがあるんですけど。今、海の天気図ですか、ああいうのを出したりしてサポートしてるのは分かるんだけど、漁業者たちのスキルアップというか、本来の漁業者としての力をつける取組というのは、ここでは見えなかったと思ったんだけど、そこ辺はどのように考えてらっしゃるのですか。

○西田水産政策課長 自分の行った漁の記録、それと海況——捕れた当時の水温ですとか波の高さ、潮の流れがどうであったかというのを重ねて見れるようなアプリを今、県が提供してまして、そういったものを御活用いただいて、御自身としてのスキルとノウハウの蓄積を図っていただくという部分を支援させていただいているところがございます。

ただ、これがまだ十分に一人一人の漁業者の方に認知されて行き渡っているかということ、そこはまだ道半ばのところでございますので、そのPR、周知も含めて継続して取り組んでいきたいと考えております。

○二見委員 もう一点、確認なんだけれども、今のは近海も遠洋も一緒ですか。今のは近海の沿岸のほうになるんじゃないかなと思ったけれども。

○西田水産政策課長 今申し上げたアプリは、対象海域は、どちらかということ、近海寄りになります。近海というか、日向灘中心とした漁場の

情報が中心ということになります。

一方、委員の御指摘とは重ならないかもしれないですけども、沖合いのほう向けには、みやぎ丸が外洋に行って、沖での操業に参考にしていただけるようなデータ提供を漁期、盛んに捕れる時期に行うといった取組で支援しております。

○二見委員 だから、そこ辺は、今の現場の人たちに任せるのではなくて、しっかり取り組んでいくべきなんだろうと思います。やはり下がっているところの理由の一つは、環境の変化だけではなくて、腕の部分もあるんじゃないのかなと思いますから。分かりました。ありがとうございました。

○山下委員 第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画についてです。先ほど説明した資料の中に海面漁業・養殖業とあるんですが、海面というのはどういう漁業のことですか。

○西田水産政策課長 本県で多様な漁業が営まれているわけですが、本県の主力漁業は海面、漁船を使う漁業で申しますと、マグロはえ縄漁業、それからカツオ一本釣り漁業、この2つがまず大きな柱としてございまして、あと沿岸近く、割と近い海域で営まれる漁業として、まき網漁業がございまして、そのほかに、小型の船を使った引き縄ですとか、網を使った建て網、流し網などがございまして。

養殖業としましては、魚類養殖と、それから餌を与えずに、海藻類ですとか貝類を育てる養殖に大きく分かれるんですけども、魚類養殖におきましてはブリ類、ブリとカンパチが大きな割合を占めてございまして、ほかにマダイなどが養殖されております。餌を与えない養殖としましては、イワガキなどが養殖されております。

○山下委員 それから、一番下の表の中で法人

経営体と個人経営体ということが書いてあって、個人経営体の漁業所得で、令和5年の420万円が480万円に目標値として書かれてありますが、この480万円の所得というのは、大体どの程度のどいう経営体、どれぐらいの規模ですか。

○西田水産政策課長 確認のお時間を少々いただければと思います。すみません。

こちらは漁業種類で申し上げますと、比較的岸に近いところで営まれております沿岸マグロはえ縄漁業、それから小型の定置網漁業、それから小型の底引き網漁業。いずれも、船の大きさとしましては10トン前後、数トンクラスの船を用いて営まれている漁業ということになります。

○山下委員 この480万円の目標なんですが、これは農業でいったら家族経営体ですよ。そういう漁業を営んでおられる方のことですか。

○西田水産政策課長 御指摘のとおり、イメージとしては1人か2人、少人数で漁船に乗り込まれて営まれていると。法人の形を取っておられる方もいらっしゃるんですけども、経営規模としては家族経営に近いということになります。

○山下委員 この部類の人たちは、どれぐらい経営体がいるのですか。

○西田水産政策課長 第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画（後期計画）案の冊子の21ページをお開きいただければと思います。

そこの左4つ棒グラフがございまして、左上の経営体の推移というところを御覧いただきますと、2色に分かれてございまして、令和5年で163とある灰色に塗りつぶされてる部分が法人経営体、ほか、白抜きの部分が個人経営体ということになっております。

○山下委員 分かりました。参考にします。あ

りがとうございます。

○川添委員長 ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは最後に、議案全般を含め、その他で何かありませんか。総括でもよろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時41分休憩

午後2時44分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、3月16日月曜日に行いたいと思います。開会時刻は1時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 何もないようですので、以上で本日の委員会を散会いたします。

午後2時45分散会

令和8年3月16日(月曜日)

午後1時15分再開

出席委員(7人)

委員	長	川添	博
副委員	長	下沖篤	史
委員		山下博	三
委員		二見康	之
委員		野崎幸	士
委員		井本英	雄
委員		前屋敷	恵美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主事	黒木	燿一朗
議事課主任主事	前	鶴彩友

○川添委員長 委員会を再開いたします。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

○前屋敷委員 ほぼ賛成はいたしますが、議案第1号については反対します。

○川添委員長 それでは、議案第1号について採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○川添委員長 挙手多数。よって、議案第1号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第12号、議案第22号、議案第33号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、

議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号について、一括して採決いたします。

各号議案につきまして、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

暫時休憩いたします。

午後1時16分休憩

午後1時16分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査については継続調査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 定例の委員会は今日が最後ですので、正副委員長から挨拶いたします。では、下沖副委員長から一言お願いします。

○下沖副委員長 皆さん、1年間ありがとうございました。本当、順調な運営ができて、いろいろな闊達な意見が交わせたと思います。これ

令和8年3月16日(月)

からもほかの委員会とかで一緒になると思いますけれども、今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○川添委員長 1年間ありがとうございました。委員の皆様、それから執行部の方々、そして書記のお二人、また下沖副委員長、支えていただいて、頼りない委員長でしたが何とか1年間やることができました。いろいろ熟議の委員会になって、いろいろ勉強もさせていただきました。この環境農林水産委員会、次年度委員会替わる方もいらっしゃると思いますが、引き続き課題についてしっかり継続して取り組んでいければと思っております。本当にありがとうございました。

それでは、以上で委員会を閉会いたします。委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時18分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 川 添 博